

ハ外國人ナル時ハ通事ヲ用フル規則ナレモ亦証人ノ職權外國ナル時ニ用ルルヲ得ル者ハ証人ナルヲ得ザレモ通事アレハ之ヲ許ス

第八十七條 皇族又ハ勅任官証人ナル時ハ豫審判事書記ト共ニ其所在ニ就テ陳述ヲ聽ク可シ
第八十八條 書記ハ証人ノ陳述ニ付キ各別ニ調書ヲ作可シ其調書ニハ証人宣誓ヲ爲シタルヲ又ハ爲サ、ル事由ヲ記載ス可シ

第八十九條 豫審判事ハ証人ニ其陳述ノ相違ナキヤ否ヤヲ知ラシムル爲メ書記ヲシテ調書ヲ讀聞カセシム可シ
証人ハ其陳述ヲ變更増減セノヲ請求スルヲ得書記ハ其請求アリタルコト及ヒ變更増減ノ條件ヲ調書ニ記載シ豫審判事及ヒ証人ト共ニ署名捺印ス可シ若シ証人署名捺印スルヲ能ハザル時ハ其旨附記ス可シ

第九十條 証人ハ即時ニ出廷ニ付テノ旅費日當ヲ要ムルヲ得
若シ日稼ヲ以テ生業トスル者ナル時ハ旅費日當ノ外日稼高ニ等シキ價金ヲ要ムルヲ得

生業

第九十一條 豫審判事ハ犯罪ノ性質方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定人ヲ必要ナリトスル時ハ學術職業ニヨリ鑑定スルヲ得可キ者一名又ハ數名ヲ鑑定ヲ爲サシム可シ

鑑定

本條ノ場合ニ於テハ豫審判事其金額ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ

第七節 鑑定

第九十二條 鑑定人ハ書記局ヨリ呼出狀ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ其呼出狀ニハ犯罪事件ニ付キ鑑定ヲ命スルヲ及ヒ

呼出ニ應セザル時ハ罰金ヲ言渡ス可キヲ記載ス可シ
鑑定人呼出ニ應セザル時ハ第九十六條ノ規則ニ從ヒ處分ス可シ但拘引狀ヲ發スルヲ得ス

第九十七條ノ規則ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス
第九十三條 鑑定人ハ正實ニ鑑定ス可キノ宣誓ヲ爲ス可シ其宣誓ハ第九十條ノ式ニ從フ

豫審判事之ヲ査定スル能ハサル所ハ其ノ事業ニ習熟シタル者ニシテ其ノ爲メニシムルヲ得
學術職業ニ云々
人ヲ殺セシニ藥ヲ以テハセシト思料スレハ醫師之ヲ鑑定シ又ハ土職ヲ切リ破リテ入りシニ刃物ヲ以テセシカト思料スレハ職人之ヲ鑑定スルノ類ナリ
性質ナリ方
法ヲ拘引
狀ヲ發スル
ヲ得ス若シ鑑定人ガ

呼出ニ應セサル
トキハ第七十
六條ノ規則ノ如
ク罰金ヲ言渡ス
然レハ勾引狀ヲ
發スルヲ能ハス
何トナレハ鑑定
人ハ証人ノ如ク
必ラス其人ニ限
ルニ非ス其事柄
ニ適當ナル職能
アル者アレハ固
ヨリ其何人タル
ヲ問ハサル爲メ
ナ急遽イソ參
考マシヘカ結
果 鑑定ノ上得
タル發見物
ヲ云ナリ即毒殺
事件ニ付テハ胃
腑中ニ毒物ノ正
跡ヲ含有スルヤ
否毆傷事件ニ付
テハ其傷果シテ
致命ノ起因タル
ヤ否等是ナリ

書記ハ鑑定人ノ宣誓シタルヲ鑑定命令書ノ紙尾ニ記載
シ之ニ宣誓書ヲ添置ク可シ
第百九十四條 鑑定人宣誓ヲ肯セズ又ハ宣誓ノ鑑定ヲ肯セ
サル時ハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第百七十九條ニ
從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但シ言渡ニ對シテハ故障及ヒ控訴
ヲ許サズ
第百九十五條 第百八十一條第百八十二條ニ記載シタル者
ニハ鑑定ヲ命スルヲ得ス但急遽ノ際正當ノ鑑定人ト爲
ル可キ者ナキ時ハ事實參考ノ爲メ鑑定ヲ命スルヲ得
第百九十六條 豫審判事ハ成ル可ク鑑定ニ立會フ可シ
第百九十七條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ
以テ鑑定人ヲ増加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セシムルヲ得
第百九十八條 鑑定人ノ鑑定書ヲ作り其手續結果及ヒ鑑定
ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ
若シ結果ヲ得サル時ハ其推測スル所ヲ記載ス可シ

結果ヲ得サ
ル時 死体腐敗
殺ナレヤ否ヤチ
知ル能ハサルノ
類
契印
命令書 申付タ
ル書類
現行犯ノ豫
審 現行非現行
犯ノ豫審共
ニ治罪ノ手續ニ
於テ差異アル可
カラサレモ只タ
現行犯ハ其ノ急
遽ヲ要スル事件
タルヘキニ付官
吏ガ非常ノ權限
ヲ以テ取扱ノ異
ナルノミ非常ノ
權限ハ犯罪人逃

鑑定人意見ヲ異ニスル時ハ各自鑑定書ヲ作り又ハ各自ノ
意見ヲ一箇ノ鑑定書ニ記載ス可シ
第百九十九條 鑑定人ハ鑑定書ニ年月日ヲ記載シ署名捺印
及ビ契印ス可シ
又鑑定書ニハ豫審判事之ヲ受取りタル年月日ヲ記載シ書
記ト共ニ捺印ス可シ
鑑定書ハ鑑定命令書ニ添置ク可シ
外國人鑑定ヲ爲シタル時ハ其鑑定書ニ裁判所ヨリ命シタ
ル通事ノ作りタル譯本ヲ添置クヘシ
第百條 鑑定人及ヒ通事ニハ旅費給料其他相當ノ費用ヲ
給與スヘシ
第八節 現行犯ノ豫審
第二百一條 豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ現行ノ重罪輕罪アル
ヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スル時ハ檢事ノ
請求ヲ待タズ直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルヲ得

内ニ於テスル
コトヲ得
明治十六年十
一月司法省丙
第八号達
保釋責任中ノ
被告人取締方
心得ノ儀ニ付
左ノ通各裁判
所へ相達候條
此旨爲心得相
達候事
丁第三十一号
保釋責任中ノ
被告人取締方
タル被告ハ
左ノ取締條件
ニ服從セシム
可キ儀ニ付保
釋責任中爲ス
ノ際其旨ヲ被
告人ニ豫知セ
シム可シ
但紙尾ニ記
載印刷スル
モ妨ケナシ

保釋 刑ノ言渡
決定マテ
ハ被告人ノ請求
ニ因テ保証金ヲ
納メテ勾留收監
ヲ釋キ家ニ歸ラ
シム是レ未ダ純
粹ノ無罪人ナレ
ハナリ併シ罪ノ
輕重ニヨリテ保
釋金ニ多
少アリ 無能
力 幼年白痴癡
癡等ヲ云フ
ベテ人事ノワカ
ラヌ者ヲ云フ

ヲ發シタルト否トニ拘ラス被告人ヲ訊問シタル後豫審ヲ
求ムルニ及スト思料シタル時ハ直チニ輕罪裁判所ニ呼出
スヲ得

第九節 保釋

第二百十條 豫審判事ハ豫審中拘留狀又ハ收監狀ヲ受ケタ
ル被告人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ呼出
シニ應シ出廷スヘキノ書証ヲ差出サシメ保釋ヲ許スヲ
得
被告人無能力ナル時ハ親屬又ハ代人ヨリ保釋ヲ求ムル
ヲ得

第二百十一條 前條ノ証書ハ書記局ニ差出スヘシ
保釋中被告人ヲ呼出ス時ハ出廷ヨリ二十四時前ニ其報知
ヲ爲スヘシ

第二百十二條 保釋ヲ許スニハ金圓ヲ以テ被告人ノ出廷ヲ
保證セシムヘシ但豫審判事其金額ヲ定メ保釋ヲ許スノ言

貯金預所云

貯金預所云
保証金ハ正
貨又ハ貯金
預所ノ預証書又
銀行ノ預証書ヲ
以テスルコト許
スト雖凡人民相
互ノ貸借證書ヲ
サハルナリ之レ
保証金没入ノ時
ニ急速ヲ要セサ
ルヲ以テノ故ナ
リ
没入スベ
シ 呼出ニ應セ
サルニ疾病
事變正當ノ事由
ナクシバ其ノ保
証金ノ金額又ハ
何分ヲ豫審判事
ノ言渡ニテ 他
人ノ保証云
々 他人ヨリ保
証ヲ入レシ

渡書ニ記載ス可シ

第二百十三條 保證ヲ爲スニハ被告人又ハ其他ノ者ヨリ保
證金若クハ貯金預所又ハ銀行ノ預証書ヲ書記局ニ差
出ス可シ
又裁判所ノ管轄地内ニ住シ且充分ナル資力アル者ヨリ金
額ニ充ツ可キ保證書ヲ差出スヲ得

第二百十四條 保釋中被告人呼出テ受ケ正當ノ事由ナクシ
テ出廷セサル時ハ保證金ノ全部又ハ幾分ヲ没入スヘシ

第二百十五條 保證金ヲ没入スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ豫
審判事其言渡ヲ爲スヘシ
若他人ノ保證ニ係ル時ハ民事ノ規則ニ從ヒ之ヲ徵收ス可
シ

第二百十六條 豫審判事保證金ヲ没入シタル時ハ保釋ノ言
渡ヲ取消ス可シ
又豫審中保釋ノ言渡ヲ取消スヲ必要ナリトスル時ハ檢

明治十四年九月廿七日
第七号
第一條
人ヲ責付スルニハ
又ハ何故ニモ
モリ何故ニモ
シ出廷セシ
△可キ判所
書ヲ裁ノ差
書局ニ差

モノ没入ノ時ニ
金圓ヲ納メサル
時ハ民事ノ裁判
所ニ訴ヘ出テ請
求ヲ爲
スナリ
保証金ヲ没
入云々 被告人
免訴ノ言渡ヲ受
ケタル片ハ豫審
判事ノ誤失ニシ
テ此場合ニ於テ
ハ前ニ没入シタ
ル保證金ハ之ヲ
還與セザ
ルヲ得ス
責付 被告人ヲ
親屬又ハ
故舊ニ交付シ監
督ノ責ニ任セシ
ムル
ナリ 豫審終
結 豫審判事ノ
取調ガオハ
リタル
場合 其管轄

事ノ意見ヲ聽キ其言渡ヲ取消ス可シ
第二百十七條 豫審判事保證金ヲ没入シタル後免訴ノ言渡
違警罪裁判所ニ移スノ言渡又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付
キ輕罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲シタル時ハ檢事ノ意見ヲ
聽キ前ニ没入シタル金額ヲ還付ス可シ
第二百十八條 豫審判事免訴ノ言渡違警罪裁判所ニ移スノ
言渡又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ輕罪裁判所ニ移スノ
言渡ヲ爲シ若クハ保釋ノ言渡ヲ取消タル時ハ保證金ヲ還
付ス可シ
第二百十九條 豫審判事ハ保釋ノ請求アルト否トヲ問ハス
檢事ノ意見ヲ聽キ被告人ヲ其親屬又故舊ニ責付スルコト
ヲ得
第十節 豫審終結
第二百二十條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非ストシ又ハ
他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタル時ハ豫審終結ノ處

出サシムヘ
第二條 實付
申出ス時ハ
呼出ス時ハ
出廷ヨリニ
十四時前ニ
其通知ヲ爲
スベシ
第三條 被告
人呼出テ受
ケ正當ノ事
由ナクシテ
出廷セサル
時ハ檢事ノ
意見ヲ聽キ
責付ヲ取消
スヘシ

ニ非ストシ
云々 豫審判
事ハ被告事
件其管轄ニ非
トナス即チ其
被告ハ皇族勅任
官ニテアリタル
片又犯所ガ我管
轄内ニアラザル
片或ハ取調ヲ了
リテ他ニ關係シ
タルコトナシト
思料シタル時ハ
之ヲ以テ其事件
ノ豫審ニ終リタ
スト 豫審判
事ハ檢事ノ
意見云々 本
ニ於テハ檢事ハ
第二百四十六條
ニ定ムル如ク豫
審終結ニ對シテ
ハ故障ヲ爲ス
コトヲ得サル也

分ニ付キ檢事ノ意見ヲ求ムル爲メ一切ノ訴訟書類ヲ送致
ス可シ
檢事ハ訴訟書類ニ意見ヲ付シ三日内ニ之ヲ還付スヘシ
第二百二十一條 檢事ハ豫審充分ナラスト思料シタル時ハ
其條件ニ付キ更ニ取調ヲ請求スルコトヲ得若シ豫審判事其
請求ヲ肯セサル時ハ檢事訴訟書類ニ意見ヲ付シ二十四時
内ニ之ヲ還付ス可シ
第二百二十二條 豫審判事ハ檢事ノ意見如何ナルヲ問ハズ
後ニ記載シタル言渡ヲ以テ豫審ヲ終結ス可シ
第二百二十三條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非サルコトヲ
認メタル時ハ其旨ヲ言渡ス可シ若シ拘留ヲ要スル時ト認
メタル時ハ前ニ發シタル令狀ヲ存シ又ハ新ニ令狀ヲ發シ
其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ
第二百二十四條 豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ
爲シ且被告人拘留ヲ受ケタル時ハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

- 一 裁判所ニ於テ推測ヲ以テ得サレハナリ
- 二 現ニ道德ヲ破リタル罪ハ犯スト雖正罰屬相盜△如フ法律上ニ於テ罪トナラズ
- 三 公訴既ニ消滅シタル場合
- 五 罪惡一洗シタルキ
- 六 刑法第一編第四章第七十五條第八十條第三百十四條第三百十五條ノ場合ナリ

一 犯罪ノ證據充分ナラサル時

二 被告事件罪ト爲ラサル時

三 公訴ノ期滿免除ト爲リタル時

四 確定裁判ヲ經タル時

五大赦アリタル時

六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スル時

本條ノ場合ニ於テ被害者ハ民事裁判所ニ非サレハ要償ノ訴ヲ爲スコト得ス

第二百二十五條 被告事件違警罪ナリト思料シタル時ハ違警罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲シ且被告人拘留ヲ受ケタル時ハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

第二百二十六條 被告事件輕罪ナリト思料シタル時ハ輕罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス可シ

被告人拘留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタル時ハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

- ノ間フベキアルモカロキ故法律上其自由ヲ停止スルコトヲ許サハルニ因リ其拘留ヲ解ク
- 言ヲ取消ス
- ス 重罪被告人ハ保釋又ハ責付ヲ爲ス可カラズ故ニ豫審中保釋又ハ責付セシモノト雖モ重罪裁判所ニ移スノ言渡アリタルハ保釋又ハ責付ヲ取消スモノスト

禁錮ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタル時ハ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲スコト得

若シ被告人未ダ拘留ヲ受ケサル時ハ合狀ヲ發スルコトヲ得

第二百二十七條 被告事件重罪ナリト思料シタル時ハ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス可シ若シ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲シタル時ハ其言渡ヲ取消ス可シ

重罪裁判所ニ移スノ言渡書ニハ控訴裁判所檢事長ノ指揮アルマテ豫審ヲ爲シタル裁判所ノ監倉ニ被告人ヲ留置ス可キコトヲ記載ス可シ

第二百二十八條 豫審終結言渡ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ付ス可シ

管轄ニ非サルノ言渡ヲ爲スニハ其理由ヲ明示シ若シ被告人ヲ拘留ス可キ時ハ其理由ヲ明示ス可シ

免訴ノ言渡ヲ爲スニハ被告事件罪ト爲ラサルコト公訴受理ス可カラサルコト及其理由又犯罪ノ證據充分ナラサル時ハ

性質ナリ 摸

様シカテ 正條

何條ニ適當 スルト云フ

逮捕スルコト

能ハザル場

合 勾留状ヲ發

ハサルカ又ハ勾

留シタル者逃亡

シタル片タリテ

豫審ヲ停止スル

コトナク證人ヲ訊

問シ犯所ニ臨檢

スル等ノ處分ヲ

ナシ其ノ未被告

人禁錮以上ノ刑

ニ該ルト思料シ

テ之ヲ重罪裁判

所又ハ輕罪裁判

所ニ移スノ旨渡

チナス場合ニハ

其ノ旨ヲ明ニ記

其旨ヲ明示ス可シ

違警罪裁判所輕罪裁判所又ハ重罪裁判所ニ移スノ旨渡ヲ

爲スニハ犯罪ノ性質摸樣證據ノ充分ナルコト及ヒ其罪ヲ罰

ス可キ法律ノ正條ヲ明示ス可シ

第二百二十九條 前條ノ旨渡書ニハ第三百三十條ノ規則ニ從

ヒ被告人ノ氏名等ヲ明示ス可シ

第二百三十條 書記ハ速ニ豫審終結ノ旨渡書ノ謄本ヲ檢事

民事原告人及被告人ニ送達ス可シ但是等ノ者ハ第二百四

十六條以下ノ規則ニ從ヒ其旨渡ニ對シ故障ヲ爲スコトヲ得

第二百三十一條 被告人ヲ逮捕スルコト能ハサル場合ニ於テ

重罪裁判所又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ニ付キ輕罪裁判

所ニ移スノ旨渡ヲ爲シタルハ其旨ヲ旨渡書ニ記載ス可

シ但被告人ハ現ニ拘留ヲ受クルニ非レハ其旨渡ニ對シ上

訴ヲ爲スコトヲ得ス

第二百三十二條 前條ノ場合ニ於テ檢事又ハ民事原告人ハ

豫審上訴 豫審

裁判ニ付キ故障

ヲ會議局ニ既フ

ル方法順

序ヲ示ス

一 豫審判事ノ

管轄ニ非サ

ルノ申立ヲナス

モ判事之レヲ棄

却シテ省

ミザル片

二 被告事件禁

錮以上ノ刑

ニ該ル可キ時ニ

非スシテ勾留状

ヲ發シ若クハ此

全狀ヲ發シタル

ヨリ十日ヲ過ク

ルニ被告人ヲ責

付スルコトナクシ

テ取監狀等ヲ發

セサル時ヲ

云ナリ

三 被告人ノ請

求ヲ待タス

假ニ被告人ノ財産ヲ差押可コトヲ民事裁判所ニ請求スルコトヲ得

第二百三十三條 豫審終結ノ旨渡ヲ爲シタル時ハ豫審判事

ヨリ速ニ其旨ヲ裁判所長ニ報告スヘシ

又十五日毎ニ未決ノ豫審事件ニ付キ簡畧ナル報告書ヲ差

出スヘシ

第四章 豫審上訴

第二百三十四條 左ノ場合ニ於テ檢事又ハ被告人ヨリ豫審

終結ニ至ルマテ何時ニテモ故障ヲ爲スコトヲ得

一 管轄違ノ申立ヲ棄却シタル時

二 法律ニ背キ令狀ヲ發シ又ハ之ヲ發セサル時

三 法律ニ背キ保釋責付ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サ、ル時

四 越權ノ處分ナル時

民事原告人ハ私訴ニ付キ第四ノ場合ニ於テ故障ヲナスコ

トヲ得

シテ保釋ナラン
檢事ノ意見ヲ聽
カスシテ費付ナ
クハ保釋
ナシ若クハ保釋
費付ヲ爲スベキ
時之ヲ爲ササル

合場
四 豫審判事其
權限ヲ超越
シテアガマシ
處分ヲナシタル

合場
會議局ノ言
渡云々 會議局
ニ對シテハ之ヲ
上告スルヲ得ル
ト雖正豫審終結
ノ言渡ヲ待ツ所
以ハ假令ヒ會議
局ノ決定如何ナ
ルモ豫審ハ一切
之ニ關セサルモ

シテ保釋ナラン
檢事ノ意見ヲ聽
カスシテ費付ナ
クハ保釋
ナシ若クハ保釋
費付ヲ爲スベキ
時之ヲ爲ササル

第二百三十五條 故障ヲ爲サントスル者ハ其裁判所ノ書記
局ニ趣意書ヲ差出スヘシ

故障アリタル時ハ書記其趣意書ノ謄本ヲ對手人ニ送達シ

對手人ハ三日内ニ答辨書ヲ差出スヲ得

故障ニ付テハ豫審處分ノ執行ヲ停止セス但保釋費付ヲ爲

シタルニ付キ檢事ヨリ故障アリタル時ハ其執行ヲ停止ス

第二百三十六條 故障ハ其裁判所ノ會議局ニ於テ判事三名

以上ニテ趣意書答辨書其他訴訟書類及ヒ檢事ノ意見書ニ

依リ之ヲ判決スヘシ

會議局ノ言渡ハ速ニ之ヲ執行ス但其言渡ニ對シテハ豫審

終結ノ言渡アリタル後上告ヲ爲スヲ得

第二百三十七條 左ノ場合ニ於テハ檢事被告人又ハ民事原

告人ヨリ豫審終結ニ至ルマテ豫審判事ヲ忌避スルヲ得

一 豫審判事又ハ其配偶者ト被告人被害者又ハ是等ノ者ノ

配偶者ト親屬ナル時

二 豫審判事被告人又ハ民事原告人ノ後見人ナル時

三 豫審判事又ハ其配偶者ニ於テ民事原告人被告人又ハ是

等ノ者ノ親屬ヨリ賄賂ニ非スト雖モ贈物ヲ收受シ若ク

ハ聽許シタル時

第二百三十八條 忌避ノ申立ハ豫審判事ニ之ヲ爲ス可シ但

其申立ヲ爲スニハ趣意書二通ヲ書記局ニ差出ス可シ

書記ハ趣意書ヲ豫審判事ニ送致シ豫審判事ハ其送致ヲ受

ケタルヨリ二十四時内ニ其申立ヲ認可シ又ハ棄却スルヲ

趣意書ノ紙尾ニ記載シ一通ヲ書記局ニ藏置シ一通ヲ本

人ニ送達スヘシ

第二百三十九條 豫審判事忌避ノ申立ヲ棄却シタル時ハ其

申立人ヨリ故障ヲ爲スヲ得

會議局ニ於テハ故障ノ趣意書及ヒ豫審判事ノ辨明書ニ依

リ判決ヲ爲ス可シ

第二百四十條 豫審判事ハ忌避ノ申立アリタル時又ハ其申

ナレハ豫審ノ親
判却テ被告ヲシ
テ満足セシムル
アルモ知ル可力
ヲス是其終結ノ
言渡ヲ終リテ後
上告スル
所以ナリ

忌避 犯罪者豫
審判事ノ
親屬ナル故我ニ
利ナシ必ス幾分
カ一方ノ利ヲ計
ルト思フハ之
ヲサケテ外ノ判
事ヲ掛ニ懸フナ
リ棄却 採用セ
會議局ニ於
テ故障云々
棄却ニ付故障ヲ
爲スヲ得ルモ
忌避ノ認可ヲ得
タルハ對手人ヨ
リ上訴スルヲ
ハ許サル也

豫審ノ手續
 手續ヲ繼續申立アリタルカ又ハ其故障アリタルカナ間ハ豫審ノ手續ヲ繼續スベシ
忌避ニ付故
 障ヲ棄却シ忌避スヘキ理由アルチ知リ又ハ嫌疑アリテ回避スヘキ者ト思料シタル片ハ假令其申立ナキモ豫審判事自ラ回避ノ申立テ會議局ニ爲スベシ
回避豫審
 自ラ其掛リテ遠慮スルコト許否
 ユルスト
 ユルサト

立テ棄却シタル時ト雖モ豫審ノ手續ヲ繼續ス可シ但終結ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス
 又タ急速ヲ要セザル事件ニ付テハ豫審ノ手續ヲ停止スルコトヲ得
第二百四十一條 會議局ニ於テハ忌避ニ付テノ故障ヲ棄却シタル時ハ上告ヲ爲スコトヲ得但豫審終結ノ言渡アリタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
第二百四十二條 豫審判事自ラ第二百三十七條ニ定メタル原由アルコトヲ認メ又ハ回避ス可キ者ト思料シタル時ハ會議局ニ回避ノ申立ヲ爲ス可シ
 回避ノ申立ハ會議局ニ於テ之ヲ判決ス可シ
第二百四十三條 會議局ニ於テ忌避又ハ回避ノ申立ヲ認可シタル時ハ裁判所長更ニ他ノ判事ヲシテ豫審ヲ爲サシム可シ其判事ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ前豫審判事ノ爲シタル處分ト雖トモ更ニ取調ヲ爲

豫審終結ノ
 言渡云々
 第一
 ハ管轄違フ言渡
 第二
 第二免訴ノ言渡
 第三
 第三重罪裁判所ニ移スノ言渡
 第四
 第四輕罪裁判所ニ移スノ言渡
 第五
 第五違警罪裁判所ニ移スノ言渡
 第六
 第六被告人ハ重罪裁判所ニ

スコトヲ得
第二百四十四條 書記ハ自ラ回避シ又ハ檢事其他訴訟關係人ヨリ會議局ニ申立テ之ヲ忌避スルコトヲ得
第二百四十五條 檢察官ハ被告人又ハ民事原告人ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得ス若シ自ラ回避ス可キ者ト思料シタル時ハ其旨ヲ會議局ニ申立ツルコトヲ得
 檢事補自ラ回避ス可キ者ト思料シタル時ハ其旨ヲ檢事ニ申立ツ可シ檢事ハ其申立ヲ許否ス可シ
第二百四十六條 檢事ハ總テ豫審終結ノ言渡ニ對シ故障ヲ爲スコトヲ得
 民事原告人ハ私訴ニ付キ越權ノ處分アルニ因リ豫審終結ノ言渡ニ對シ故障ヲ爲スコトヲ得
 被告人ハ重罪裁判所ニ移スノ言渡ニ對シ故障ヲ爲スコトヲ得
 輕罪裁判所又ハ違警罪裁判所ニ移スノ言渡ニ對シテハ豫

スナ許サ
ルナリ

故障ノ期限

書記局ヨリ言渡
書ヲ送達シタル
ヨリ一日ノ内ニ
其中渡シチナス
コトハス左レモ
趣意書ハ到底一
日ノ間ニ認メ得
ル可キモノニア
ラザレバ次條ノ
例ニ從フモノト
ス

附帶ノ故障

他ノ一方ノ者終
結ノ言渡ニ服セ
スシテ故障チナ
シタルニ因リ已
モ亦之ニ附帶シ
テ不服ノ條件チ
申立ルチイフ是
レ即チ主タル故
障ニ對スル
ノ義ナリ

審判事ノ管轄 越權又ハ其事件ヲ移ス可キ裁判所ノ管
轄違ニ非サレハ故障チ爲スコトヲ得ス

第二百四十七條 故障ノ期限ハ一日ナリトス但言渡書ノ送
達アリタルヨリ之ヲ起算ス

第二百四十八條 檢事民事原告人及ヒ被告人故障チ爲スニ
ハ申立チ書記局ニ差出ス可シ書記ハ速ニ其旨ヲ對手人ニ
通知ス可シ

故障申立人ハ三日内ニ趣意書ヲ書記局ニ差出ス可シ
書記ハ速ニ趣意書ヲ對手人ニ送達シ對手人ハ三日内ニ答
辨書ヲ差出スコトヲ得

第二百四十九條 故障アリタル時ハ對手人ヨリ其判決アル
マテ何時ニテモ附帶ノ故障チ爲スコトヲ得

附帶ノ故障アリタル時ハ書記ヨリ其趣意書ヲ對手人ニ送
達ス可シ對手人ハ三日内ニ答辨書ヲ差出スコトヲ得
第二百五十條 豫審終結ノ言渡ハ故障ノ期限内又故障アリ

執行ヲ停止

故障ノ判決
ハ會議局ニ
請求スルノ場合
ニ於テハ豫審終
結チ停止セザル
ヲ得ス故ハ其判
決ニヨリ豫審ノ
目的相變更スル
アレハ 第二百
三十六條ノ

規則

故障チ會
議局ニテ
判決シ豫審判事
ノ言渡正當ニシ
テ故障チ理ナシ
トスルハ原告
言渡チ認可スルノ
其ノ内或ハ終結
ノ言渡ノ全案又
幾分チ採用ス
ヘキ所アリテ之
ヲ用ヒ彼レチ捨
ツルニ於テモ全

タル時ハ其判決アルマテ執行ヲ停止ス但被告人ヲ拘留シ
又ハ保釋責付チ取消スノ言渡ハ其執行ヲ停止セス

第二百五十一條 書記ハ故障趣意書答辨書其他訴訟書類ヲ
會議局ニ差出ス可シ

第二百五十二條 會議局ニ於テハ第二百三十六條ノ規則ニ
從ヒ故障ノ判決チ爲ス可シ

豫審判事ノ言渡チ認可シタル時ハ其旨チ言渡シ若其全部
又ハ幾分チ取消シタル時ハ全部ニ付キ更ニ言渡チ爲ス可
シ

又被告人ヲ保釋責付シ又ハ拘留スルノ言渡チ爲スコトヲ得

第二百五十三條 會議局ニ於テ必要ナリトスル時ハ判事一
名チシテ更ニ豫審チ爲シ又ハ其指示スル所ノ條件ニ付キ
更ニ取調チ爲シ其報告書ヲ差出サシム可シ

第二百五十四條 會議局ニ於テ故障ノ取調中管轄越權
又ハ公訴受理ス可カラサルコトヲ發見シタル時ハ職權ヲ以

部ノ言渡ヲ更ニ
為ス可シ是レ乃
チ失誤ナカラシ
メンガタメナリ
會議局ニ於
テ故障取調
ヲ行ハルルニ
於テハ之ヲ坐視
スヘカラス况ヤ
一罪共犯異地共
犯等ノ者ヲ偏刑
シテ足ルベキニ
非ス故ニ此變例
ヲ設ケル 上訴
モノナリ
法律ハ被告人ヲ
保護スル者多シ
是レ問々冤枉ア
ルヲ以テナリ本
條亦其一ニシテ
上訴シ得ヘキ事

テ豫審判事ノ言渡ヲ取消スヲ得
第二百五十五條 會議局ニ於テ故障ノ取調中共犯ノ起訴ヲ
受ケサル者アルト附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ受サル者アル
トテ發見シタル時ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ判
事一名ヲシテ豫審ヲ爲シ其報告書ヲ差出サシム可シ
檢事ハ意見書ヲ差出ス可シ
會議局ニ於テハ報告書其他訴訟書類ニ依リ故障ト共ニ之
ヲ判決ス可シ
第二百五十六條 故障ノ判決アリタル時ハ速ニ其言渡書ノ
謄本ヲ檢事民事原告人及ヒ被告人ニ送達ス可シ
第二百五十七條 檢事其他訴訟關係人ハ會議局ノ言渡ニ對
シ上告ヲ爲スヲ得
第二百五十八條 被告人ニ送達ス可キ言渡書ニハ其言渡ニ
對シ上訴スルヲ得可キト及ヒ其期限ヲ記載ス可シ其記載
ナキ時ハ規則ニ從ヒ更ニ言渡書ノ送達アルマテ被告人上

明治十五年五
月司法省丙第
十八号
治罪法第二
百六十條ノ
ニ於テ被告
人ニ重罪裁
判開
事ハ前令狀
檢事長ノ命
檢事長ノ添
重罪裁判所
檢察官ニ送
等ノ書類ハ
他ノ書類長
示シテ被告
ルノ成分ナ
スヘシ其他
人ヲ他ノ監
ニ移ス場合
於テモ例ニ
準テモ此旨
得ヘシ此旨
違候事

ト上訴期限ヲモ
記入ス其記入無
キ時ハ言渡書無
効ニ屬シ更ニ規
則ヲ踏ミタル送
達書アル迄上訴
シ得ヘキ
モノトス

罪名ノ變更
謀殺ヲ故殺トナ
シ盜罪ヲ詐欺取
財トナスモ此ノ
改革ニ付キ再訴
ヲ受ケルノ理由
ヲ生セス然レモ
別ニ新証アリタ
ルハ訴ヲ起サス

訴ノ權ヲ失フヲナカル可シ
第二百五十九條 第三百一十一條ヨリ第三百十三條マデノ規
則ハ豫審ノ上訴ニ付テモ亦之ヲ適用ス
第二百六十條 重罪裁判所ニ移スノ言渡確定シタル時ハ檢
事其言渡書ニ一切ノ書類ヲ添ヘ速ニ之ヲ控訴裁判所檢事
長ニ送達ス可シ
檢事長ハ一切ノ書類證據物件及ヒ被告人ヲ重罪裁判所ニ
移スノ處分ヲ檢事ニ命ス可シ
重罪裁判所以外ノ裁判所ニ移スノ言渡確定シタル時ハ檢
事速ニ其執行ヲ爲ス可シ
第二百六十一條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其言
渡確定シタル時ハ罪名ノ變更アルモ同一ノ事件ニ付キ更
ニ訴ヲ受ケルヲナカル可シ但新ナル證據アル時ハ此限ニ
在ズ新ナル證據アル時ハ檢事ヨリ之ヲ會議局ニ差出シ會
議局ニ於テハ其起訴ヲ許ス可キヤ否ヲ判決ス可シ

名刑名及ハ
正式ノ裁判
ヲ請求スル
コトヲ得ヘ
キ期並ニ
其言渡チ爲
シタル警察
署年月日警
察官ノ氏名
ヲ記載スヘ
シ
第五條 正式
ノ裁判ヲ請
求スル者ハ
即決ノ言渡
ヲ爲シタル
警察署ニ申
立書テ差出
スヘシ但
期第一項ノ
場合ニ於テ
ハ言渡アリ
タルヨリ三
日以内第二
項ノ場合ニ
於テハ言渡
アリタルヨ
リ五日以内
トス
第六條 警察
署ニ於テ前
條ノ申立テ
受ケタル時
ハ二十四時

妨礙タゲ 告
戒 シツカニセ
ヨトイマシ
精神錯亂
コハロガミダレ
テ物事ノワキマ
ヘテキメ 痊癒
者チ云フ 痊癒
ナナル公判ノ
日時云々 席
裁判ハ容易ニテ
キガタキナシ
何トナレバ罪ノ
輕重ハ裁判言渡
ニヨレ
ハナリ

第二百六十八條 被告人精神錯亂又ハ疾病ニ因リ出廷スル
一能ハサル時ハ痊癒ニ至ルマテ辯論ヲ停止ス
辯論ニ取掛リタル後被告人精神錯亂シタル時ハ其痊癒ノ
後新ニ辯論ヲ爲スヘシ其他ノ疾病ニ罹ル時ハ痊癒ノ後前
ニ停止シタルヨリ以後ノ手續ヲ爲ス可シ但五日間辯論ヲ
停止シ又ハ檢察官其他訴訟關係人ノ請求アリタル時ハ新
ニ辯論ヲ爲ス可シ
若シ被告事件及ヒ法律ノ適用ニ付キ既ニ辯論ヲ終タル時
ハ其痊癒ノ後更ニ取調ヲ爲スコトナク裁判言渡ヲナス可シ
第二百六十九條 禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人公判ノ日
時ニ出廷セスト雖モ豫審終結ノ言渡書又ハ呼出狀ヲ本人
ニ送達シタルノ證アルニ非サレハ闕席裁判ヲ爲可カラズ
豫審終結ノ言渡書又ハ呼出狀ヲ本人ニ送達スルコト能ハサ
ル場合ニ於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期限ヲ定メ其期限内ニ
被告人出廷セサル時ハ闕席裁判ヲ爲ス可キノ告知書ヲ親
屬若クハ戸長ニ送達ス可シ

内ニ訴訟ニ
關スル一切
ノ書類ヲ送
テ警察署ニ
檢査官ニ送
致スヘシ
第七條 第五
條ノ期限內
ニ正式ノ判
決ヲ請求セ
ザル時ハ即
決ノ言渡ヲ
以テ確定ス
ルコトヲ得
第八條 科料
ノ爲メシタル
拘留ノ言渡
時必要ト認
ムル場合ニ
於テハ後ノ
數條ニ定メ
タル處分ヲ
爲スコトヲ
得
第九條 科料
ノ爲メシタル
拘留ノ言渡
時必要ト認
ムル場合ニ
於テハ後ノ
數條ニ定メ
タル處分ヲ
爲スコトヲ
得
第十條 科料
ノ爲メシタル
拘留ノ言渡
時必要ト認
ムル場合ニ
於テハ後ノ
數條ニ定メ
タル處分ヲ
爲スコトヲ
得

辯護人ヲ用
フルコトヲ許
サス 己ムチ得
席ヲ除ク外ハ被
告人ガ自ラ辯護
ノ權ヲ拋棄スル
モノナリ故ニ闕
席シナカラ名代
人ヲ用ヒテ辯護
セムルコト 裁判
ヲ許サス
ナ延期スル
一チ得 裁判所
其ノ被告人ガ出
廷シ難キ理由ヲ
以テ至當ナリト
スルキハ判事ハ
檢察官ノ意見ヲ
聞キ符合スルキ
ハ裁判ヲ 諸般
モロ 處置ハカ
ハナリ

第二百七十條 闕席シタル被告人ニ付テハ辯護人ヲ用フル
一チ許サス但其親屬故舊ハ被告ノ出廷スルコト能ハサルノ
事由ヲ證明スルコトヲ得
裁判所ニ於テ其事由ヲ正當ナリトスル時ハ檢察官ノ意見
ヲ聽キ裁判ヲ延期スルコトヲ得
第二百七十一條 被告人中ノ一名又ハ數名出廷セスト雖モ
出廷シタルモノニ付テハ通常ノ規則ニ從ヒ對審裁判ヲ爲
スヘシ
第二百七十二條 裁判長ハ公廷ニ於テ諸般ノ取締ノ爲メ相
當ノ處置ヲナスヘシ
稱贊誹謗其他辯論ヲ妨礙スル者アル時ハ之ヲ制止シ又ハ
退廷セシムルコトヲ得
第二百七十三條 公廷ニ於テ輕罪違警罪ヲ犯シタル者アル
時ハ其身分ノ加何ニ拘ハラス裁判長ノ命令ニ因リ之ヲ取

留置ス其一日ニ計
 者ト雖モ仍
 第... 拘留
 第... 如何ニ拘
 第... 違警罪裁判
 第... 所云々
 第... 規則云々
 第... 若シテ其執行
 第... 若シテ其執行
 第... 若シテ其執行
 第... 若シテ其執行

押へ檢察官ノ意見ヲ聽キ直チニ裁判ヲ爲シ又ハ次ノ公判
 ニ付スルノ言渡ヲ爲スヘシ
 書記ハ犯罪ノ事件及ヒ裁判長ノ處分ニ付キ即時ニ調書ヲ
 作ルヘシ
 第二百七十四條 前條ノ場合ニ於テ違警罪裁判所ニテハ違
 警罪ニ付キ終審ノ裁判ヲナシ輕罪ニ付キ始審ノ裁判ヲ爲
 ヘシ輕罪裁判所其他上等ノ裁判所ニテハ輕罪ニ付キ終審
 ノ裁判ヲ爲スヘシ
 第二百七十五條 公廷ニ於テ重罪ヲ犯シタル者アル時ハ裁
 判長被告人及ヒ證人ヲ訊問シ調書ヲ作り裁判所ニ於テ檢
 察官ノ意見ヲ聽キ通常ノ規則ニ從ヒ裁判スルヲ豫審判
 事ニ送付スルノ言渡ヲナスヘシ
 第二百七十六條 裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケタル事件ニ付キ
 裁判ヲナスヘカラス但辨論ニヨリ發見シタル附帶ノ事件
 及ヒ公廷内ノ犯罪ニ付テハ此限ニ在ラス

シテ本判ニ
 第十二條
 第十三條
 第十四條
 第十五條
 第十六條
 第十七條
 第十八條
 第十九條
 第二十條
 第二十一條
 第二十二條
 第二十三條
 第二十四條
 第二十五條
 第二十六條
 第二十七條
 第二十八條
 第二十九條
 第三十條
 第三十一條
 第三十二條
 第三十三條
 第三十四條
 第三十五條
 第三十六條
 第三十七條
 第三十八條
 第三十九條
 第四十條
 第四十一條
 第四十二條
 第四十三條
 第四十四條
 第四十五條
 第四十六條
 第四十七條
 第四十八條
 第四十九條
 第五十條
 第五十一條
 第五十二條
 第五十三條
 第五十四條
 第五十五條
 第五十六條
 第五十七條
 第五十八條
 第五十九條
 第六十條
 第六十一條
 第六十二條
 第六十三條
 第六十四條
 第六十五條
 第六十六條
 第六十七條
 第六十八條
 第六十九條
 第七十條
 第七十一條
 第七十二條
 第七十三條
 第七十四條
 第七十五條
 第七十六條
 第七十七條
 第七十八條
 第七十九條
 第八十條
 第八十一條
 第八十二條
 第八十三條
 第八十四條
 第八十五條
 第八十六條
 第八十七條
 第八十八條
 第八十九條
 第九十條
 第九十一條
 第九十二條
 第九十三條
 第九十四條
 第九十五條
 第九十六條
 第九十七條
 第九十八條
 第九十九條
 第一百條

稱贊ルホメ 誹
 謗ヲルク 身分
 如何ニ拘
 高等法院
 又ハ軍事
 裁判所ニ屬スル
 モノトイヘトモ
 違警罪裁判
 所云々
 違警罪
 裁判所
 於テ前條ノ罪
 ナ犯ス者アルキ
 ハ直ニ控訴セラ
 レ又裁判ヲナス
 ヘシ若シ其犯罪
 輕罪ニ該ルモノ
 ナレハ控訴セラ
 ルヘキ裁判ヲナ
 スヘ
 通常ノ
 規則云々
 通常
 ノ手續ヲ以テ之
 ナ裁判スル其尤
 モ裁判官ノ粗瀆
 ニスヘカラサル

若シ附帶ノ事件ニ付キ豫審ヲ必要ナリトスル時ハ本案ノ
 裁判ヲ停止スルヲ得
 第二百七十七條 檢察官被告人及ヒ民事擔當人ハ始審終審
 ナ問ハス本案ノ裁判言渡アルマテ何時ニテモ管轄違又ハ
 公訴受理スヘカラサルノ申立ヲ爲スヲ得
 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄違又ハ公訴受理スヘカラ
 サルノ言渡ヲ爲スヲ得
 第二百七十八條 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ棄却シタル時
 ハ本案ノ裁判言渡ヲ待タズ直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スヲ
 得此場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止ス
 第二百七十九條 檢察官其他訴訟關係人ハ第二百三十七條
 ニ定メタル理由アル時ハ違警罪裁判所輕罪裁判所控訴裁
 判所又ハ重罪裁判所ノ裁判官及書記ニ對シ忌避ノ申立ヲ
 ナスヲ得
 豫審ヲナシタル裁判官其公判ニ干預シ又ハ始審裁判ヲ

言語ヲ云々
陳述ノ前ニ辨論
ニ立會ハシムル
片ハ甲乙自然罪
犯チカクソノ恐
ナキニ非サルユ
エ陳述後ニ辨論
ニ立會ハシメ又
互ニ言駁ヲ交ユ
ル片ハ事實ヲ曲
ガルノ恐レアル
ベキユヘ之ヲ
禁シラレタリ

証人 數名ア
ル時ハ 檢察官
數人アル片又ハ
民事原告人ノ証
人數名アル片被
告人ノ証人數人
アル時ヲ云フモ
ノニシテ是等ノ
証人チ合シテ數
人アル時ヲ云ニ
ス非

第二百八十七條 第二百七十八條以下ノ規則ハ公判ノ証人
ニモ亦之ヲ適用ス

第二百八十八條 証人ハ互ニ言語ヲ接ス可カラヌ又陳述前
辨論ニ立會フ可ガラス

第二百八十九條 証人ハ左ノ順序ニ從ヒ訊問ス可シ
一 檢察官ノ請求ニ因リ呼出シタル証人
二 民事原告人ノ請求ニ因リ呼出シタル証人
三 被告人及ヒ民事擔當人ノ請求ニ因リ呼出シタル証人

第二百九十條 証人數名アル時ハ氏名目錄ノ順序ニ從ヒ之
ヲ訊問ス可シ但裁判長ハ証人ヲ呼出シタル者ノ意見ヲ聽
キ其順序ヲ變更スルヲ得

第二百九十一條 証人及ヒ被告人ハ裁判長ニ非ヤレハ之ヲ
訊問スルヲ得ス

陪席判事及ヒ檢察官ハ裁判長ニ告ケ証人及ヒ被告人ヲ訊
問スルヲ得

証人ノ陳述
不實云々 刑法
第二百十八條二
百二十條ハ証人
タルモノ被被告人
ヲ害ニオチイラ
シムル爲メ事實
チカクシ偽証チ
爲シ又ハ被被告人
ヲ曲庇スル爲メ
偽証チナシタル
場合ノ罪ヲ論ス
本條ハ即チ是等
ノ現行犯ヲ隱見
シタル時ノ
手續ヲ示ス

故意
ヲザトモ
クロム
トモ

思料
ハカ
ル

應セサル
狀令
ケズ

訴訟關係人ハ辨論ニ必要ナリトスル條件ヲ分明ナラシム
ル爲メ証人ヲ訊問ス可キヲ裁判長ニ求ムルヲ得

第二百九十二條 証人ノ陳述不實ニシテ故意ニ出テ禁錮以
上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタル時ハ裁判所ニ於テ檢察
官其他訴訟關係人ノ請求ニ因又ハ職權ヲ以テ之ヲ取押ヘ
拘引狀ヲ以テ豫審判事ニ送致ス可キノ言渡ヲ爲ス可シ
其證人ノ陳述ハ書記之ヲ錄取シ豫審判事ニ送致ス可シ

本條ノ場合ニ於テハ裁判所ニテ檢察官其他訴訟關係人ノ
請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ本案ノ事件ニ付キ裁判ノ延期
ヲ言渡スヲ得

第二百九十三條 証人呼出ニ應セサル時ハ裁判所ニ於テ即
時ニ檢察官ノ意見ヲ聽キ左ノ科料罰金ヲ言渡ス可シ但其
言渡ニ對シテハ故障及ヒ控訴ヲ許サス

一 違警罪事件ニ付テハ五十錢以上壹圓九十五錢以下ノ科
料

即時 スグ
サマ

正當 アタリマ
ヘ假令ハ
病氣其他ノ事故
アル場合ヲサス

閉廳 ヤクシヨ
チシメル

開廳シタル

裁判所管轄ヲ
異ニス

ル重罪裁判
所ヲ云フ

職權 ヤクメノ
ケンリ

意見 自分ノ
ミコミ

二輕罪以上ノ事件ニ付テハ二圓以上十圓以下ノ罰金
被告人闕席シタル時ハ其呼出シタル証人出廷セスト雖モ
科料罰金ヲ言渡ス可カラス

第二百九十四條 本條ノ言渡書ハ即時ニ書記ヨリ本人ニ送
達ス可シ
其言渡ヲ受ケタル者三日内ニ出廷スルヲ能ハサリシ正當
ノ事由ヲ証明シタル時ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聽
キ科料又ハ罰金ノ言渡ヲ取消ス可シ
但重罪裁判所閉廳ノ後ハ其開廳シタル裁判所ニ其中立ヲ
爲ス可シ

第二百九十五條 証人呼出ニ應セサル時ハ檢察官其他訴訟
關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ公判ヲ延期
スルノ言渡ヲ爲スヲ得
檢察官自ラ其請求ヲ爲サ、ル時ハ公判ノ延期ニ付キ意見
ヲ陳述ス可シ

第二百九十六條 証人再度ノ呼出ヲ受ケ仍ホ出廷セサル時
ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ前ニ定メタル科料罰金ノ二倍及ヒ
再度ノ呼出ノ費用ヲ言渡ス可シ此場合ニ於テモ亦前條ニ
從ヒ再ヒ公判ヲ延期スルヲ得但延期シタル時ハ其証人
ニ對シ拘引狀ヲ發ス可シ

第二百九十七條 第九十一條以下ノ規則ハ公判ニ於テ新
ニ命シタル鑑定人モ亦之ヲ適用ス但呼出ニ應セサル時ハ
第二百九十三條ノ規則ニ從ヒ處分ス可シ
鑑定人ノ鑑定シタル事件ニ付キ説明ノ爲メ更ニ之ヲ呼出
ス時ハ証人ニ付キ定メタル前數條ノ規則ニ從ヒ處分ス可
シ

第二百九十八條 被告人聾者啞者又ハ國語ニ通セサル者十
ル時ハ第五百五十六條第五百五十七條ノ規則ニ從フ
第二百九十九條 被告人數名アル時ハ裁判長其意見ヲ述ヘ
且檢察官其他訴訟關係人ノ意見ヲ聽キ訊問ノ順序ヲ定ム

拘引狀ヲ發
スハシ 延期シ
タル再度ノ期日
ハ之ヲ勾引シテ
必ス出廷セ
シムルナリ 新
ニ命シタル
豫審ニテ命シタ
ル鑑定人ヲ公判
ニ付キ更ニ用フ
ル片ハ其ノ性質
証人ト異ナラス
シテ豫審ニテ鑑
定シタル所ヲ説
明シ解釋スルモ
付テノ規則ト同
シク取扱
フトス
鑑定 品物ノ直
段ノメキ
ルハス

其順序ヲ變更スルヲ得
 裁判上庸人ハ法廷ヲトヘノ順序ヲ正スノ任アリ而シテ其順序ノ一定シタル上ハミタリニ之ヲ改ム可ラスト雖モ若シ事實ノ發言ニ付キ前後ヲクリカヘルヲ得テハ之ヲ改ムルヲ得
 發言イヒ妨礙タゲ 相當ノ裁判ヲ爲ス可シ 檢察官半途ニシテ其訴件ヲ拋棄シ復タ公判ヲ仰ガサルニ至ルト雖モ裁

可シ
 裁判長ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル時ハ聽權ヲ以テ其順序ヲ變更スルヲ得
 第三百條 證憑調濟ノ後檢察官民事原告人被告人其辯護人及ヒ民事擔當人ハ順次發言ス可シ
 檢察官其他訴訟關係人ノ陳述ハ他ヨリ妨礙スルヲ得ス
 檢察官其他訴訟關係人ハ迭ヒニ辨論ヲ爲スヲ得但辨論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人チシテ發言セシム可シ
 第三百一一條 檢察官公訴ヲ拋棄スト雖モ裁判所ニ於テハ本案ニ付キ相當ノ裁判ヲ爲ス可シ
 第三百二條 辨論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタル時ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ判決ス可シ但其判決ニ對スル控訴又ハ上告ハ本案ノ裁判言渡アリタル後ニ非サレハ之ヲ爲スヲ得ス
 第三百三條 民事擔當人ハ始審終審ヲ問ハス何時ニテモ其

明治十五年七月
 治罪法第三百
 七條第二項公
 訴場合該金

判所ニ於テハ其儘之ヲ棄却セス相當ノ裁判ヲ爲シ之ヲ言渡ス可シ
 異議ノ申立 証據差出ノ許否若クハ順序又ハ証人訊問ノ次第ニ付キ異議ヲ申立ルナリ 民事擔當人 被害者訴ナシタル時被告人ニ代リ辨償スヘキ義務アリ
 異議 コトナルベシ

訴訟ニ關係スルヲ得
 又民事原告人ハ民事擔當人チシテ其訴訟ニ關係セシムルヲ得
 若シ異議ノ申立アリタル時ハ其裁判所ニ於テ之ヲ判決ス可シ其判決ニ對シテハ本案ノ裁判言渡ヲ待タズ直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ本案ノ辨論ヲ停止ス
 第三百四條 裁判所ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲スニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ明示シ且一切ノ證憑ヲ明示ス可シ
 免訴ノ言渡ヲ爲スニ付テモ亦同シ
 第三百五條 無罪ノ言渡ヲ爲スニハ其理由トシテ被告人ニ對シ犯罪ノ證憑ナキヲ明示ス可シ
 第三百六條 裁判所ニ於テハ公訴ノ裁判ト同時ニ私訴ノ裁判言渡ヲ爲ス可シ
 私訴ニ付キ取調未タ充分ナラサル時ハ公訴ノ裁判アリタ

リ支出スル義
ト心得ヘシ此
旨相違候事
但シ從前ノ
場合内訓本
文ニ抵觸ス
ル件々ハ取
消候事

被告人刑ノ

言渡云々

ハ公明正大ヲ以
テ主トス故ニ刑
ノ言渡及ヒ免罪
ノ言渡ニハ細密
漏スナク一讀了
然タルヲ要ス故
ニ事實ニ由テ其
理ヲ明ニシ法律
ニ依テ其適用ヲ
示シ罪迹ノ証憑
ヲ明示
スヘシ

全部

幾分

無罪ノ言渡

アリタル場

合

免罪又ハ無罪ノ

言渡アリタル時

ハ公訴ノ入費ハ

本人ノ手出ス可

ル後其裁判言渡ヲ爲スヲ得

第三百七條 被告人刑ノ言渡ヲ受ケタル時ハ裁判所ノ職權
ヲ以テ公訴裁判費用ノ全部又ハ幾分ノ擔當ス可キノ言渡
ヲ爲ス可シ

免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テ公訴裁判費用ハ
官ニテ之ヲ擔當ス可シ

私訴裁判費用ハ民事ノ規則ニ從ヒ敗訴シタル者之ヲ擔當
スヘシ

第三百八條 被告人刑ノ言渡ヲ受ケタルト否トテ問ハズ没
收ニ係ラサル差押物品ハ所有主ノ請求ナシト雖モ之ヲ還
付スルノ言渡ヲ爲ス可シ

第三百九條 本案ノ裁判言渡ニ對スル上訴ノ期限内又上訴
アリタル時ハ其判決アルマテ裁判執行ヲ停止ス

第三百十條 禁錮以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者逃亡シタル
時ハ現ニ捕ニ就クニ非ザレバ上訴ヲ爲スヲ得ス

第三百十一條

拘留ヲ受ケタル者上訴ヲ爲シ又ハ保釋ヲ求
ムル時ハ其申立書ヲ監獄長ニ差出シ監獄長ヨリ之ヲ其裁
判所ノ書記ニ差出ス可シ

第三百十二條

訴訟關係人又ハ其代人非常ノ變災厄難ニ因
リ上訴期限ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ證明シタル時
ハ期限ヲ經過シタルニ因失ヒタル權利ヲ回復スルヲ得
但變災厄難ヲ免カレタルヨリ通常ノ期限内ニ其證據ヲ申
立書ニ添へ上訴ヲ爲ス可シ

第三百十三條

書記ハ速ニ前條ノ申立書ヲ對手人ニ送達ス
可シ對手人ハ三日内ニ答辨書ヲ差出スヲ得
上訴ヲ判決ス可キ裁判所ニ於テハ會議局ニテ檢察官ノ意
見ヲ聽キ先ツ其上訴ヲ受理ス可キヤ否ヤヲ判決ス可シ
上訴ヲ受理ス可キ者ト判決シタル時書記ヲシテ其旨ヲ訴
訟關係人ニ通知セシメ通常ノ規則ニ從ヒ本案ノ裁判ヲ爲
ス可シ

キ理由ナキチ以
テ官ヨリ之ヲ出
ス敗訴マケテ訴
訟關係人云
々 故障申立ノ
期限ハ三日
トシタルヲ以テ
洪水地震等ノ爲
ニハ之ヲ經過ス
ルヲモアルヘシ
故ニ一ノ法ヲ設
ケ之ヲ經過シタ
リ正其申立道理
アルニ於テハ其
權利ヲ失
フヲナシ
日チス 回復
ギサル 對手
モト 對手
ス 受理
ケル 通
常

○裁判言渡書
 明治十四年十月
 第七号布達
 治罪法第三十
 五條
 其按書本又ハ
 渡ノ條本又ハ
 一、枚金三納紙
 費用トラ上納
 此旨布達可心
 明治十五年
 十月
 十二月
 明治十四年
 十一月
 十一月

干預イタル

謄本ウツ

下附サゲツ

告知セラ

上訴ヲ受理ス可カラサル者ト判決シタル時ハ他ノ理由
 ルニ非サルハ即時ニ裁判執行ヲ爲サシム可シ
 第三百十四條 裁判言渡ハ辨論ヲ終リタル後公廷ニ於テ即
 時ニ之シ爲シ又ハ次日ニ之ヲ爲ス可シ
 裁判言渡書ハ其言渡前裁判官之ヲ作り書記ト共ニ署名捺
 印ス可シ
 裁判言渡書ニハ其言渡ヲ爲シタル裁判所年月日其事件ニ
 干預シタル檢察官ノ氏名ヲ記載ス可シ
 第三百十五條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ裁判言渡書ノ謄
 本又ハ其按書ヲ求ムルヲ得但上訴ノ爲メ其求ヲ爲シタ
 ル時ハ書記ヨリ二十四時内ニ之ヲ下付ス可シ
 第三百十六條 對審裁判ニ因リ刑ノ言渡アリタル時ハ裁判
 長ヨリ其言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其言渡ニ對
 シ控訴又ハ上告ヲ爲スヲ得可キヲ及ヒ其期限ヲ告知シ又
 闕席裁判ニ因リ刑ノ言渡アリタル時ハ其言渡ニ對シ故障

甲第七号布達
 裁判言渡書
 本又ハ其按書
 ナ下付スル費
 ハ當分遺罪
 ニ限リ徵收セ
 サル標取許ヘ
 事此旨相達候

上訴期限ノ

經過ヲ停止

ス 控訴上告故

ハミナ期限ア

ル告知又ハ記載

ナケレハイツマ

テモ上訴期限ノ

ツキ 公行傍聽

シオホヤケニ

無判ヲナスコ

陳述マナシ宣

誓チカ

最終イチパン

シマヒ

チ爲スヲ得可キヲ及ヒ其期限ヲ言渡書ニ記載ス可シ
 若シ其告知又ハ記載ナキ時ハ通常ノ規則ニ從ヒ其告知ア
 ルマテ上訴期限ノ經過ヲ停止ス
 第三百十七條 書記ハ各事件ニ付キ各別ニ公判始末書ヲ作
 リ左ノ條件其他一切ノ訴訟手續ヲ記載ス可シ
 一 裁判ヲ公行シタルコト又ハ傍聽ヲ禁スルノ言渡アリタル
 一 及ヒ其事由
 二 被告人ノ訊問及ヒ其陳述
 三 證人鑑定人ノ陳述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若シ宣誓ヲ爲
 サル時ハ其事由
 四 原被ノ證據物件
 五 辨論中異議ノ申立アリタルコト後日日期シテ申立ツ可キ
 事件ヲ申立タルコト是等ノ事件ニ付キ檢察官其他訴訟關
 係人ノ意見及ヒ裁判所ノ判決
 六 辨論ノ順序及ヒ被告人チシテ最終ニ發言セシメタルコ

同一ノ裁判
官云々
ナルト他ノ判事
之レニ代リタル
トテ記入スルハ
是其ノ判事ノ交
代ニ因リ取調ノ
手續ノ變革アラ
サリシヤチ檢定
スルニ供ス裁判
官ノ交換ハ大關
係アルモノナレ
ハナ
辨論數
日ニ涉ル云
々
重罪事件ニ
付テ辨論ニ
日以上ニ涉ルハ
命スルモノトス
輕罪以下ノ事件
ニ付テハ整頓
此等ナシ整頓
トリソ
檢閱
ラ

第三百十八條 公判始末書ニハ前條ニ記載シタル條件ノ外
言渡ヲ爲シタル裁判所年月日裁判長陪席判事檢察官及ヒ
書記ノ氏名ヲ記載ス可シ
辨論數日ニ涉ル時ハ其旨及ヒ同一ノ裁判官出席シタル
ヲ記載ス可シ
辨論中豫備判事ヲシテ代ラシメタル時ハ其旨ヲ記載ス可
シ
檢察官及ヒ書記ニ付テモ亦同シ
第三百十九條 公判始末書ハ裁判言渡ヨリ三日内ニ之ヲ整
頓シ裁判長及ヒ書記署名捺印ス可シ
裁判長ハ署名捺印セサル以前ニ公判始末書ヲ檢閲シ若シ
意見アル時ハ其紙尾ニ記載ス可シ
第三百二十條 裁判言渡書及ヒ公判始末書ノ正本ハ其裁判
所ノ書記局ニ保存ス可シ
上訴アリタル時ハ裁判長及ヒ書記裁判言渡書及ヒ公判始
末書ノ謄本ニ認印シ之ヲ上訴書類ニ添フ可シ

紙尾
カミノ
オハリ
ル
上等ノ裁判
所
重罪裁判所
輕罪裁判所
等
云フ
呼出ヲ受ク
可キ者
呼出狀
誤謬人違等ナキ
爲メ務メテ之ヲ
明記セサルヘカ
ラス故ニ氏名ヨ
リ代人ヲ出スモ
差支ナキマテテ
記載
ス
猶豫
ユト

第二章 違警罪公判
第三百二十一條 違警罪裁判所ニ於テ左ノ條件ニ因テ公訴
ヲ受理ス
一 檢察官ノ請求ニ因リ書記局ヨリ被告人ニ對シ發シタル
呼出狀
二 豫審判事又ハ上等ノ裁判所ノ判決ニ因リ其事件ヲ移ス
ノ言渡
第三百二十二條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏名職業
住所出廷ノ日時被告事件及ヒ代人ヲ出廷セシムルコトヲ
得可キ旨ヲ記載ス可シ若被告事件ノ記載ナキ場合ニ於テ
被告人未タ其證人ノ呼出サ、ル時ハ公廷ニテ其事件ノ告
知ヲ受ケタル後其呼出及ヒ辯護ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ム
ルコト得
第三百二十三條 呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ二日
ノ猶豫アル可シ

急速ヲ要スル事件之ヲ猶豫スル片ハ其ノ罪迹ノ消失センコトヲ恐ルハ場合等ナクイフ

名刺ナフ証人トシテ其陳述云々

其ノテガルヲ以テ速ニ裁判ヲ爲スノ法方ナリ訊問ニ取懸ル後ニ於テハ事實參考ノ爲ニ非レハ其陳述ヲ聽ク可カラズ

他ノ事件云々

勤モスレハ運參人アルユヘ容易ニ開席裁判ヲナサスシ

第三百二十四條 違警罪裁判官ハ被告事件急速ヲ要スル時ハ公判ニ取掛ル前檢察官其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ對手人ノ立會ヲ要セスシテ檢証處分ヲ爲スコトヲ得

第三百二十五條 証人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

又呼出ヲ受ケスシテ出廷シタル者ト雖モ訊問前其名刺ヲ書記ニ差出シタル時ハ裁判所ニ於テ證人トシテ其陳述ヲ聽クコトヲ得

第三百二十六條 書記ハ各事件毎ニ訴訟關係人ノ氏名ヲ呼立ツ可シ若シ其呼立ニ應セサル時ハ他ノ事件ノ裁判ヲ終リタル後其事件ヲ裁判ス可シ

第三百二十七條 違警罪裁判官ハ最初ニ被告人ノ氏名年齢身分職業住所出生ノ地ヲ問フ可シ

官吏ノ作リタル調書又ハ申立書アル時ハ書記之ヲ朗讀ス

テナルヘケ其エトリチナスノ旨

趣ナ 被告人

代人ヲ以テ

白狀云々

罪ヲ斷決スルハ速ナルヲ尙フ故

ニ本人ノ白狀アリテ其罪ニ服セ

バ之ヲ以テ 民

事原告人ノ

請求 損害ノ賠償ヲ請求

ナリ 法律ノ

適用 被告ノ刑

法ノ第何條ニテ罰スヘシト云フ

要償

ト

可シ 檢察官ハ被告事件ヲ陳述ス可シ

第三百二十八條 違警罪裁判官ハ被告人ニ被告事件ヲ承認スルヤ否ヲ訊問ス可シ

若シ被告人代人ヲ以テ白狀ヲ爲ス時ハ其署名捺印シタル書面ヲ差出ス可シ

第三百二十九條 被告人ノ白狀アリタル時ハ他ノ證憑ヲ差

出スニ及ハス但裁判所ニ於テハ檢察官民事原告人ノ請求

ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ差出サシムルコトヲ得

若シ白狀ナキ時ハ原被ノ證人ヲ訊問シ其他證憑アル時ハ

之ヲ差出ス可シ

第三百三十條 檢察官ハ法律ノ適用ニ付キ意見ヲ陳述ス可

シ

民事原告人ハ被害事件ヲ證明シ及ヒ要償ニ付キ意見ヲ陳

述ス可シ

被告人民事擔當人又ハ其代人ハ答辨ヲ爲ス可シ

代人出廷セ 呼出テ受ケタル被告人民事擔當人又ハ其
 第三三十一條 呼出テ受ケタル被告人民事擔當人又ハ其
 代人出廷セサル時ハ檢察官及ヒ民事原告人ノ請求スル所
 ナ聽キ闕席裁判ヲ爲ス可シ
 民事原告人出廷セサル時亦同シ

第三三十二條 闕席裁判言渡書ハ檢察官其他訴訟關係人
 ノ請求ニ因リ闕席シタル者又ハ其住所ニ之ヲ送達ス可シ
 闕席裁判ヲ受タル者故障ヲ爲サントスル時ハ言渡書ノ送
 達アリタルヨリ三日内ニ其申立書ヲ書記局ニ差出ス可シ
 第三三十三條 裁判所ニ於テハ先ツ故障ノ申立ヲ受理ス
 可キヤ否ヲ判決ス可シ若シ受理ス可キ者ト判決シタル時
 ハ書記ヨリ故障アリタルヲ及ヒ其事件ヲ公判ニ付ス可キ
 日時ヲ故障ノ對手人ニ通知スル爲メ呼出狀ヲ送達ス可シ
 但其送達ト出廷トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ
 又公判ニ付ス可キ日時ヲ其前日ニ故障ノ申立人ニ報知ス
 可シ

明治十四年九月
 第四十五号
 刑部
 裁判所
 訴訟關係人
 送附

其裁判ニ闕
 席シタル者
 ハ故障ヲ爲
 ステ得ス
 ノ裁判關係シ
 ル者ハ其申立
 ナルト對手人
 ルトナ間ハス復
 ヒ故障ヲ爲ス
 法律ニ從ヒ刑
 管轄違ニ云々
 管轄ヲ定メテ相
 互ニ之ヲ侵犯セ
 サルハ法律ノ原
 則ナリ故ニ管轄
 遠ト決定スルニ
 於テハ速ニ之ヲ
 送附

第三百三十四條 故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ第
 三百二十六條ヨリ第三百三十條マテノ規則ニ從ヒ更ニ裁
 判ヲ爲ス可シ
 其裁判ニ闕席シタル者ハ故障ヲ爲スヲ得ス
 第三百三十五條 犯罪ノ證據充分ナラサル時ハ裁判所ニ
 於テ無罪ノ言渡ヲ爲ス可シ
 又第二百二十四條第三以下ノ場合ニ於テハ免訴ノ言渡ヲ
 爲ス可シ

第三百三十六條 被告事件違警罪ニシテ且證據充分ナル時
 ハ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ

第三百三十七條 被告事件重罪又ハ輕罪ナル時ハ管轄違ノ
 言渡ヲ爲シ其事件ヲ輕罪裁判所檢事ニ送致ス可シ但被告
 人ニ對シ拘留狀ヲ發スルヲ得

第三百三十八條 違警罪裁判所ノ裁判言渡ニ對シテハ左ノ
 區別ニ從ヒ輕罪裁判所ニ控訴スルヲ得

ヨリ控訴又ハ
上告ヲ爲ス者
ハ片ハ原裁
所ニ於テ其
額定シテ金
額納メシテ
之ヲ納シテ
納ル可シ若
シハ片ハ控
訴スルハ上
告スルハ許
サス

豫納 オサメル
一 被告人拘留
ノ刑ニ處セ
ラルレ不
アルキ
二 治安裁判所
ハ其金額以
上ノ裁判ヲ許サ
ス然ルニ今之ヲ
超過シタル裁判
ヲ爲シタル時
擬律ノ錯誤
例ハ被告人ノ
所犯科料ヲ言渡
スヘキニ拘留ノ
刑ヲ言渡ス如キ
アリ
申立書 控訴ヲ
爲ス旨
ノ書
面
對手人 アヒテ
通知ス

一 被告人ハ拘留ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル時
二 民事原告人被告人及ヒ民事擔當人ハ要償ニ付テノ言渡
民事上治安裁判所ノ終審ノ金額ヲ超過シタル時
三 檢察官其他訴訟關係人ハ上ニ記載シタル原由アラサル
時ト雖モ管轄越權擬律ノ錯誤又ハ無効ノ記載アル規
則ニ背キタル時
第三百二十九條 控訴ヲ爲サントスル者ハ原裁判所ノ書記
局ニ其中立書ヲ差出ス可シ但其申立ノ期限ハ對審裁判ニ
付テハ言渡ヨリ三日又關府裁判ニ付キ故障アラサル時ハ
本人又ハ其住所ニ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日內トス
控訴ヲ爲スノ申立アリタル時ハ書記ヨリ其旨ヲ對手人ニ
通知ス可シ
第三百四十條 訴訟ニ關スル一切ノ書類ハ檢察官ヨリ控訴
ヲ受ク可キ裁判所ノ書記局ニ之ヲ送致ス可シ
若シ檢察官控訴ノ申立人又ハ對手人ナル時ハ控訴ヲ受ク

猶豫 證人ハ一
ヲ以テ其ノ用意
ヲ爲ス證人ノ猶
豫日限ノ半減ナ
レハ只其ノ證述
ヲ陳述スルニ止
リ辨護等ノ豫備
ヲ要セザ
レハナリ
附帶ノ控訴
第二百四十
九條ニアリ

新ナル證人
云々 新ナル證
人又ハ己
ニ陳述シタル證
人ヲ更ニ呼出ス
ルヲ禁シタルハ
裁判ノ迅速ト費
用ヲ節減セン爲
ナリ然レモ上席
員ノ之ヲ爲シ又
ハ許可スルハ此

可キ裁判所ノ檢察官ニ其意見書ヲ差出ス可シ
第三百四十一條 控訴ヲ受ク可キ裁判所ニ於テハ書記局ヨ
リ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後其裁判ニ取掛ル
可シ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル
可シ證人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ一日ノ猶
豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ
第三百四十二條 控訴ノ對手人ハ其裁判言渡アルマテ何時
ニテモ附帶ノ控訴ヲ爲ス可キ得但附帶ノ控訴ハ公廷ニ於
テ直チニ之ヲ申立ルコトヲ得
第三百四十三條 控訴ニ係ル事件ハ輕罪ノ裁判ヲ爲スニ付
キ定メタル規則ニ從ヒ之ヲ裁判スヘシ
檢察官其他訴訟關係人ハ裁判長ノ允許ヲ得ルニ非サルハ
新ナル證人又ハ始審ニ於テ陳述シタル證人ヲ呼出ス可
得ス
第三百四十四條 控訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ原裁判言

明治十四年九月十四日
法律第二十號
刑部省
刑部

限ニ非ス
允許シユル原
裁判言渡
言渡テ云フ認
罪裁判所ノ
可キハト被告
人ノミテ檢察官
アラザル時
テ示スナリ
終審ノ對審
裁判言渡
ナル片ハ仍ホ控
訴ヲ爲スノ途ア
リ又兩席ナル片
ハ仍ホ故降ヲ爲
スノ途アリ終審
對審ノ四字ニ着
意ス
第三章此ノ章
ハ輕罪

渡シテ認可スルノ言渡ヲ爲シ又ハ之ヲ取消シ更ニ裁判言
渡ヲ爲ス可シ
被告人ノミテ控訴ヲ爲シタル時ハ原裁判言渡ヨリ重キ刑ヲ
言渡スヲ得ス
私訴ニ付テテノ控訴ノ裁判ハ通常民事ノ規則ニ從フ
第三百四十五條 第三百三十一條以下ノ規則ハ控訴ノ兩席
裁判ニ付テモ亦之ヲ適用ス
第三百四十六條 檢察官其他訴訟關係人ハ違警罪事件ノ終
審ノ對審裁判言渡ニ對シ上告ヲ爲スヲ得
第三章 輕罪公判
第三百四十七條 輕罪裁判所ニ於テハ左ノ條件ニ因テ公訴
ヲ受理ス
一 檢察官ノ請求ニ因リ書記局ヨリ被告人ニ對シ發シタル
呼出狀
二 豫審判事輕罪裁判所會議局又ハ上等裁判所ノ判決ニ

即チ禁錮罰金ノ
刑ニ當ル者ト違
警罪裁判言渡ニ
對シ控訴ヲ爲セ
シ者トテ裁判ス
ルノ規則ヲ示ス
輕罪公判
裁判所ノ受理ス
ヘキ權限ヲ定メ
此ノ他ハ公判ス
可カラサルモノ
スト
代人出廷
原告人ト民事擔
當人ハ法廷ニ於
テ對決スルニ止
ルヲ以テ代人ニ
テ足レ
豫審ヲ經ザ
ル輕罪事件
其ノ公訴豫審ス
可キモノナル時

因リ其事件ヲ移スノ言渡
第三百四十八條 呼出狀ニ付テハ第三百二十二條第三百二
十三條ノ規則ニ從フ
第三百四十九條 被告事件罰金ノ刑ニ該ル可キ時ハ代人ヲ
シテ出廷セシムルヲ得可キ旨ヲ呼出狀ニ記載ス可シ
民事原告人及ヒ民事擔當人ハ代人ヲ出廷セシムルコト
ヲ得
第三百五十條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クト
モ一日ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ
第三百五十一條 第三百二十四條ノ規則ハ豫審ヲ經サル輕
罪事件ニモ亦之ヲ適用ス
第三百五十二條 檢察官ハ裁判長ヨリ被告人ノ氏名年齢職
業住所及ヒ出生ノ地ヲ問ヒタル後被告事件ヲ陳述ス可
シ民事原告人ハ被害事件ヲ證明ス可シ
調書又ハ申立書アリタル時ハ書記ヲシテ之ヲ朗讀セシ

ハ裁判官ハ請求
ヲ受ケ又ハ職權
ヲ以テ檢證處分
ヲ爲スヲ得是レ
其ノ違背罪ニ付
キ急速ヲ要スル
時ノ方法ナリ今
之ヲ豫審ヲ經テ
ル豫罪ニモ適用
ス第百七條ニ參
看ナシ
辨解イヒ
要償ニ付キ
其意見賠償
ヲ求ムルニ
付其ノ金額
ノ見込ミ更
ニ答辨ヲ爲
スヲ得
官ノ求刑其當テ
得ヌ又ハ民事原
告人ノ要求スル
金額ヲ過分ナリ

メ次ニ原被證人ノ陳述ヲ聽キ且證據物件ヲ被告入ニ示シ
辨解ヲ爲サシム可シ
被告入及ヒ民事擔當人ハ答辨ヲ爲ス可シ
第三百五十三條 檢察官ハ法律ノ適用ニ付キ其意見ヲ陳述
ス可シ
民事原告人ハ要償ニ付キ其意見ヲ陳述ス可シ
被告入及ヒ民事擔當人ハ更ニ答辨ヲ爲スヲ得
第三百五十四條 罰金ノ刑ニ該ル可キ被告人又ハ第二百六
十九條ノ規則ニ從ヒ闕席裁判ヲ爲スヲ得可キ被告人其
呼出ノ日時ニ出廷セサル時ハ闕席裁判ヲ爲ス可シ
第三百五十五條 闕席裁判ニ關スル第三百三十一條ヨリ第
三百三十四條マテノ規則ハ此章ニモ亦之ヲ適用ス
第三百五十六條 闕席裁判ニ因リ禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタ
ル被告人ハ左ノ場合ヲ除クノ外刑ノ期滿免除ニ至ルマテ
故障ヲ爲スヲ得

トスル片ハ更ニ
答辨スルヲ得
禁錮ノ刑ノ
言渡ノ刑ハ上
間自由ヲ失ヒ權
利名譽ヲ損スル
實ニ輕カラズ故
ニ闕席裁判ニヨ
リ其ノ刑ヲ言渡
サレタルモノハ
次ノ場合ヲ除キ
何時ニテモ期滿
免除ノ前ハ故障
ヲ申立ツヘシ
一 被告人闕席
ヲナスノ前
管轄官ノ言渡若
クハ公訴受理ス
可ラザルノ言渡
アル可キノ申立
テナシ聽許セラ
レスシテ退廷シ
タル片ハノ如キ
ヲ謂フナリ
二 被告人未タ
何等ノ申

一 被告人本案ノ裁判前豫メ裁判ス可キ事件ヲ申立タル
時
二 裁判官言渡書ヲ本人ニ送達シタル時
三 被告人裁判執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルヲ知リタル
ノ證アル時
第一ノ場合ニ於テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ第二第三
ノ場合ニ於テハ言渡アリタルヲ知リタルヨリ三日内ニ
故障ヲ爲スヲ得
第三百五十七條 裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリト
スル時ハ檢察官其他訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ
以テ新ナル證人ヲ呼出シ鑑定人ヲ命シ若クハ臨檢ヲ爲ス
ヲ得但是等ノ處分ヲ爲スニ付テハ第三編第三章ニ定メ
タル規則ニ從フ
又豫審ヲ經ザル事件ニ付テハ豫審判事ヲ其指示スル所
ノ條件ニ付キ取調ヲ爲シ且其報告書ヲ差出シムルヲ得

ナモナトスト雖
モ其ノ裁判言渡
ヲ受取リタル時
ハ其ノ受取リタ
ル日ヨリ三日内
ニ故障ヲ爲スト
ナ得ル
トス
三 例ヘハ逮捕
ヲ受ケ又ハ
罰金ノ徴收ノ爲
メ財産ノ差押ヲ
受ケタルニヨリ
刑ノ言渡アリタ
ルヲ知リタル
時ハ其ノ知リタ
ル日ヨリ三日内
ニ故障ヲ申立ル
ヲ得
トス
放免 全ク公訴
ヲ免シテ
被告人ノ自由ヲ
復スルナリ是レ
違背罪ノ犯人ハ
之ヲ勾留ス可ラ
ズ速時決斷ス可
キモノトス故ニ

第三百五十八條 犯罪證 充分ナラサル時ハ裁判所ニ於
テ無罪ノ言渡ヲ爲ス可シ
又第二百二十四條第三以下ノ場合ニ於テハ免訴ノ言渡ヲ
爲ス可シ
本條ノ場合ニ於テ被告人拘留ヲ受ケタル時ハ放免ノ言渡
ヲ爲ス可シ
第三百五十九條 被告事件違警罪ナル時ハ終審ノ裁判言渡
ヲ爲ス且被告人拘留ヲ受タル時ハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ
第三百六十條 被告事件重罪ナル時ハ管轄違ノ言渡ヲ爲
シ若シ豫審ヲ經サル時ハ豫審判事ニ送付スルノ言渡ヲ爲
ス可シ但被告人拘留ヲ受ケタル時ハ拘引狀ヲ發ス可シ
訴訟書類及ヒ證據物件ハ檢察官ヨリ之ヲ豫審判事ニ送致
ス可シ
第三百六十一條 被告事件豫審ヲ經タル時ハ之ヲ其裁判所
ノ會議局ニ送付スルノ言渡ヲ爲ス可シ

其ノ勾留人ノ罪
違背罪タルヲ知
リタル時ハ之ヲ
放免セサルヲ得
ズ
釋放 罪ノ問フ
可キアル
モ其輕且微ナル
ノ故ヲ以テ法律
上其自由ヲ許サ
ルニ因リ其勾
留ヲ解
クナリ
其裁判所ノ
會議局 輕罪裁
判所ノ
會議局ナリ會議
局ハ第二百五十
三條ノ規則ニ從
フテ報告書ヲ作
リ故障アルニ於
テハ第二百五十
五條ノ規則ニ從
ヒ取調ヲ爲シタ
ル上之ヲ管轄ス
ル裁判所ニ言渡

會議局ニ於テハ第二百五十三條第二百五十五條ノ規則
ニ從ヒ取調ヲ爲シ被告人ヲ管轄裁判所ニ送付スルノ言
渡ヲ爲ス可シ
第三百六十二條 會議局ノ言渡ニ因リ事件ヲ受理シタル場
合ニ於テ新ナル證 憑ヲ發見スルヲナクシテ其事件ヲ重
罪ナリトスル時ハ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ
檢事ハ大審院ニ裁判管轄ヲ定ムルノ訴ヲ爲ス可シ
第三百六十三條 前二條ノ場合ニ於テハ會議局又ハ大審院ノ
判決アル迄檢察官ノ請求ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ
被告人ヲ其裁判所ノ監倉ニ留置スルノ言渡ヲ爲スヲ得
又第二百十條以下ノ規則ニ從ヒ保釋ニ付判決ヲ爲フヲ得
第三百六十四條 被告事件輕罪ニシテ且證 憑 充分ナル時
ハ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ
被告人禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル時ハ當然保釋責付ヲ取
消シタル者トス但上訴中更ニ保釋ヲ求ムルヲ得

明治十四年九月第四十五号
 一 檢察官ハ無罪免訴又ハ刑ノ言渡アリタル時但違警罪事トシテ言渡アリタル時ハ其事件ヲ輕罪ナリトスル時
 二 被告人ハ違警罪人トシテ言渡アリタル時ハ其事件ヲ輕罪ナリトスル時
 三 民事原告人被告人及ヒ民事擔當人ハ要償ニ付テノ言渡民事上始審裁判所ノ終審ノ金額ヲ超過シタル時
 四 檢察官其他訴訟關係人ハ管轄違越權擬律ノ錯誤又ハ無効ノ記載アル規則ニ背キタル時
 第三百六十六條 控訴ハ裁判言渡アリタルヨリ五日內ニ之ヲ爲スコトヲ得
 第三百六十七條 控訴ノ裁判言渡ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人拘留ヲ受ケタル時ハ檢察官ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監倉ニ移ス可シ
 第三百六十八條 第三百三十九條ヨリ第三百四十二條マテ及三百四十四條ノ規則ハ此章ニモ亦之レヲ適用ス
 第三百六十九條 輕罪裁判所檢事ノ控訴又ハ檢事長ノ附帶ノ控訴アリタル場合ニ於テ被告事件ヲ重罪ナリトスル時ハ第二百五十五條ノ規則ニ從ヒ會議局ニ於テ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲナス可シ
 第三百七十條 控訴ノ闕席裁判及ヒ其故障ニ付テハ始審ノ闕席裁判及ヒ其故障ニ付キ定メタル規則ニ從フ
 第三百七十一條 檢察官其他訴訟關係人ハ輕罪裁判所ノ終審ノ對審裁判言渡及ヒ控訴裁判所ノ對審裁判言渡ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得

管轄裁判所
 重罪ナルホハ重罪裁判所違警罪ナル片ハ違警罪裁判所
 見タス 判決
 アルマデ云々
 刑ノ未タ判決セサル者ハ罪人ヲ以テ視ル可ラス故ニ之ヲ保釋シ其家ニ放歸セシム尙ホ本條ノ如キハ未タ犯罪ノ性質ヲ全具セザルモノナレハ之ヲ保釋スル
 當然マヘ
 一 被告人ヲ無罪免訴ノ言

明治十四年九月第四十五号
 一 檢察官其他訴訟關係人ハ管轄違越權擬律ノ錯誤又ハ無効ノ記載アル規則ニ背キタル時
 二 違警罪ノ言渡アリタル時ハ其事件ヲ輕罪ナリトスル時
 三 民事原告人被告人及ヒ民事擔當人ハ要償ニ付テノ言渡民事上始審裁判所ノ終審ノ金額ヲ超過シタル時
 四 檢察官其他訴訟關係人ハ管轄違越權擬律ノ錯誤又ハ無効ノ記載アル規則ニ背キタル時
 第三百六十六條 控訴ハ裁判言渡アリタルヨリ五日內ニ之ヲ爲ス可シ
 第三百六十七條 控訴ノ裁判言渡ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人拘留ヲ受ケタル時ハ檢察官ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監倉ニ移ス可シ
 第三百六十八條 第三百三十九條ヨリ第三百四十二條マテ及三百四十四條ノ規則ハ此章ニモ亦之レヲ適用ス
 第三百六十九條 輕罪裁判所檢事ノ控訴又ハ檢事長ノ附帶ノ控訴アリタル場合ニ於テ被告事件ヲ重罪ナリトスル時ハ第二百五十五條ノ規則ニ從ヒ會議局ニ於テ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲナス可シ
 第三百七十條 控訴ノ闕席裁判及ヒ其故障ニ付テハ始審ノ闕席裁判及ヒ其故障ニ付キ定メタル規則ニ從フ
 第三百七十一條 檢察官其他訴訟關係人ハ輕罪裁判所ノ終審ノ對審裁判言渡及ヒ控訴裁判所ノ對審裁判言渡ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得

管轄裁判所
 重罪ナルホハ重罪裁判所違警罪ナル片ハ違警罪裁判所
 見タス 判決
 アルマデ云々
 刑ノ未タ判決セサル者ハ罪人ヲ以テ視ル可ラス故ニ之ヲ保釋シ其家ニ放歸セシム尙ホ本條ノ如キハ未タ犯罪ノ性質ヲ全具セザルモノナレハ之ヲ保釋スル
 當然マヘ
 一 被告人ヲ無罪免訴ノ言

四 檢察官其他訴訟關係人ハ管轄違越權擬律ノ錯誤又ハ無効ノ記載アル規則ニ背キタル時
 三 民事原告人被告人及ヒ民事擔當人ハ要償ニ付テノ言渡民事上始審裁判所ノ終審ノ金額ヲ超過シタル時
 二 違警罪ノ言渡アリタル時ハ其事件ヲ輕罪ナリトスル時
 一 檢察官其他訴訟關係人ハ管轄違越權擬律ノ錯誤又ハ無効ノ記載アル規則ニ背キタル時

第二條 控訴ノ期限ハ
 一 被告ノ直チ
 二 上告ヲ爲シ
 三 控訴ヲ爲シ
 四 但對テ人控
 五 限ニ在ラハ
 六 控訴ヲ爲ス
 七 限ニ在ラハ
 八 控訴ヲ爲ス
 九 限ニ在ラハ
 十 控訴ヲ爲ス

第七十四号
 一 被告ノ直チ
 二 上告ヲ爲シ
 三 控訴ヲ爲シ
 四 但對テ人控
 五 限ニ在ラハ
 六 控訴ヲ爲ス
 七 限ニ在ラハ
 八 控訴ヲ爲ス
 九 限ニ在ラハ
 十 控訴ヲ爲ス

第四章 重罪公判

第三百七十二條 重罪裁判所ニ於テハ左ノ條件ニ因テ公訴
 一 豫審判事又ハ輕罪裁判所會議局ノ判決ニ因リ其事件ヲ
 移スノ言渡
 二 控訴裁判所又ハ大審院ノ判決ニ因リ其ノ事件ヲ移スノ
 言渡

第三百七十三條 重罪裁判所ニ移スノ言渡確定シタル時ハ
 左ノ區別ニ從ヒ公訴狀ヲ作ル可シ
 一 公訴裁判所ニ於テ重罪裁判所ヲ開ク時ハ檢事長公訴狀ヲ
 作ル可シ
 二 檢審裁判所ニ於テ重罪裁判所ヲ開ク時ハ檢事長公訴狀ヲ
 作り又ハ重罪裁判所檢察官ノ職務ヲ行フ可キ檢事長公訴狀ヲ
 之ヲ作ラシム可シ

第三百七十四條 控訴ニハ左ノ條件ヲ記載ス可シ

テ不足ト認
 ムル場合ニ
 於テハ別段
 納セシムヘ
 第五條 治安
 一 裁判所ニ於
 二 於テハ別段
 三 納セシムヘ
 四 於テハ別段
 五 納セシムヘ

第六條 治安
 一 裁判所ニ於
 二 於テハ別段
 三 納セシムヘ
 四 於テハ別段
 五 納セシムヘ

一 被告事件始末及ヒ加重減輕ノ模様
 二 被告人ノ氏名年齢身分職業住所出生ノ地
 三 豫審ニ於テ集取シタル原被告ノ證據
 四 罪名法律ノ正條及ヒ重罪裁判所ニ移スノ言渡ノ概略

第三百七十五條 公訴狀ニハ重罪裁判所ニ移スノ言渡書ニ
 記載シタルヨリ以外ノ事件又ハ被告人ヲ記載ス可カラズ

第三百七十六條 重罪裁判所ニ移スノ言渡書ニ同一ノ被告
 人ニ對シ附帶ニ非サル數個ノ重罪ヲ記載シタル場合ニ於
 テ檢察官ハ各別ニ公訴狀ヲ作りタル上ニテ各別ニ辨論ヲ
 爲スコトヲ裁判所長ニ請求スルヲ得

裁判所長ハ同一ノ公訴狀ニ附帶ニ非サル數個ノ重罪ヲ記
 載シタル場合ニ於テ其職權ヲ以テ各別ニ辨論ヲ爲サシム
 ルコトヲ得又數個ノ公訴狀ニ記載シタル事件ニ付キ同時ニ
 辨論ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百七十七條 書記ハ被告人出廷ヨリ少クトモ五日前ニ

係ル事實ノ探
討若クハ此ニ
關スル景況ノ
通報等ハ右始
審裁判所檢事
ヲシテ其取調
ヲ爲シシムル
モ總テ是迄ノ
通治罪法第七
十六條并明治
十四年當省丁
第三十四号達
刑部所檢事長
於テ之ヲ調成
シテ出スヘキ
事ト心得ヘキ
爲念此旨相達
候事

リ會議局ニ於テ
會議決定ノ上之
ヲ重罪裁判所ニ
移スノ言渡ヲ爲
ス可
第四章此ノ章
ハ刑法第二篇第
一章ヲ除ク外ハ
刑法第二篇第一
章第二章ノ重罪
ハ高等法院ニテ
裁判スヘキ重罪ニ
該ル可キモノヲ
裁判スル手續キ
ヲ示ス
ナリ
重罪裁判所
ニ移スノ言
渡確定シタ
ル時豫審終結
付キ一日ヲ經過
シテ故障チナサ

コウツヤツ トウカシ
公訴狀ノ謄本ヲ被告人ニ送達ス可シ
被告人數名アル時ハ各別ニ其謄本ヲ送達ス可シ
第三百七十八條 重罪裁判所長又ハ其委任ヲ受ケタル陪席
判事ハ公訴狀ノ送達アリタルヨリ二十四時ノ後書記ノ立
會ニ依リ被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選任
シタリヤ否ヤヲ問フ可シ
若シ辯護人ヲ選任セサル時ハ裁判所長ノ職權ヲ以テ其裁
判所所屬ノ代官人中ヨリ選任ス可シ
被告人及ヒ代官人ヨリ異議ノ申立ナキ時ハ代官人一名ヲ
シテ被告人數名ノ辯護人ヲサシムルヲ得
辯護人ヲ選任シタルヨリ三日ノ後ニ非サレハ辯論ニ取掛
ルヲ得ス
第三百七十九條 辯護人差支アル時若クハ被告人ヨリ是ヲ
改選ス可正當ノ事由ヲ申立タル時被告人自ラ辯護人ヲ選
任スルニ非サレハ前條ノ規則ニ從ヒ裁判所長ヨリ之ヲ

明治十五年第
一治罪法第三
百一十條第一
項ニ若シ辯護
人ナクシテ辯
論ハ刑ノ言渡
時ハ刑ノ言渡
ノ効ナカレハ
其有之候得
共其裁判所々
屬ノ代官人無
ク當分ノ内於
テ人ヲ用ヒザ
ルモ其刑ノ言
渡無効ノ限リ
ニ在ラズ

ハサル時若クハ
第三百六十一條
第三百六十九條
ノ場合ニ付キ會
議局ノ言渡アリ
テ上告期限三日
ヲ經過シタル時
大審院ニ於テ其
上告ヲ却ケタル
時及ヒ裁判管轄
ヲ定ムレノ既ニ
付キ大審院ノ判
決アリタル時
即チ是ナリ
集取 トリア
ツメル
概略 マシ
以外 因リテ起
ル者ナレハ之ヲ
基本トシテ立ツ
ヲ以テ他人ニ及
フヲ許サス
同一ノ被告
人云々一被告
人ニシ

選任ス可シ但辯護人ヲ改選シタル時ハ三日間辯論ヲ停止
ス可シ
第三百八十條 書記ハ第三百七十八條ノ場合ニ於テ訊問ノ
調書ヲ作り辯護人ヲ選任スルニ付キ其式ヲ履行シタル
ヲ記載スシ可シ
辯論中辯護人ヲ改選シ及ヒ辯論ヲ停止シタル時ハ公判始
末書ニ其旨ヲ記載ス可シ
第三百八十一條 辯護人ナクシテ辯論ヲ爲シタル時ハ刑ノ
言渡ノ効ナカル可シ
第三百七十七條ヨリ第三百七十九條マテノ規則ニ背キタ
ルヲアリト雖モ辯論ニ取掛ル前ニ非サレハ被告人ヨリ異
議ノ申立ヲ爲スヲ得ス
第三百八十二條 辯護人ハ第三百七十八條ノ處分アリタル
後被告人ト接見スルヲ得
又書記局ニ於テ一切ノ訴訟書類ヲ閱讀シ且之ヲ抄寫スル

テ附帶ニ非サル
數箇ノ重罪アル
トキ之レヲ集合
シテ一ノ公訴狀
ニ記スルキハ大
ニ錯雜ノ恐レア
リ故ニ檢事長一
罪毎ニ一公訴狀
ヲ認メ敷通ノ公
訴狀ヲ作りテ每
件順序ニ辨論セ
ンコトヲ裁判長ニ
請求スルコト
ヲ得ルナリ

裁判所長云

々 裁判所長ハ
各罪別々ノ
性質記裁ヲ論辯
セシムルニ之ヲ
分チ又ハ之ヲ同
時ニスルハ其ノ
職權ヲ以テ之レ
ヲ定ムルヲ得
各別ニ其贖
本 被告人數人
アル片ハ各

一チ得
辨護人ヲ除クノ外何人ト雖モ重罪裁判所ニ移スノ言渡アリタルヨリ裁判言渡アルマテ被告人ト接見スルコトヲ得ス但被告人現ニ拘留ヲ受タル地ノ裁判所長ノ允許ヲ得タル時ハ此限ニ在ラス

第三百八十三條 檢察官及ヒ民事原告人ノ請求ニ因呼出シタル證人ノ氏名目錄ハ開廷ヨリ一日前之ヲ被告人ニ送達ス可シ

第三百八十四條 前條ノ規則ニ從ヒ豫メ氏名ヲ通知セサル證人ノ陳述ハ事實參考ノ爲メニ非ヤレハ之ヲ聽クコトヲ得ス但對手人ヨリ異議ナキコト申立タル時ハ證人トシテ其陳述ヲ聽クコトヲ得

第三百八十五條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ二日ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

第三百八十六條 裁判長ハ開庭ノ日ニ當リ公廷ニ於テ陪席判事檢察官ノ面前ニテ開庭不可キコト陳述不可シ但被告人ハ呼出不可カラス

第三百八十七條 裁判長辨論二日以上ニ涉ル可シト思料シタル時ハ重罪裁判所々在ノ地ノ裁判所判事一名ヲ以テ豫備陪席判事ヲ爲スコトヲ得

第三百八十八條 裁判官檢察官及ヒ書記各其席ニ就キタル後即時ニ訊問及ヒ辨論ニ取掛ル可シ

裁判長ハ先ツ被告人ノ氏名年齢身分職業住所出生ノ地ヲ問フ可シ

若シ其答辭ト豫審中ノ陳述ト齟齬アリト雖モ公訴狀ニ記載シタル被告人ニ相違ナキ時ハ引續キ辨論ヲ爲ス可シ

第三百八十九條 書記ハ呼出シタル證人ノ氏名ヲ呼立ッ可

人豫備アラシムル爲メ每人ニ之ヲ送達ス可シ

送達アリタルヨリ二十

四時ノ後 被告

人カ送達ヲ受ケタル時ヨリ起算ス

選任 ニラヒマカス

所屬フツ 辨

護人選任云

々 被告人費用ノ堪ユヘカラサルナドヨリシテ自ラ辨護人ヲ撰任スルコト能ハサル時ニハ裁判所ノ費ニテ所屬代官人中ヨリ撰任シテ辨護人ヲ附スヘキモノ

第三百八十五條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ二日ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

第三百八十六條 裁判長ハ開庭ノ日ニ當リ公廷ニ於テ陪席判事檢察官ノ面前ニテ開庭不可キコト陳述不可シ但被告人ハ呼出不可カラス

第三百八十七條 裁判長辨論二日以上ニ涉ル可シト思料シタル時ハ重罪裁判所々在ノ地ノ裁判所判事一名ヲ以テ豫備陪席判事ヲ爲スコトヲ得

第三百八十八條 裁判官檢察官及ヒ書記各其席ニ就キタル後即時ニ訊問及ヒ辨論ニ取掛ル可シ

裁判長ハ先ツ被告人ノ氏名年齢身分職業住所出生ノ地ヲ問フ可シ

若シ其答辭ト豫審中ノ陳述ト齟齬アリト雖モ公訴狀ニ記載シタル被告人ニ相違ナキ時ハ引續キ辨論ヲ爲ス可シ

第三百八十九條 書記ハ呼出シタル證人ノ氏名ヲ呼立ッ可

ト改選アラタ
ス改選ニ入ラ
エラ 辨護改
選スヘキ正
當事由其ノ辨
スル所被告ノ
意ニ適セサル
有テ之ヲ改メ
ト欲スルニ理
アル申立 履行
アル場合 履行
フミオ刑ノ言
コナフ刑ノ言
渡 辨護人ハ被
告人ノ爲メ
其ノ無罪ヲ説明
シ其權利ヲ保護
スルモノニシテ
重罪公判ニ必ス
之レ無カル可カ
ラス若シ之レ無
クシテ刑ノ言渡
アリタル時ハ無
効ノモ
トス

シ其呼立ニ應シタル證人ハ扣席ニ退カシメ陳述ヲ爲スニ
當リ順次ニ之ヲ呼入ル可シ
第三百九十條 裁判長ハ書記ヲシテ公訴狀ヲ朗讀セシムル
ニ付キ注意シテ聽ク可キコトヲ被告人ニ告知ス可シ
第三百九十一條 裁判長ハ書記前條ノ朗讀ヲ終リタル後被
告人ヲ訊問ス可シ
被告人豫審中ニ白狀シタル事件ヲ確認セス又ハ之ヲ取消
サントスル時ハ其事由ヲ辯明セシム可シ
被告人ノ白狀アリト雖モ仍ホ其取調ヲ爲サ、ル可カラズ
第三百九十二條 裁判長ハ前條ノ訊問ヲ終リタル後證憑ヲ
差出スニ從ヒ其證憑ニ付キ辯解ヲ爲シ且自己ノ利益ト爲
ル可キ反證ヲ差出スヲ得可キコトヲ被告人ニ告知ス可シ
第三百九十三條 裁判長ハ原告證人陳述ヲ終リタル毎ニ
被告人ニ意見アリヤ否ヲ問フ可シ
第三百九十四條 證人ハ陳述ヲ爲シタル後其扣席ニ留ル

辨論ニ取掛
前ニ非ラサ
レハ 已ニ辯論
タル上ハ被告
自ラ其便益ヲ
又本案ノ辯論
ナス豫備既ニ
フテ差支ナキ
リセシモノト
做シ得可キカ
ナ抄寫トカキ
見ル會ス 閱讀
ム 允許キハ
關廷 其事ニ
證人氏名
云々 原告被告
証人ノ氏名
ヲ報告スルハ

可シ但裁判長ヨリ退廷ノ允許ヲ得タル時ハ此限ニ在ラス
陪席判事檢察官被告人及ヒ民事原告人ハ更ニ裁判ヲ訊問
スルコト又證人ヲシテ他ノ證人ト對質セシムルコト請求ス
ルヲ得
裁判長ハ職權ヲ以テ前項ノ處分ヲ爲ス可キヲ得
第三百九十五條 裁判長ハ證人愛憎畏懼ノ念ヲ生シ被告人
ノ面前ニ於テ充分ナル陳述ヲ爲スコトヲ得サル可シト思料
シタル時ハ檢察官民事原告人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以
テ其證人ノ陳述中被告人ヲ退席セシムルコトヲ得
裁判長ハ證人陳述ヲ終リタル後再ヒ被告人ヲ公廷ニ呼入
レ其陳述シタル條件ヲ告知シ且被告人ニ意見アル時ハ之
ヲ申立シム可シ
第三百九十六條 裁判長ハ第三百條ニ定メタル手續ノ終リ
タル後公訴ニ付キ辯論ノ終結シタルコトヲ言渡ス可シ
第三百九十七條 檢察官及ヒ被告人ハ辯論中ニ發見シタル

ノ人名ヲ看テ之ヲ避ケシメ又ハ故障ヲ申立ルチ得ル規則アルチナリ
 證人トシテ
 宣誓公廷シラ
 面前マヘ開
 應 サイパン
 席 其ノ裁判ノ
 豫備陪席判
 事 辯論ニ日以
 ハ其間陪席判事
 ハ缺府セズト云
 フ可カラズ此時
 ニ俄ニ補充ノ判
 事ヲ命スルキハ
 最初ニ廻リテ辯

條件ニ付キ豫審ヲ求ムルコトヲ得裁判所ニ於テ其請求ヲ認
 可シタル時ハ重罪裁判所ヲ開キタル裁判所ノ判事一名ヲ
 シテ豫審ヲ爲シ且其報告書ヲ差出サシム可シ
 第三百五十七條第一項ノ規則ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス
 第三百九十八條 辯論終結ノ言渡アリタル時ハ檢察官法律
 適用ノ爲メ其意見ヲ陳述ス可シ
 被告人及ヒ辯護人ハ檢察官ノ意見其當ヲ得サルコトヲ辯論
 スルヲ得
 第三百九十九條 前條ノ辯論ヲ終リタル後民事原告人ハ私
 訴ニ付キ其請求スル所ヲ陳述ス可シ原告人辯護人及ヒ民
 事擔當人ハ答辨ヲナスコトヲ得
 檢察官ハ私訴ニ付キ其意見ヲ陳述スヘシ
 裁判所ニ於テハ私訴ノ辯論ヲ延期スルコトヲ得但閉應前之
 チ判決ス可シ
 第四百條 被告事件重罪ニシテ且證據充分ナル時ハ法律

論セメンハアテ
 ス其手數ヲ省カ
 シ爲メ裁判長ハ
 豫備ノ陪席判事
 ナ置キ辯論ニ立
 會ハシメ自ラ他
 事ニ關係シ本訴
 ニ臨ム能ハサル
 時モ之レニ代ル
 モノヲ立テ置ク
 ナ以テ輔ク交代
 スルヲ得ルナリ
 答辭 コトバ
 齟齬 コトバノ
 イ 呼立ツ可
 シ 出廷シタル
 ナリ ヤ否ヤチ檢
 ナリ 注意 ツケ
 被告人豫審
 中云々 被告人
 ノ故ラニ白狀シ

ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ
 又第二百二十四條第三以下ノ場合ニ於テハ免訴ノ言渡ヲ
 爲シ且被告人ヲ放免ス可シ
 第四百一條 犯罪ノ證據充分ナラサル時ハ無罪ノ言渡ヲ
 爲シ且被告人ヲ放免ス可シ
 又原被ノ要償ニ付キ第三百九十九條ノ規則ニ從ヒ裁判言
 渡ヲ爲ス可シ
 第四百二條 辯論中公訴狀ニ記載シタル事件ニ附帶セサル
 他ノ重罪輕罪ヲ發見シタル場合ニ於テ檢察官ノ請求アル
 時ハ重罪裁判所ヲ開キタル裁判所ノ判事一名ヲシテ豫審
 ナナサシメ本會又ハ次會ニ於テ本案ノ事件ト共ニ之ヲ裁
 判ス可シ
 第四百三條 檢察官其他訴訟關係人ハ重罪裁判所ノ對審裁
 判言渡ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得
 第四百四條 關席裁判ヲ爲スニハ裁判長書記ヲシテ公訴狀

タル事件ヲ確認セズト言ヒ又ハ其ノ白狀ヲ取消サントスルコトアルトキハ豫審中ノ白狀ハ眞ニ白狀セシモノナレハ何ガ故ニ前ノ白狀ヲ確認セストシ又ハ取消サントスルヤ其ノ事由ヲ辨明セシムヘ

確認セシムヘ

シカト知ラズトイツワ

辨解イヒ

反證 被告人ノヘキ證據ヲ原告人ヨリ出セシテ被告人ヨリ反テ罪トナラヌ證據ヲ出ス

及ヒ必要ナリトスル豫審書類ヲ朗讀セシメ又原被證人ノ陳述ヲ聞ク可シ

檢察官ハ法律ノ適用ニ付キ意見ヲ陳述シ民事原告人ハ要償ニ付キ意見ヲ陳述スヘシ

民事擔當人ハ答辨スルコトヲ得

第四百五條 闕席裁判言渡書ハ檢察官其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ本人又ハ其住所ニ送達ス可シ

第四百六條 闕席裁判ニ係ル刑ノ言渡ニ對シテハ檢察官ニ非サレハ上告ヲ爲スコトヲ得ス

民事原告人及ヒ民事擔當人ハ私訴ノ裁判言渡ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得

第四百七條 闕席裁判ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル時ハ刑ノ期滿免除ニ至ルマテ何時ニテモ故障ヲ爲スコトヲ得但捕ニ就キタル時ハ十日内ニ故障ヲ爲ス可シ

第四百八條 故障ノ申立闕席裁判ヲ爲シタル重罪裁判所ニ

明治十九年六月十六日勅令第四十六號 罰金及追徴ノ音渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲スルハ其罰金及

對質 ッキアワセテタマハス

前項ノ處分 更ニ證人ヲ訊問スルコトヲ取計ヒ

愛憎 アイニスルヲ輕クセント思ヒニクムタメニ罪ヲ重クセント思フ

畏懼 此專柄ヲ日被告人ノ害チナサンコトヲ恐ル

退席 シラスルヲ終結

發見 ミイダス

辨論中發見 罪犯ノ原由ハ豫審ニ於テ之ヲ詳悉スル者也ト雖

コレヲ爲ス可シ

重罪裁判所ニ於テハ先ツ其故障ヲ受理ス可キヤ否ヲ判決ス可シ

其故障ヲ受理ス可キ者ト判決シタル時ハ本會又ハ次會ニ於テ通常ノ規則ニ從ヒ更ニ裁判ヲナス可シ

第四百九條 闕席裁判ヲ爲シタル重罪裁判所閉廳ノ後ハ其地ヲ管轄スル控訴裁判所ニ故障ノ申立ヲ爲ス可シ

控訴裁判所ニ於テ其故障ヲ受理ス可キ者ト判決シタル時ハ通常ノ規則ニ從ヒ更ニ重罪裁判所ノ裁判ヲ受ク可キノ言渡ヲ爲ス可シ

第五編 大審院ノ職務

第一章 上告

第四百十條 檢察官及ヒ被告人ハ豫審又ハ公判ノ言渡ニ對シ左ノ場合ニ於テ上告ヲ爲スコトヲ得

一 法律ニ背キ忌避ノ申立ヲ認可セサル時

追徴金ノ十分
ノ一ニ當ル金
額ニ上告與意
書ニ添へ願裁
判所書記局ニ
預置クヘシ否
ラサレハト告
テナスコトヲ
得ス若シ上告
不當ナルキハ
大審院ニ於テ
其全部又ハ幾
分ヲ没入スル
ヘシ

事件ノ繁雜紛
擾ナル時或ハ之
ヲ粗漏ニ涉リ却
テ法廷辯論ノ間
ニ於テ之ヲ得ル
ヲ往々アリ以テ
我ヲ判審定スル
ヲ得ベシ
認可キハト
三百五十七
條ノ規則ニ更
新ナル證人呼
立ルヲ得ル
法律適用ノ
爲メ其意見
ヲ陳述ス
人ノ罪ハ刑法第
何條ノ罪ニシテ
何條ノ刑ニ該ル
モノナリトノ意
見ヲ陳述スルナ
リ
當テ得ザ
ル
道理ニア
マラヌ

- 二 裁判所ノ構成規則ニ背キタル時
- 三 法律ニ背キ管轄違又ハ管轄ナリトノ言渡若クハ管轄ニ非サルニ裁判所ニ事件ヲ移スノ言渡アリタル時
- 四 法律ニ於テ無効ノ記載アル規則ニ背キタル時又ハ無効ノ記載ナキ規則ニ背キタルニ因リ異議ノ申立アリタル場合ニ於テ之ヲ認可セサル時
- 五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサル時
- 六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聽カサル時
- 七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ職權ヲ以テ判決スルヲ得可キ場合ヲ除クノ外請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲シタル時
- 八 裁判言渡ヲ公行セス又ハ傍聽ヲ禁スルノ言渡ナクシテ訊問及ヒ辯論ヲ公行セサル時
- 九 事實及ヒ法律ニ依リ言渡ノ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アル時

○勅奏任官華族帶勳有位分
方者犯罪處分
明治十五年司
法省內第十一
号達
今般大政官
達別紙之通
達相違候條
目相違候事
勅任官禁錮
刑ニ該ルヘキ
罪ヲ犯シ及ヒ
奏任官華族帶
勳有位ノ禁錮
刑以上ノ刑ニ
該シタルハ
該刑ニ該ルハ
常該刑ニ該ル
事由シテ其
刑ノ減免ハ
但現行犯ハ
ニ係ル者ハ
處分シテ後
ニ奏聞スル
相違候事此旨
明治三十八年
一月司法省丁
第三十三号達

- 閉廳前 重罪裁
常ニ之ヲ開カサ
ルヲ以テナリ
- 原被ノ要償
無罪ノ言渡ヲ受
ケタリタリト雖
モ被告人ハ必シ
モ賠償ノ責ヲ免
ルハ不能ハザル
場合アリ又第十
六條ノ規則ニ從
ヒ被告人ヨリナ
ス所ノ賠償ノ場
合ヲモ包括スル
モノ 對審裁
判云々 第四二
十條ニ
ニ付テハ大審院
ニト告スルヲ許
スヲ以テ重罪裁
判所ノ言渡アリ
トモ其規則ニ反
ク時ハ之ヲ終審
ナリトセス上告
- 十 擬律ノ錯誤アル時
- 十一 越權ノ處分アル時
- 第四百十一條 免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲メ定メタル規則ニ背キタルヲ又ハ犯罪ノ場所ニ因リ管轄違アリト雖モ上告ヲ爲スヲ得ス
- 第四百十二條 民事原告人被告人及ヒ民事擔當人ハ私訴ニ關スル豫審又ハ公判ノ言渡ニ對シ第四百十二條ニ定メタル理由ニ付上告ヲ爲スヲ得
- 第四百十三條 上告ノ對手人ハ大審院ノ判決アルマテ何時ニテモ附帶ノ上告ヲ爲スヲ得
- 第四百十四條 大審院檢事長モ亦附帶ノ上告ヲ爲スヲ得
- 第四百十四條 上告ノ期限ハ三日ナリトス但豫審ニ付テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ起算シ公料ニ付テハ言渡アリタルヨリ起算ス
- 第四百十五條 豫審又ハ公判ノ言渡ニ對シ上告アリタル時

華族ノ輩ハ位
記ノ有無且月
主隠居子弟ニ
拘ハラス一罪
ヲ犯シ拘留シ
タル時ハ自今
其院裁判所ヨ
リ直ニ宮内省
ヘ通牒シ猶刑
ノ言渡ナシ宣
告書ノ時ハ其
添ヘ是亦同様
速ニ可致通牒
此旨相違候事
○受恩給者犯
罪處分方
明治十六年四
月司法省丁第
十五号達
明治十八年第
四十八号令達
海軍恩給令達
陸軍恩給令達
九十九号令達
ニ開關
職務 大審院
最等ノ
裁判所ニシテ法
律ノ要旨ヲ解釋
シテ日本全國一
ク止ニ該恩給
刑務省クハ公權
刑務省ニシテ
刑務省ニシテ
刑務省ニシテ
刑務省ニシテ

スル 闕席裁
判言渡書云
々 調席裁判
ハ被告ノ其辯護
ノ權利ヲ拋棄シ
タル者ナレハ其
ノ言渡書ハ之ヲ
本人ニ送付スル
ニ及バザルモノ
ナル故ニ 捕ニ
此條アリ 捕ニ
就キタル時
トラマヘテ 受
レタルトキ
理ケル 本會
今開關 次會次
職務 大審院
最等ノ
裁判所ニシテ法
律ノ要旨ヲ解釋
シテ日本全國一

ハ拘留保釋責付釋放及放免ノ言渡ヲ除クノ外其執行ヲ停
止ス
第四百十六條 上告ヲ爲サントスル者ハ其申立書ヲ原裁判
所ノ書記局ニ差出ス可シ
上告ノ申立書ハ其申立アリタルヨリ二十四時内ニ書記ヨ
リ之ヲ對手人ニ送達ス可シ
第四百十七條 上告申立人ハ其申立ヲ爲シタルヨリ五日内
ニ趣意書ヲ原裁判所ノ書記局ニ差出ス可シ
書記ハ上告趣意書ヲ受取リタルヨリ二十四時内ニ之ヲ對
手人ニ送達ス可シ
第四百十八條 對手人ハ上告趣意書ヲ受取タルヨリ五日内
ニ答辨書ヲ原裁判所ノ書記局ニ差出ス可シ
書記ハ其答辨書ヲ受取リタルヨリ二十四時内ニ之ヲ上告
申立人ニ送達ス可シ
第四百十九條 檢察官ヨリ差出ス可キ上告趣意書又ハ答辨

テ有スル軍人
ニシテ治罪法
第二十七條
止ノ處分ヲ受
ケタル者アル
片ハ其部度直
チニ大藏省ヘ
通知可致此旨
但新法實施
已後是迄本
文ノ處分ヲ
受ケタル者
有之候ハ
廿八條第二
廿九條第二
月司法省丁第
廿九号令達
陸軍恩給令達
海軍恩給令達
九十九号令達
ニ開關
職務 大審院
最等ノ
裁判所ニシテ法
律ノ要旨ヲ解釋
シテ日本全國一

途ニ出テシムル
所ニシテ其職務
重且ツ 上告
大ナリ
ノ一ニシテ候審
又ハ公判ノ言渡
シ法律ニ背キ定
規ニ違フ者アル
場合ニ於テ其旨
場ヲ取消サンテ
大審院ヘ請求
スルモノナリ
一 第二百三十
七條第二
廿八條第二
廿九條第二
月司法省丁第
廿九号令達
陸軍恩給令達
海軍恩給令達
九十九号令達
ニ開關
職務 大審院
最等ノ
裁判所ニシテ法
律ノ要旨ヲ解釋
シテ日本全國一

書ハ二通ヲ作り一通ヲ大審院ニ差出シ一通ヲ對手人ニ送
達ス可シ私訴ノ裁判言渡ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出ス
可キ上告趣意書又ハ答辨書ニ付テモ又同シ
第四百二十條 書記ハ前數條ニ定メタル期限經過シタル後
速ニ訴訟書類及ヒ上告書類ヲ其ノ裁判所ノ檢察官ニ差
出ス可シ
檢察官ハ其書類ヲ五日内ニ大審院檢察長ニ差出シ且意見
アル時ハ之ヲ添フ可シ
第四百二十一條 上告申立人及ヒ對手人ハ代言人ヲ差出
ス可シ得
重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ官檢察ヨリ
重罪ノ刑ニ該ル可キ者トシテ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ
刑ノ言渡ヲ受ケタル者自ラ代言人ヲ選任セサル時ハ院長

士卒違警罪
 明治十六年八月
 刑部省丙第
 陸軍常備下士
 卒服役中ノ者
 違警罪ヲ犯シ
 其處分ヲ爲シ
 タル節ハ其人
 名罰科テ詳記
 シ其都度本人
 所管(隊付)ナ
 レバ該隊長ニ
 速ニ通報シ
 此旨相違報
 事
 ○海員犯罪處
 分
 明治十六年七
 月司法省丁第
 二月十一号達
 明治十四年一
 十二月(第七
 十五号)公布
 洋形船長運
 轉手機關手
 免狀規則ニ據
 免狀ヲ有スル
 者罪ヲ犯スル
 罪以上ノ刑ニ
 處シタル節ハ
 刑名并ニ宣告
 シ其都度直ニ
 記

タル時モ亦構成
 不規則ナルモノ
 ス 四拾三條第
 三百八拾一條ハ
 或ハ裁判官渡テ
 公行セザルニヨ
 リ無効ニ屬シ或
 ハ辨護人ナクシ
 テ重罪ノ刑ヲ言
 渡シタルハ無効
 ニ屬スルコトヲ云
 フナリ此ノ規則
 ハ實ニ緊要缺ク
 可カラザルモノ
 ニシテ之レニ背
 キタル片ハ異議
 ノ申立ヲ爲スナ
 得ベキモノナリ
 此ノ異議ヲ申立
 タルニモ關ハラ
 ス之レヲ認可セ
 ザルハ上告ヲ
 爲スヲ得ベキモ
 ノナ
 無効ノ
 記載ナキ規
 則ニ背キタ
 ノ職權ヲ以テ其院所屬ノ代言人中ヨリ之ヲ選任ス可シ
 第四百二十二條 院長ハ刑事局判事ニテ專任判事一名ヲ
 命ス可シ
 專任判事ノ一切ノ書類ヲ檢閲シ其報告書ヲ作ル可シ但自
 巳ノ意ヲ付ス可カラス
 第四百二十三條 上告申立書及ヒ對手人ハ專任判事ノ報告
 書ヲ差出スマテハ大審院書記局ヲ經由シテ其趣意ヲ擴張
 ス可キ辯明書ヲ差出ストナ得
 專任判事報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ差出シタル時ハ
 之ヲ報告書ニ添フ可シ
 第四百二十四條 書記ハ開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ日時ヲ上
 告申立人及ヒ對手人ノ代言人ニ報知ス可シ
 第四百二十五條 開廷ノ日ニハ公廷ニ於テ專任判事其報告
 書ヲ朗讀ス可シ
 檢事長及ヒ代言人ハ各其趣意ヲ辨明ス可シ

農商務省ヘ通
 牒スヘン此旨
 ○相違報事
 分方
 明治十五年四
 月司法省丙第
 十六号達
 從前舊章沒收
 四條ニ依リ行
 收致來候處右
 本年(三月)ハ
 當省丙第九号
 達(帶勳者罪
 達)犯シ公權ヲ
 奪等ノ言渡
 出方ニ照準
 シ相違報事
 ○沒收物件公
 費收用第三
 月内務省第九
 十二号達
 犯則ニ由リ官
 沒シタル物件
 ナ裁判所ノ囑
 托ニ依リ戸長
 ニ於テ公賣取
 扱ヒタル節右
 公賣ニ關スル

ル云々 例ヘハ
 第三百
 條ノ規則ニ背キ
 被告人ヲシテ最
 終ニ發言セシメ
 ザルニ因リ其被
 告人異議ノ申立
 ナ爲スモノヲ認
 可セスシテ裁判
 官渡テ爲スノ類
 五 期滿免除大
 審院ノ効力ヲ
 得タル事件ニ關
 シ又ハ是等ノ事
 情ノ一ナキ場合
 ナ誤リテアリト
 シテ公訴ヲ受理
 セサリシカ如キ
 モノ 六 第百二
 十八條
 第百七十六條第
 百八十三條第百
 九十四條第百二
 十條第百二十九
 十五條第百二十九
 十三條第百二十九
 條等ニ定メタル
 場合ニ於テ檢察
 私訴ノ上告ニ付テハ檢事長最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ
 第四百二十六條 上告申立人又ハ對手人ヨリ代言人ヲ差出
 サ、ル時ハ其儘ニテ判決ヲ爲スヘシ
 第四百二十七條 大審院ニ於テ上告ノ理由ヲシトスル時ハ
 之ヲ棄却スルノ言渡ヲ爲ス可シ
 第四百二十八條 大審院ニ於テ豫審又ハ公判ノ言渡ニ對ス
 ル上告ニ付キ破毀ノ其事アリトスル時ハ其言渡ノ全部ヲ
 破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス可シ但後
 ノ數條ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラス
 第四百二十九條 擬律ノ錯誤若クハ法律ニ背キ公訴ヲ受理
 シ又ハ受理セラルコトニ因リ原裁判官言渡ヲ破毀シタルトキ
 ハ其事件ヲ移スコトナク大審院ニ於テ直ニ裁判官言渡ヲ
 爲ス可シ
 第四百三十條 豫審又ハ公判ノ手續規則ニ背キタルコトアリ
 ト雖モ其後ノ手續ニ利害ヲ及ボサル時ハ其事件ヲ他ノ

費用ノ物件看
守者ノ手書并
ニ其裁所
ノ費用ニ相
ノハモノニ付
ノ長役場費ヨ
ノ支辨ヒザル
儀ト心得ヘシ
此旨相違候事
○没収物件處
分
明治十八年七
月司法省丙第
六号達
ノ没収物件處
分
通太政官ヘ相
伺候處朱書ノ
候御裁令相成
方心得ノ爲メ
此旨相違候事
分
没収物件處
分
刑罰ノ上没
收ノ係ル物件
ハ破産廢物
燒棄ノ後チ除
クハ原形ニ復
テ公賣ニ付テ
其代金ハ雜收

官ノ意見ナ
開カザル時
七
訴訟關係人ノ請
求アラバ之ヲ判
決スルハ裁判官
ノ任ナリ又請求
ナキニ之ヲ判
スルハ禁スル所
ナリ然ルニ之
反シタル處分
ル時但職權ヲ以
テ判決シ得ル條
項ヲ九第二
條及ヒ第三百
條ニ於テ定ムル
如ク裁判官
ハ必事實并ニ法
律ノ理由ヲ
缺クテ得ス
十
豫シメテ人ヲ殺
ノ意ヲ以テ詐
誘導シテ人ヲ死
ニ致シタル者
ラニ刑法第
百九十七條及
刑法第二百
九條即チ謀殺
以テ論ス可キ
却テ刑法第
二百

裁判所ニ移ス
ナク止タ其手續ヲ破毀ス可シ
第四百三十一條 豫審又ハ公判ノ言渡ノ幾分ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部分ニ關係アラサル時ハ大審院ニ於テ其上告ニ係ル部分ヲ破毀シ法律ニ從ヒ直チニ相當ノ裁判言渡ヲ爲シ又ハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス可シ
第四百三十二條 大審院ニ於テ原裁判言渡ヲ破毀シ直チニ裁判言渡ヲ爲シタル時ハ原裁判所又ハ他ノ裁判所ヲシテ其執行ヲ爲サシム可シ
第四百三十三條 大審院ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス可キ時ハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ定示ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ民事裁判所ニ移ス可シ
第四百三十四條 法律ニ係ル大審院ノ判決ハ確定ノ者トス大審院ヨリ送付ヲ受ケタル裁判所ノ裁判言渡ニ對シテハ通常ノ規則ニ從ヒ更ニ上告ヲ爲ス可キ得

入トノ國庫ニ
納付ス可キ
成規ニ有
處今般警視
院大迫眞清
自別成候因
審按スルニ
罪ノ用ニ供
タル器具ニ
テ異種ニ如
ルモノ如キ
ハ警察官ニ
テ檢査等ニ
法適用方等
注意シ置ク
ハ犯罪者上
便利ヲ得ル
ニ因テ使用
器具如何ヲ
知シタルノ
合亦之レナ
ト七サレメ
リ且右具ニ
如キハ其儘
民ニ其セシ
△ル片ハ其
險測ル可カ
サルテ以テ
ルニ先ツ破
ルニ非ラサ

九十四條故殺
以テ論シタル
如キノ十一例
ハ犯罪事件禁
ノ刑ニ該ラリ
場合ニ於テ自
チ停止ス可キ
狀ヲ發シタル
又ハ拘留ノ期
成規ニ過クル
又ハ現行犯ノ
合ニテテシテ
豫審判事ヲ待
タスニテ豫審
分ニ取掛リタル
カ如 被告人
ノ利益ノ爲
メニ定タル
規則ニ背ク
免訴又ハ無罪
言渡ハ被告人
利益トナル故
假令其他ニ被
告人ノ利益ヲ
トシテ定メタル

第四百三十五條 法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ定期内ニ上訴スル者ナクシテ其裁判言渡確定シタル時ハ大審院檢事長ヨリ司法卿ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ非常上告ヲ爲ス可キ得
非常上告アリタル時ハ原裁判言渡ヲ破毀シ大審院ニ於テ直チニ裁判言渡ヲ爲ス可シ
第四百三十六條 左ノ場合ニ於テハ大審院ノ裁判言渡ニ對シ檢事長其他訴訟關係人ヨリ其院ニ哀訴スル可キ得
一大審院ニ於テ前數條ニ定メタル式ヲ履行セサル時
二訴訟關係人ヨリ申立タル條件ニ付キ判決ヲ爲サハル時
三同一ノ裁判言渡ニ付キ二箇ノ條件齟齬シタル時
第四百三十七條 哀訴ヲ爲サントスル者ハ裁判言渡アリタル日ヨリ三日内ニ書記局ニ其申立ヲ爲ス可シ
書記ハ申立書ヲ受取りタルヨリ三日内ニ之ヲ對手人ニ送

治罪法

ハ公費ス可カ
ラサルモノト
ス已ニ之ヲ破
壤センナラス
所ハ唯原積ス
物ノミ之ヲ公
賣スルモ管ニ
手敷ナシハ巨
額ノ收入ヲ得
難キヤ明瞭ナ
リ就テハ自今
檢察官ニ於テ
犯罪ノ物件ノ
シタル物ニ上
異種ニ屬スル
者其他警察上
注意ヲ要スル
モノト認メテ
ルハ之ヲ警
視應若クハ警
察署ニ交付シ
保存セシメハ
様致度右ハ維
收ニ付一應
候儀ニ付一應
相何條御指令
相成度候也
明治十八年
六月九日
司法卿伯
野田顯
大臣公

簡條アリテコ
ニ背クコトアリ
モ己ニ無罪免罪
ノ言渡アレバ爲
メニ消滅スルモ
ノトス又犯罪ノ
場所ニ因リ管轄
スル裁判所ノ相
違リトモ是亦
消滅シ上告スル
能ハザルモノタ
リ重罪ノ被告人
辨護人ナクシテ
裁判ヲ言渡サレ
又ハ被告人最終
ノ辨論ヲ爲サン
コトヲ許サレズ
シテ裁判ヲ言渡
サレタル場
合等ナド附
帶ノ上告ニ
四十九條
ニ詳ナリ經過
スギ簿冊ヲ
ナル
登記セル
上告申立人

達シ對手人ハ同一ノ期限内ニ其答辯書ヲ差出ス可シ
大審院ニ於テハ通常上告ノ規則ニ從ヒ哀訴ノ判決ヲ爲ス
可シ

第四百三十八條 大審院ノ裁判言渡ハ其言渡アリタルヨリ
三日間又哀訴アリタル時ハ判決アルマテ執行ヲ停止ス

第二章 再審ノ訴

第四百三十九條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑
ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スヲ得但裁判
確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スヲ得ス

一人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタル後其言渡ノ日
ニ當リ殺サレタリト認メラレシ者現ニ生存シ又ハ犯罪
前既ニ死去シタルノ確證アリタル時

二同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケ
タル者アリタル時

三犯罪アル以前ニ作りタル公正ノ證書ヲ以テ當時其場所

爵三條實美
指令
明治十八年
七月六日
犯事ノ用ニ
供シタル器
具之類ニ付
其之類ニ付
類如何ヲ詳
細ニ列記シ
知スルハ犯
罪ノ種類及
其程度等上
最モ必要ノ
事ニ付爾後
ニ付爾後其
種ニ屬スル
モノハ之ヲ
シテ當廳ニ
存置テ保
存テ各裁判
所ニ於テ沒
收ノ内右等
品ノ有之等
モ都度當廳
差廻相此段
上申候也
明治十七年
十二月十五
日
司法卿伯
野田顯

及ヒ對手人
被告人民事原告
人又ハ民事擔當
人ヲ云フ檢察官
ハ其中ニ含蓋セ
ズ
檢事其上告
事件ヲ
擔當シテ公判ヲ
爲スベキモノヲ
云檢閱シテ自
己シテ經由手
ニ擴張オシヒ
ルシユチャ
ウスル 辨明
書 イヒワケノ
シヨメン
檢事長 檢察官
上申告
立人ナ
ル時 代官人
差出ス云々
上告申立人及ヒ
對手人ハ代人ヲ

ニ在ラサルコトヲ證明シタル時
四被告人ノ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ア
リタル時

五公正ノ證書ヲ以テ訴訟書類ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證
明シタル時

第四百四十條 再審ノ訴ヲ爲スヲ得可キ者左ノ如シ

一刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察官

二刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢
事長

三大審院檢事長但司法卿ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴
ヲ爲ス可シ

四刑ノ言渡ヲ受ケタル者

五刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタル時ハ其親屬

第四百四十一條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラズ何
時ニテモ之ヲ爲スヲ得

○山田顯義殿
 犯罪ノ用ニ
 規出スヲ得ルノ
 規則ナレハ之ヲ
 差出サハル隨意
 ニシテ敢テ之ヲ
 爲ラシメズ對審
 シタル者トシテ
 裁判棄却アゲ
 ス
 上告ニ付
 キ云々 事第四
 百十條ナル原由
 アリテ其ノ言渡
 ノ何處部分ニテ
 モ又ハ全部ニテ
 ノ破棄スヘギモ
 ノトスルハ其
 ノ事件ヲ他ノ裁
 判所ニ移スノ言
 渡ヲ爲スベシト
 雖モ次ノ條々ニ
 載セタル例外ノ
 モノハ此限ニア
 ラズ破毀トリ其
 後ノ手續ニ

第四百四十二條 再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ
 原裁判言渡書ノ謄本及ヒ證據書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所
 ノ書記局ニ差出ス可シ
 原裁判所ノ檢察官ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘテ之ヲ大審院
 檢事長ニ差出スヘシ
 原裁判所ノ檢察官及ヒ控訴裁判所檢事長自ラ再審ノ訴ヲ
 爲サントスル時ハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出ス可シ
 第四百四十三條 大審院ニ於テハ檢事長ノ請求ニ因リ速
 ニ專任判事一名ヲ選テ其取調ヲ爲シ報告書ヲ差出サシム
 可シ
 第四百四十四條 大審院ニ於テハ他ノ事件ヲ閱キ刑事局判
 事全員會議局ニ集會シ專任判事ノ報告書及ヒ檢事長ノ意
 見書ニ依リ判決ヲ爲ス可シ
 第四百四十五條 大審院ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メタ
 ル時ハ原裁判言渡ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲

於テ保存ス
 可カラサル
 物件又ハ保
 存スルニ付
 費用ヲ要ス
 ヘキ者ト思
 料スル時ハ
 公費ノ處分
 上代金ヲ
 保存シ置ク
 月明十五年
 廿四號
 犯罪ノ用ニ
 シ又ハ犯罪
 因リ得タル
 物件ハ輾轉
 他ノ手ニテ
 リ及ヒ沒收
 ヘキ者トシ
 認テ之ヲ保
 存シ置ク
 外ハ裁判官
 官ニ於テ實
 際ニ於テ保
 存スルアリ
 假令其ノ所
 置クコト得
 シ此旨爲心

利害ヲ及ホ
 カ、ル時ヘ
 ハ豫審ニ於テ檢
 證原分ヲ爲スニ
 當リ書記ヲ立會
 ハシメザリシニ
 免ニ証憑ヲ檢見
 セザリシ場合公
 判ニ於テ被告ハ
 ヲリ裁判官ヲ忌
 避スト雖法律ニ
 背キ其申立ヲ認
 可セス然ルモ其
 裁判官直チニ自
 ラ回避シタル等
 ノ場合コレナリ
 言渡ノ幾分
 ニ對シ上告
 アリタル場
 合 豫審又ハ公
 判ニ於テ公共
 犯又ハ數罪ナ合
 テテ一箇ノ言渡
 ナ爲シタル場合
 ニ於テ其言渡ノ

不可キテ言渡シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所
 ニ移ス可シ
 其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規則ニ從ヒ裁判
 ヲ爲ス可シ
 第四百四十六條 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場
 合ニ於テ大審院ニテ再審ノ原由アルコトヲ認メタル時ハ其
 事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトヲ原裁判言渡ヲ破毀ス可シ
 第四百四十七條 再審ノ裁判ニ因リ無罪ノ言渡アリタル時
 又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタル時ハ其者ノ名
 譽ヲ復スル爲メ其言渡書ヲ揭示公告ス可シ
 第三章 裁判管轄ヲ定ムルノ訴
 第四百四十八條 通常裁判所ト特別裁判所トヲ問ハス管轄
 ニ非サルノ言渡ヲ爲シ其言渡確定シタル時又忌避ノ原由
 若クハ非常ノ事變ニ因リ訴訟事件ヲ管轄スルコト能ハサル
 時ハ檢察官其他訴訟關係人ヨリ裁判管轄ヲ定ムルノ訴ヲ

○得相違候事
走者ニ發スル者アル時
他ノ裁判所
原裁判所カ重罪
裁判所ナルルハ
罪非裁所ハ常
立ニ非サルヲ以
テ他ノ裁判所ニ
シテ執行セシメ
ザルヲ接近
得ズ
再審ノ訴
控訴上告ヲ經尽
シ若クハ是等ノ
控訴上告等ヲ爲
サルルニ因リ裁
判官渡既ニ確定
シタル後其裁判
言渡ハ事實ト大
ニ異ナルノ確證
アル場合ニ於テ
再ヒ之ヲ審ニシ
テ更ニ相當ノ裁
判言渡アラント
テ請求スル
者ヲ云フ

爲スコトヲ得
大審院檢事長ハ司法卿ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴
ヲ爲スコトヲ得
第四百四十九條 裁判管轄ヲ定ムルノ訴ヲ爲サントスル者
ハ其趣意書ニ訴訟書類ヲ添ヘ之レヲ大審院ノ書記局ニ差
出ス可シ
第四百五十條 大審院ニ於テハ刑事局判事五名以上會議局
ニ集會シ專任判事ノ報告書及ヒ檢事長ノ意見書ニ依リ裁
判管轄ヲ定ムルノ訴ヲ判決シ其事件ヲ管理ス可キ裁判所
ヲ定示ス可シ
第四章 公安又ハ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴
第四百五十一條 犯罪ノ性質被告人ノ身分員數地方ノ民心
其他重大ナル事情ニ因リ裁判ニ對シ紛擾又ハ危險ヲ生ス
ルノ恐アル時ハ公安ノ爲其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ
移スコトヲ得

レ儀ト可心得
此旨相違候事
明治十五年ニ
月同丙第六号
始審裁判所
事ヨリ既決囚
ノ逃走シタル
者ニ對シ逮捕
狀ヲ發シテ手
續ハ左ノ通心
得ヘシ此旨相
違候事
第一條 逮捕
ノ報知書ニ
依リ第二号
書式ニ準シテ
逃走シタル
囚徒ノ本籍
自分氏名人
相分氏名記
スヘシ
但管轄地
ノ内外ニ
拘ハラス
急遽ノ際
巡査ヲシ
テ令狀ヲ
帶行セシ
ムル時ハ
人相チ記
載セサル
モ妨ナシ
第二條 管轄

確定ノ後ニ
非サレハ
確定セザル者ハ
尙ホ通常規則ニ
從ヒ上訴ヲ以テ
救護挽回スルノ
道アルヲ以テ敢
テ非常ノ法ニ依
ルヲ要ス 二例ハ
者ヨリ東京裁判
所ニ於テ瀧道旅
客乙者ノ物品ヲ
盜取シタリトシ
テ刑ノ言渡ヲ受
ケタリ然ルニ丙
ナル者亦同一ノ
事件ニ付横濱裁
判所告クハ同一
ノ裁判所ニ於テ
刑ノ言渡ヲ受ケ
而シテ共ニ共犯
ト認メラレサル
時ノ如キナラフ
リナ三犯罪アラ
第四百五十二條 公安ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ司法卿
ノ命ニ因リ大審院檢事長ヨリ其院ニ之ヲ爲ス可シ
第四百五十三條 大審院ニ於テハ會議局ニテ訴訟關係人ノ
申立ヲ聽クコトヲ速ニ前條ノ訴ヲ判決ス可シ
第四百五十四條 被告人ノ身分地方ノ民心又ハ訴訟ノ模様
ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサルノ恐アル時ハ嫌
疑ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得
第四百五十五條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ管轄
裁判所ノ檢察官其他訴訟關係人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得
民事原告人嫌疑アル裁判所ニ私訴ヲ爲シ又被告人其裁判
所ニ於テ異議ノ申立ナクシテ本案ニ付キ辯論ヲ爲シタル
時ハ前項ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス
第四百五十六條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ヲ爲ス
ニハ其趣意書ニ通テ原裁判所ノ書記局ニ差出スヘシ
書記ハ速ニ一通ヲ對手人ニ送達シ對手人ハ其送達アリ

地内ハ令狀
ハ警察署又
ニ送致シテ
逮捕ノ處分
ヲ爲サシム
ヘシ
第三條 管轄
地外ハ第一
号式ニ準ジ
シテ相違ナ
ク審判所始
テ送致シテ
逮捕ノ處分
ヲ爲サシム
ルコトヲ得
トシテ又ハ
何人ヲ
間ハス不買
ノ事
ヲ以テ被告
人ヲ
誣告シタル
ニ因
リ刑ニ處セ
ラレタル片
トシテ
常規則ニ從
ヒ
其ノ裁判所
ハ再審ノ期
ヲリトモ別
法式ヲ用フル
ニ
非公安犯罪
ノ
ヘハ國事犯
ニシ
テ其地方ニ
於テ
被告人ヲ奉
信ス
ルノ徒衆ク
若ク

タルヨリ三日内ニ答辨書ヲ差出スヲ得
第四百五十七條 大審院ニ於テハ第四百五十條ノ規則ニ從
ヒ前條ノ訴ヲ判決ス可シ
第四百五十八條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴アリタ
ル時ハ裁判所ニ於テ其訴訟手續ヲ停止ス
第六編 裁判執行復權及ヒ特赦
第一章 裁判執行
第四百五十九條 重罪輕罪違警罪ノ刑ハ裁判確定ノ後ニ非
サレハ之ヲ執行ス可カラス
第四百六十條 死刑ノ言渡確定シタル時ハ檢察官ヨリ速
ニ訴訟書類ヲ司法卿ニ差出ス可シ
司法卿ヨリ死刑ヲ執行ス可キノ命令アリタル時ハ三日内
ニ其執行ヲ爲ス可シ
第四百六十一條 死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタル時

之ヲ管轄檢
事ニ送致シ
檢事ハ其旨
ヲ囑トシテ
シタル檢事
ニ照會シ別
段ノ事由アリ
ルニ非サレ
ハ逮捕ノ地
ニ於テ刑ノ
執行スヘカ
ラズ
○勾引狀ノ期
限
明治十五年
四月前法省
第二
四号達
活罪ハニ定
メ
タル勾引狀
ノ
期限ニハ總
テ
休限ノ日ヲ
算
入スヘカ
ラズ
但平常休暇
ナ
キ官署ニ付
テ
ハ此例ヲ用
井
得此旨相違
候
○種類送達
ノ
實錄總管
明治十六年
五月司法省
第二
五号
刑事ニ付月
長
ナリ
見ル
嫌疑ノ

ハ被告ノ負
極テ多ク又
ハ地
方ノ民心騷
動シ
キ被被告人
切替
シ或ハ良民
イキ
ドホリテム
ゴキ
所爲ヲ被告
人ニ
加ヘントス
ル
恐アル等其
他裁
判ニ對シ紛
擾危
険ヲ生スル
ノ妨
礙ヲ除去シ
裁判
所ヲシテ獨
立不
羈ノ地位ニ
置カ
シムル
身分ニ
付嫌疑云々
被告人類官
若ク
ハ其裁判所
ノ高
等ナル官吏
ナル
片又ハ巨商
大賈
ナル等
地方ノ
民心云々
宗
ニ關スル事
案ニ
付キ多ク其
例ヲ
見ル
嫌疑ノ

ハ直チニ之ヲ執行ス可シ
第四百六十二條 刑ノ執行ハ原裁判所ノ檢察官又ハ大審院
ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢察官ノ指揮ニ因リ之ヲ爲ス
可シ
罰金科料裁判費用及ヒ沒收物品ハ檢察官ノ命令書ニ依リ
之ヲ徴収ス可シ
第四百六十三條 死刑ノ執行ニ付テハ書記其始末書ヲ作り
刑ノ執行規則ニ從立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印
ス可シ
其他刑ノ執行ニ關スル方法細目ハ別ニ規則ヲ以テコレヲ
定ム
第四百六十四條 裁判言渡確定シ又ハ閉席裁判アリタル時
ハ其刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ書記既決犯罪表ヲ作り
左ノ條件ヲ記載ス可シ但大審院ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲シタ
ル時ハ其執行ヲ爲シタル裁判所ノ書記之ヲ作ル可シ

ハ互ニ之ヲ
得ス
コトヲ

福井淳註釋

傍
訓
監
獄
則
釋

一名司獄吏員及在監者心得

版權所有 偉業館發行

監獄則目錄

第一編

第一章 汎則

第二章 監署ノ規程

第三章 監署ノ構造

第三編

第一章 役法 附時限

第二章 工錢

第三章 徒刑流刑及ヒ禁獄ノ刑ヲ受タル囚徒押送

第四章 假出獄免幽閉ノ者ニ貸與スル屋舎

第三編

第一章 給與

第二章 疾病 附死亡

第三章 書信シヨウシン

第四章 接見セツケン

第五章 差入品サシイレヒン

第四編

第一章 教誨キヤウカイ

第二章 賞譽シヤウヨ

第三章 懲罰チヨウバツ

監獄則目錄終

註釋 傍訓 監獄則

朕監獄則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之

ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年七月十二日

内閣總理大臣 伯爵黑田清隆

内務大臣 伯爵松方正義

○別房留置者
明治十六年十二月
監獄則第三十
條依り監獄
中ノ別房ニ留
置タル者及
三ノ別房ニ留
置タル者若シ
シタル者若シ
獄内ノ諸則ニ
依リテ未決者
アリ然ラサル
スヘカテ未決
未決ノ者若シ
アリ然ラサル
同クシ懲治人
懲役場ニ入レ
重罪輕罪ノ別
同クシ重罪輕
罪ノ別ニ入ル
其教誨上ニ害
ル少ナカラズ
各其ノ權利ヲ
護スル爲メ懲
罰留置場ニ入
獄拘留留置場
懲治場ノ六ト
依テ該則ニ依

○第一條
ハ入監セシムヘ
キ人ノ如何ニヨ
リ其種類ヲ區別
スルナリ其區別
ヲ爲ス趣意ハ人
ヲ拘禁シ自由ヲ
停止スルノ所以
ニシテ在監者ニ
未決ノ者若シ
アリ然ラサル者
スヘカテ未決者
アリ然ラサル者
同クシ懲治人
懲役場ニ入レテ
重罪輕罪ノ別
同クシ重罪輕
罪ノ別ニ入ル
其教誨上ニ害
ル少ナカラズ
各其ノ權利ヲ
護スル爲メ懲
罰留置場ニ入
獄拘留留置場
懲治場ノ六ト
依テ該則ニ依

- 勅令第九十三號
監獄則
- 第一條 監獄ヲ別テ左ノ六種ト爲ス
一 集治監 徒刑流刑及舊法徵役終身ニ處セラレタル者
ヲ拘禁スル所トス
 - 二 假留監 徒刑流刑ニ處セラレタル者ヲ集治監ニ發遣
カリリウカン トケイリウケイ ショ
 - 三 スル迄拘禁スル所トス
 - 三 地方監獄 拘留禁錮禁獄懲役ニ處セラレタル者及婦
女ニシテ徒刑ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
 - 四 拘留監 刑事被告人ヲ拘禁スル所トス
 - 五 留置場 刑事被告人チ一時留置スル所トス但警察署
内ノ留置場ニ於テハ罰金ヲ禁錮ニ換フル者及拘留ニ
内ノ留置場ニ於テハ罰金ヲ禁錮ニ換フル者及拘留ニ
處セラレタル者ヲ拘禁スルコトヲ得
 - 六 懲治場 不論罪ニ係ル幼者及瘡癩者ヲ懲治スル所ト
ス

テ處分スヘシ
○罰金ヲ輕禁
ル犯人留置
場

區別ニ付テハ差
異アリ舊則ニ參
考スヘシ

明治十七年七月
三ノ月内務省
罰金ヲ輕禁錮
ニ換ヘタル場
合ニ於テ其日
數十日以下ナ
ル時ハ拘留留
置場ニ依リ警察
署内ニ於テ執行
スルノ心ヲ得ル
儀ト相違ヘシ
○此旨相違留置
場

○第二條
ノ監督者ヲ定メ
タル條ニシテ即
チ本條ニ於テ監
獄ヲ監督スルハ
内務大臣ノ任ナ
リトス是レ監督
權ハ行政ニ屬ス
ルモノニシテ司
法ニ屬スル未決
者ノ處斷已決囚
ノ如キハ司法大
臣ノ管理ナリト
ス

- 第二條 監獄ハ内務大臣ノ監督ニ屬ス
- 第三條 集治監(北海道ニ在ルモノヲ除ク)及假留監ハ内務
大臣之ヲ管理シ其他ノ監獄ハ警視總監北海道廳長官府縣
知事(東京府ヲ除ク)之ヲ管理ス
- 第四條 内務大臣ハ隨時監督巡閱官ヲシテ各監獄ヲ巡閱セ
シムヘシ
- 第五條 警視總監北海道廳長官府縣知事(東京府ヲ除ク)ハ毎年少
クトモ一回所轄ノ監獄ヲ巡閱スヘシ
- 第六條 裁判官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル拘留監ヲ巡視スヘシ
檢察官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル監獄ヲ巡視スヘシ
- 第五條 府縣會議員ハ臨時其府縣所轄ノ監獄ヲ巡見スルコ
トヲ得
- 第六條 新ニ入監スル者アルトキハ典獄先ツ令狀又ハ宣告
書ヲ査閲シテ之ヲ領シ其領収證ヲ引致シ來リタル者ニ交
付シタル後入監セシムヘシ其文書ヲクシテ引致セラレタ

○假出獄停止
 明治十八年九月
 第七條 假出獄
 第一條 假出獄
 第二條 假出獄
 第三條 假出獄
 第四條 假出獄
 第五條 假出獄
 第六條 假出獄
 第七條 假出獄
 第八條 假出獄
 第九條 假出獄
 第十條 假出獄
 第十一條 假出獄
 第十二條 假出獄
 第十三條 假出獄
 第十四條 假出獄
 第十五條 假出獄
 第十六條 假出獄
 第十七條 假出獄
 第十八條 假出獄
 第十九條 假出獄
 第二十條 假出獄
 第二十一條 假出獄
 第二十二條 假出獄
 第二十三條 假出獄
 第二十四條 假出獄
 第二十五條 假出獄
 第二十六條 假出獄
 第二十七條 假出獄
 第二十八條 假出獄
 第二十九條 假出獄
 第三十條 假出獄
 第三十一條 假出獄
 第三十二條 假出獄
 第三十三條 假出獄
 第三十四條 假出獄
 第三十五條 假出獄
 第三十六條 假出獄
 第三十七條 假出獄
 第三十八條 假出獄
 第三十九條 假出獄
 第四十條 假出獄
 第四十一條 假出獄
 第四十二條 假出獄
 第四十三條 假出獄
 第四十四條 假出獄
 第四十五條 假出獄
 第四十六條 假出獄
 第四十七條 假出獄
 第四十八條 假出獄
 第四十九條 假出獄
 第五十條 假出獄
 第五十一條 假出獄
 第五十二條 假出獄
 第五十三條 假出獄
 第五十四條 假出獄
 第五十五條 假出獄
 第五十六條 假出獄
 第五十七條 假出獄
 第五十八條 假出獄
 第五十九條 假出獄
 第六十條 假出獄
 第六十一條 假出獄
 第六十二條 假出獄
 第六十三條 假出獄
 第六十四條 假出獄
 第六十五條 假出獄
 第六十六條 假出獄
 第六十七條 假出獄
 第六十八條 假出獄
 第六十九條 假出獄
 第七十條 假出獄
 第七十一條 假出獄
 第七十二條 假出獄
 第七十三條 假出獄
 第七十四條 假出獄
 第七十五條 假出獄
 第七十六條 假出獄
 第七十七條 假出獄
 第七十八條 假出獄
 第七十九條 假出獄
 第八十條 假出獄
 第八十一條 假出獄
 第八十二條 假出獄
 第八十三條 假出獄
 第八十四條 假出獄
 第八十五條 假出獄
 第八十六條 假出獄
 第八十七條 假出獄
 第八十八條 假出獄
 第八十九條 假出獄
 第九十條 假出獄
 第九十一條 假出獄
 第九十二條 假出獄
 第九十三條 假出獄
 第九十四條 假出獄
 第九十五條 假出獄
 第九十六條 假出獄
 第九十七條 假出獄
 第九十八條 假出獄
 第九十九條 假出獄
 第一百條 假出獄

ル者ヲ入監セシムルコトヲ得ス
 第七條 在監ノ婦女其子ヲ乳養セント請フトキハ其齡滿三
 歲ニ至ル迄之ヲ許ス
 第八條 新ニ入監スル者ノ携有スル財貨物件ハ典獄悉ク點
 檢シテ之ヲ領置スヘシ
 第九條 水火風震等非常ノ變災ニ際シ監獄園内ニ於テ避災
 ノ手段ナシト考定スルトキハ典獄ハ其狀況ニ依リ在監ノ
 囚人懲治人及刑事被告人ヲ他所ニ押送シ其災ヲ避ケシム
 ヘシ若シ押送スルノ違ナキトキハ一時之ヲ解放スルコト
 ヲ得
 第十條 滿期ノ者ヲ釋放スルハ其滿期ノ翌日午前十時ヲ過
 クヘカラス
 第十一條 囚人ハ各罪質ニ從テ嚴ニ其監房ヲ別異シ其中ニ
 解_カ放_ハニ_遭ヒ_{タル}者_ハ其_時ヨリ_{二十四}時_以内_ニ監_署又_ハ警
 察_署ニ_其旨_ヲ申_出ツ_{ヘシ}

○假出獄停止
 明治十八年九月
 第七條 假出獄
 第一條 假出獄
 第二條 假出獄
 第三條 假出獄
 第四條 假出獄
 第五條 假出獄
 第六條 假出獄
 第七條 假出獄
 第八條 假出獄
 第九條 假出獄
 第十條 假出獄
 第十一條 假出獄
 第十二條 假出獄
 第十三條 假出獄
 第十四條 假出獄
 第十五條 假出獄
 第十六條 假出獄
 第十七條 假出獄
 第十八條 假出獄
 第十九條 假出獄
 第二十條 假出獄
 第二十一條 假出獄
 第二十二條 假出獄
 第二十三條 假出獄
 第二十四條 假出獄
 第二十五條 假出獄
 第二十六條 假出獄
 第二十七條 假出獄
 第二十八條 假出獄
 第二十九條 假出獄
 第三十條 假出獄
 第三十一條 假出獄
 第三十二條 假出獄
 第三十三條 假出獄
 第三十四條 假出獄
 第三十五條 假出獄
 第三十六條 假出獄
 第三十七條 假出獄
 第三十八條 假出獄
 第三十九條 假出獄
 第四十條 假出獄
 第四十一條 假出獄
 第四十二條 假出獄
 第四十三條 假出獄
 第四十四條 假出獄
 第四十五條 假出獄
 第四十六條 假出獄
 第四十七條 假出獄
 第四十八條 假出獄
 第四十九條 假出獄
 第五十條 假出獄
 第五十一條 假出獄
 第五十二條 假出獄
 第五十三條 假出獄
 第五十四條 假出獄
 第五十五條 假出獄
 第五十六條 假出獄
 第五十七條 假出獄
 第五十八條 假出獄
 第五十九條 假出獄
 第六十條 假出獄
 第六十一條 假出獄
 第六十二條 假出獄
 第六十三條 假出獄
 第六十四條 假出獄
 第六十五條 假出獄
 第六十六條 假出獄
 第六十七條 假出獄
 第六十八條 假出獄
 第六十九條 假出獄
 第七十條 假出獄
 第七十一條 假出獄
 第七十二條 假出獄
 第七十三條 假出獄
 第七十四條 假出獄
 第七十五條 假出獄
 第七十六條 假出獄
 第七十七條 假出獄
 第七十八條 假出獄
 第七十九條 假出獄
 第八十條 假出獄
 第八十一條 假出獄
 第八十二條 假出獄
 第八十三條 假出獄
 第八十四條 假出獄
 第八十五條 假出獄
 第八十六條 假出獄
 第八十七條 假出獄
 第八十八條 假出獄
 第八十九條 假出獄
 第九十條 假出獄
 第九十一條 假出獄
 第九十二條 假出獄
 第九十三條 假出獄
 第九十四條 假出獄
 第九十五條 假出獄
 第九十六條 假出獄
 第九十七條 假出獄
 第九十八條 假出獄
 第九十九條 假出獄
 第一百條 假出獄

就_キ年_齡ニ_從ヒ_左ノ_如ク_別異_ス
 一 滿_{十二}歲_{以上}十六_歲未_滿ノ_者
 二 滿_{十六}歲_{以上}二十_歲未_滿ノ_者
 三 滿_{二十}歲_{以上}ノ_者
 四 滿_{十六}歲_{以上}二十_歲未_滿再_犯ノ_者
 五 滿_{二十}歲_{以上}再_犯ノ_者
 第十二條 懲_治八_ハ左_ノ年_齡ニ_從ヒ_其監_房ヲ_別異_ス
 一 滿_八歲_{以上}十六_歲未_滿ノ_者
 二 滿_{十六}歲_{以上}二十_歲未_滿ノ_者
 三 滿_{二十}歲_{以上}ノ_者
 第十三條 刑_事被_告人_ハ各_罪質_ニ從_テ其_監房_ヲ別_異シ_{其中}
 一 就_キ年_齡ニ_從ヒ_左ノ_如ク_別異_ス
 一 滿_{十二}歲_{以上}十六_歲未_滿ノ_者
 二 滿_{十六}歲_{以上}二十_歲未_滿ノ_者
 三 滿_{二十}歲_{以上}ノ_者

監獄則

但屍體割... 復シテ不... 無之様取... 犯人ヲ司... 官ハ送ス...

○第七條 本條ハ乳香兒アル婦人入監スルハ其ノ養育ニ放テテ...

第十四條 地方監獄拘留監懲治場ノ一區畫内ニ在ルモノハ牆壁ヲ以テ之ヲ區畫スヘシ...

第十五條 凡ソ監獄ハ男監女監ノ別ヲ嚴隔スヘシ...

第十六條 囚人及刑事被告人ヲ裁判所又ハ他監ニ押送スルトキハ男ト女ト分チ時宜ニ依リ戒具ヲ用フルコトヲ得...

第十七條 定役ニ服スヘキ囚人ノ作業ハ每囚ノ體力ニ應シテ之ヲ課シ一日ノ科程ヲ定メテ服役セシムヘシ...

第十八條 左ニ記載シタル日ハ服役ヲ免ス 一月一日 元始祭 孝明天皇祭 紀元節 春季皇靈祭 神武天皇祭 秋季皇靈祭 利嘗祭 天長節 新嘗祭

監獄則

及遞傳方相... 改正シ本年... 月一ヨリヨ... 行候條從前... 中予盾ノ廢... 事此旨相違... 第一條 甲...

○第九條 本條ハ越意ハ其刑外ノ災ニ罹ラシムルルチ欲セス故ニ...

第十九條 無定役囚ニシテ監獄園内ニ於テ自ラ作業ヲ爲サント請フトキハ之ヲ許シ作業ノ種類ハ典獄之ヲ指定ス刑...

第二十條 懲治人ニハ毎日五時以內農業若クハ工藝ヲ教ヘリキセシムヘシ...

第二十一條 役場ハ男女ノ別ヲ嚴隔シ仍ホ定役囚無定役囚懲治人ノ役場ハ各別ニ之ヲ設ケ其中ニ就キ丁年以上ノ者ト未丁年者トヲ區別スヘシ...

第二十二條 定役ニ服スヘキ囚人現役一百日ヲ經レハ始メテ各自ノ工錢ヲ料定シ之ヲ十分シテ重罪囚ニハ其二分輕罪囚ニハ其四分ヲ與ヘ餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス...

無定役囚懲治人及刑事被告人ニシテ作業スル者ノ工錢ハ之ヲ十分シテ其六ヲ與ヘ其餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス定役...

道府縣立之監獄其
他ハ發出費
ヨリ仕拂フ
ベシ
第十二條 第
二條ニ掲
ル各犯ハ
屬スル地
中ノ費用
送道ノ費
支辨スヘ
テ
第十三條 第
三條ニ掲
ル各犯ハ
送道ノ費
支辨スヘ
テ
第十四條 第
四條ニ掲
ル各犯ハ
送道ノ費
支辨スヘ
テ
第十五條 第
五條ニ掲
ル各犯ハ
送道ノ費
支辨スヘ
テ
第十六條 第
六條ニ掲
ル各犯ハ
送道ノ費
支辨スヘ
テ
第十七條 第
七條ニ掲
ル各犯ハ
送道ノ費
支辨スヘ
テ
第十八條 第
八條ニ掲
ル各犯ハ
送道ノ費
支辨スヘ
テ
第十九條 第
九條ニ掲
ル各犯ハ
送道ノ費
支辨スヘ
テ
第二十條 第
十條ニ掲
ル各犯ハ
送道ノ費
支辨スヘ
テ

○第十九條
定役ノ無キ囚徒
ニシテ監獄内
ニ於テ自ラ作
業ヲ爲サント
請フモトキハ
之ヲ許ス
○第二十條
懲治人ハ他ノ囚
徒ト異ニシテ
役ハナキモノ
ナラズ
第三十七條
囚人懲治人及刑事被告人死亡シタルトキハ典
獄看守長醫師ノ立會ヲ以テ之ヲ檢視シ監署ニ於テ速ニ其
本籍ニ通知スヘシ其遺骸ハ親屬若クハ故舊ノ之ヲ請フ者
ニ下付ス但死亡後二十四時以内ニ在テ其下付ヲ請フ者無
キトキハ監署ニ於テ之ヲ假葬シ其姓名ヲ記シタル木勝ヲ
立ツヘシ
第三十八條
刑事被告人ニ其親屬故舊ヨリ書類書籍用紙衣
服臥具其他必要ノ物品又ハ飲食物ヲ贈ラント請フトキハ
之ヲ許ス但書類書籍ハ當該裁判官ノ檢閲ヲ受クヘシ其密
室監禁者ニ係ルトキハ他物ニ於テモ亦同シ
新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ前項ノ例ニアラス

○第二十條
懲治人ハ他ノ囚
徒ト異ニシテ
役ハナキモノ
ナラズ
第三十九條
囚人及懲治人ニハ現行ノ法律命令書並ニ書籍
用紙印紙郵便切手貨幣及内務大臣ニ於テ許可シタルモノ
ヲ除クノ外差入ヲ許サス但書籍ハ第三十二條ニ記載シタ
ル制限ニ從フ
第四十條
囚人獄則ヲ謹守シ作集ニ勉勵シ且改悛ノ行爲ア
ル者ト眞獄ニ於テ確認スルトキハ之ヲ賞譽スヘシ
賞譽セシ者ニハ之ヲ表スル爲メ賞表ヲ與ヘ獄衣ニ縫著セ
シムヘシ
賞表ハ假出獄免幽閉又ハ特赦ヲ具狀スルノ憑據ト爲スコ
トナ得
第四十一條
賞表ヲ有スル囚人ハ其監房ヲ區別シテ尋常囚
人ト別異シ賞表ノ多寡ニ應ジテ優遇ヲ爲スヘシ
第四十二條
囚人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ
從テ處罰ス
一 屏禁 晝夜他ノ監房又ハ役場ト隔絶シタル監房ニ獨

○第二十條
懲治人ハ他ノ囚
徒ト異ニシテ
役ハナキモノ
ナラズ
第三十九條
囚人及懲治人ニハ現行ノ法律命令書並ニ書籍
用紙印紙郵便切手貨幣及内務大臣ニ於テ許可シタルモノ
ヲ除クノ外差入ヲ許サス但書籍ハ第三十二條ニ記載シタ
ル制限ニ從フ
第四十條
囚人獄則ヲ謹守シ作集ニ勉勵シ且改悛ノ行爲ア
ル者ト眞獄ニ於テ確認スルトキハ之ヲ賞譽スヘシ
賞譽セシ者ニハ之ヲ表スル爲メ賞表ヲ與ヘ獄衣ニ縫著セ
シムヘシ
賞表ハ假出獄免幽閉又ハ特赦ヲ具狀スルノ憑據ト爲スコ
トナ得
第四十一條
賞表ヲ有スル囚人ハ其監房ヲ區別シテ尋常囚
人ト別異シ賞表ノ多寡ニ應ジテ優遇ヲ爲スヘシ
第四十二條
囚人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ
從テ處罰ス
一 屏禁 晝夜他ノ監房又ハ役場ト隔絶シタル監房ニ獨

直ニ假留監ヘ
押送スヘシ此
旨相違候事
但新舊比照
懲役終身ニ
刑ニ處セラ
本文ニ準モ
ヘシ

○明治十五年
一月内務省
乙第六十號
監獄則第五
一條ノ重罪
一ノ囚徒ニ
罪ノ工徒ニ
別有之候現
行律ニ依テ
刑ハセラレ
者ハ懲役七
以テ上ノ工
錢ノ十分一
給シテ五分
ノ者ニシテ
此旨相違ス
○明治十五年
六月内務省
第一號令第
一號刑罰令
舊刑法ニテ
五年以上禁
事犯禁獄及
五年以上禁
常事犯禁獄

チ食セシムル
ハ却ツテ其
貧困者ヨリ
且ツ法律上
ノ効用ナシ
故ナリ又
代ハ桑草
ナシトスル
ノ便宜ニ
宜シク取
シテ之ヲ
麥粟等ヲ
ニハ却テ
白米アリ
ル方得ル
シナ得ル
此等ノ場
内務大臣
ヲ得テ下
米ノ得ル
モトスル

○第二十九
條 定役ニ
テ短ク難
ルヲ得ル
等モ別ニ
ルニテ上
ニ害アル
ナリ女囚
梳ルヲ許
スモ

- 一 毎朝常用ノ諸器具ヲ清潔ニシテ之ヲ排列シテ點檢ヲ受ケ及ヒ厠壁厨等ヲ掃除スヘシ
- 一 窓壁若クハ物件ヲ汚損シ不淨器ノ外へ唾ハキ及貯水ヲ濫用スヘカラス
- 一 房外ニ出タル時ハ他人ト手ヲ交ヘ又ハ濫リニ交談スヘカラス
- 一 夜間ハ最モ鎮靜ヲ主トシ說話發聲又ハ濫リニ起歩スヘカラス但晝間ト雖放歌喧噪又ハ高聲ニ誦讀シ及隣房ヘ通聲交談スヘカラス
- 一 許可ヲ得サル物品ヲ監房ニ置キ或ハ勝負ヲ争ヒ若クハ賭博類似ノ遊戯ヲナシ或ハ他人ニ汚辱ヲ被ラシメ猥褻ニ涉ルカ如キ所爲アルヘカラス
- 一 服役中其作業ニ關セサル他事ヲ談話シ及服役セサル時間タリトモ部外ノ役場ニ至ルヘカラス
- 一 許可ヲ得スシテ物件ヲ受授貸借スヘカラス

身ニ處セラ
タル囚徒
監獄ニ拘
省乙第七
達ニ準シ
假留監ヘ
スヘシ

○第三十
條 監獄ニ
テ人ニ善
治人ニ善
キ論ニ過
ヒテシム
ナリトシ
性ノ惡ナル
ニ非サレ
カレテ不
行ハテス
シ善ニ導
良民トナ
ナリトシ
其罪ヲ惡
テテナル
以テナル

○第三十一
條 囚人ニ
未滿ノ者
人ニハ特
別ニ前

- 一 監房ニ於テ異常ノ事アレハ晝夜ニ拘ラス直ニ看守所ニ通聲スヘシ
- 一 病者アルトキハ同房ノ者共ニ介保シ看病人タル者ハ切實ニ之ヲ看護スヘシ
- 一 第四條 領置ノ貨物ハ其名數ヲ簿冊ニ記載シ典獄之ニ證印スヘシ
- 一 領置ノ貨物ハ本人釋放又ハ假出獄免幽閉假出場ノ時之ヲ下付スヘシ
- 一 第五條 領置物品中保存ニ堪ヘ難キモノハ本人へ告知ノ上之ヲ賣却シテ其代金ヲ領置スルコトヲ得
- 一 第六條 入監中外人ヨリ差入タル貨物ニシテ領置スルモノモ亦第四條第五條ノ例ニ依ル
- 一 第七條 總テ監房ニ入ル、物品ハ典獄之ヲ點檢シ其危險ノ虞アルモノハ一切之ヲ禁スヘシ
- 一 第八條 入監後出房モシメタル者ニ對シテハ還房ノ際通身

途ノ事ヲ察シテ
本條ヲ設ケ人々
ル者ノ世ニ處ス
ルニ必要ナル技
藝ヲ教授ス是等
ハ皆ナ恩典ニ出
テタルモ
ノナリ

○第三十二條
現行ノ法律
命令書下ハ
法律即チ行政
及ヒ刑法治罪
等ノ法律ヲ云フ
命令書トハ行政
命令中ニアル總
テ命令ニ屬スル
モノヲ云フ此等
ノ法律ハ之ヲ看
セシムルモ敢テ
差支ナキモノト
ス又囚人ニシテ
書籍ヲ看シテ請
フ修身宗教
育及營業ニ關ス
ルモノハ限ハ
他ノ書ハ囚人ノ
讀ミテ益ナク却
テ害アリ故ニ囚
人ハ修身宗教ニ
關スルモノノミ
ヲ看セシメ特ニ
改過遷善ノ心ヲ
惹起サシメ且ツ

ノ檢査ヲ爲スヘシ

第九條 通身ノ檢査ハ一人宛之ヲ爲シ他人ヲシテ見セシム

ヘカラス但役場教誨堂運動場及浴室等ヨリ一時多人數ヲ
還房セシムル場合ハ此限ニ在ラス

第十條 男子ノ檢身ハ看守長臨監シ看守之ヲ行ヒ女子ニ係

ルトキハ看守長臨監シ女監取締之ヲ行フヘシ

第十一條 典獄看守長ハ日夜不時ニ監獄ノ内外ヲ巡視スヘ

シ但看守長ノ巡視ハ一晝夜三回以上タルヘシ

第十二條 典獄ハ看守及女監取締ノ警守受持場ヲ定メ晝夜

絶ヘス之ヲ巡警セシムヘシ

第十三條 典獄ハ看守長及看守女監取締ヲシテ常ニ在監人

ノ行狀ヲ録サシムヘシ但押送途中ニ在テハ押送官吏之ヲ

録シテ典獄ニ差出スヘシ

第十四條 看守長ハ毎日二回以上各監房ニ就キ在監人ノ員

數ヲ點檢シ毎日一回以上監房ヲ檢査スヘシ

第十五條 囚人及懲治人ノ放免期日ハ入監後典獄直ニ之ヲ

調査シテ名籍簿ニ記入シ仍ホ本人ニ告知スヘシ

第十六條 囚人及懲治人ニシテ釋放スヘキ者アルトキハ典

獄名籍簿ニ照シテ其氏名等ヲ問糾シ釋放スル旨ヲ言渡ス

ヘシ刑事被告人ニシテ放免保釋及責付スヘキ者アルトキ

モ亦同シ

第十七條 領置ノ貨物ヲ下付スルトキハ典獄其名數ヲ領置

簿ニ照シテ其旨ヲ記シ受取人ヲシテ證印セシムヘシ

第十八條 刑事被告人ノ中共犯人アルトキハ其監房ヲ別異

シ談話通聲スルコトヲ得カラシメ裁判所又ハ他監ニ引致

ノトキモ同行セシムルコトヲ得ス

第十九條 在監人ヲ他監ニ移ストキハ其名籍又ハ宣告書其

他必要ノ文書及領置ノ貨物ヲ具シテ送致スヘシ

第二十條 在監人押送ノ際送致スル貨物ハ典獄ニ於テ目錄

ヲ作り其貨物並ニ目錄ハ押送官吏ヲシテ保管セシムヘシ

教育ニ關スル書
ハ智識ヲ開發シ
生計ノ道ヲ講シ
事業ヲ起スノ原
資ヲ養成セサル
ヘカラス
第二項刑事被告
人ニシテ書籍ヲ
看シテ請フハ
之ヲ許スト雖モ
監獄ニ領置外ノ
書籍ハ其被告ノ
ニ關係アル裁判
官ノ承諾ヲ經テ
而シテ後之ヲ
許スモノトス
第三項囚人及懲
治人等ハ時事ヲ
論シ時態ヲ知ル
可キ者ニアラス
○第三十三條
囚人ニシテ
信書ヲ贈ル
ハ妄ニ之ヲ爲サ
シメス本條ニ定
ムル所ニ從ヒ之
ヲ爲スヘシ然ル
ニ親屬故舊ニ回
答スルカ又ハ官
司ノ訊問等ニヨ
リ書信ヲ要スル
トキ必要ト認メ
タルハ本條ノ
定ムル所ニアラ

○第三十四條 前條ニ由リ信書ヲ發スル者ハ其發スルトモモ又ハ外ヨリ囚人ニ宛テ入ル信書モ一々典獄之檢閱スヘシ是レ檢中如何ナル事ヲ記載シ不正不實ノ事ヲ辨リ又ハ其改悛ノ妨ケトナル如キモノハ之ヲ發贈スルヲ許サズ人ニハ信書ハ他人ノ妄ニ開封シ讀ム能ハサルノ權利アリ人ハ此權利ヲ有セサルモ

○第三十五條 囚人及懲治人ニ已ムテテ得サル用事アリテ接見セント請

但金錢ハ破綻ノ憂ナキ様嚴緘シ之ニ封印ヲ捺スヘシ

第二十一條 特赦アリタルトキハ典獄ハ速ニ其旨ヲ所屬長官ニ申報シ所屬長官ハ内務大臣ニ申報スヘシ

第二十二條 特赦免幽閉假出獄ノ申渡ハ其裁可又ハ許可ノ監署ニ達シタル時ヨリ二十四時以内ニ之ヲ爲スヘシ

假出獄ノ申渡ヲ受ケタル者ニハ典獄其證票ヲ與ヘテ最近ノ警察署ヘ護送スヘシ

第二十三條 特赦免幽閉假出獄ヲ申渡シ又ハ賞表ヲ授與スルハ別ニ定ムル方式ニ依ル但賞表ハ免役日若クハ日曜日ニ於テ之ヲ與フヘシ

第二十四條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者ハ監獄近傍ノ地ニ限り居住セシメ典獄之ヲ監督スヘシ但土地家屋ナキ者ニハ之ヲ貸與スヘシ

己ムテ得サル事故アリテ一時限外ニ出ノコトヲ請フトキハ典獄其事由ヲ取糺シテ許可スルコトアルヘシ

フモノアルトキハ典獄ニ於テ其事ヲ要ナリトシテ必要ナリト認ムルハ典獄ノ立合ヲ以テ之ヲ許ス其必要トハ蓋シ一家生計ノ事ニ付關係上ノ事ニ付關係アル等場合ニ於テサレバ典獄ニ於テ其願人ニ形跡ノ疑フヘキ即チ其申立ノ事實際ニ又ハ囚人ニ不實ノ事ヲ企ツル媒介ヲ爲スト認ムル等ノ場合ヲ云フ

第二項ハ前項ノ場合ニ於テ重罪ノ裁判所ニ移スル言渡ヲ受ケタル者ハ裁判官ニ對テ重罪ニ對シテ未決者ナルヲ以テ猶ホ裁判官ノ關係ヲ有スルモノナルヲ以テテハ密室監禁者ハ

第二十五條 免幽閉中重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ上免幽閉ヲ爲シタル所ノ監獄ニ於テ直ニ其刑ヲ執行スヘシ

第二十六條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者其配偶者又ハ其他ノ親屬ヲ招キテ同居シ又ハ結婚セント請フトキハ典獄其生計ノ方法ヲ取糺シテ許可スヘシ

第二十七條 假出獄中重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ上現ニ之ヲ管束スル所ノ典獄ニ於テ假出獄ノ停止ヲ言渡シ證票ヲ取上ケ其旨ヲ所屬長官ニ申報シ所屬長官ハ内務司法兩大臣ニ申報スヘシ

甲地ニ於テ假出獄ヲ許サレタル者乙地ニ於テ停止シタルトキハ乙地典獄ヨリ其取上タル證票ヲ甲地典獄ニ送致シテ其旨ヲ通知スヘシ

前項ニ依リ乙地ニ於テ假出獄ヲ停止シタルトキハ集治監ヲ入ルヘキ者ヲ除クノ外其地監獄ニ拘禁シ前刑後刑トモ

リ而シテ新聞紙
及時事ノ論説等
記載スル雜誌等
ハ無論之ヲ許サ
ルナリ

○第三十九
條 内務大臣ニ
於テ許可シ
タルモノトハ前
條ニモ記載スル
所ヲ見スト雖モ
必要ノモノニシ
テ害ナキモノチ
指スモノナルヘ
シ

○第四十條
賞與ハハナシテ
獎勵セシムルモ
ノナルヲ以テ獄
則ヲ守リ作業ニ
勉勵シ且ツ過チ
ナ悔ヒ改心ノ情
アルトキハ之ヲ
賞與シ益々善良
ニ歸スルヲ導ク
ヘシ

第二項 賞表ヲ獄
衣ニ縫ヒ着ケル
ハ他ノ者ナシテ
一日シテ之ヲ知
ラシムル爲メナ
リ他ノ者ハ之ヲ
見テ自ラ善良ニ

第二章 役法及時限

第四十二條 定役ニ服スヘキ入監人アルトキハ典獄醫師チ
シテ其身體ヲ診視セシメテ強弱ヲ分チ就業簿ニ記入シ其
就役スヘキ業名チ指定スヘシ

第四十三條 男囚ノ監獄内ノ作業ハ春米瓦工煉石工石工
碎石鍛冶工油絞工耕耘木挽工抄紙工木工桶工菓子工炊事掃
除ノ内チ撰ムヘシ

女囚ノ作業ハ紡績裁縫機織洗濯ノ内チ撰ムヘシ
右ノ外各地方ノ便宜ニ依リ他ノ作業ニ服役セシメントス
ルトキハ内務大臣ノ認可ヲ得ヘシ

第四十四條 男囚ハ碎石開鑿採礦土方石工耕耘運搬若クハ
監獄ノ用ニ限り獄外ノ役ニ服セシムルコトヲ得其外役ニ
服セシムルトキハ鍊鐵ノ鎖ヲ用テ二囚毎ニ聯絆シ晴雨チ
問ハス笠ヲ用テ其面ヲ掩ハシムヘシ
外役ノ囚徒ハ一組十人以上二十人以下ト定メ看守一人押

赴クノ情ヲ起サ
シムル

第三項 假出獄免
離閉等ヲ具狀ス
ルニ賞表アルモ
ノハ之ヲ証據ト
爲スヘシ

○第四十一
條 本條モ亦獎
勵ノ爲メニ
設ケタルモノナ
リ第四十條ノ行
ヒアルモノモ其
取扱ヒ尋常囚人
ト同シキ時ハ少
シモ獎勵スルヲ
ナシ故ニ本條
ヲ設ケルナリ

○第四十二
條 前二條ハ獎
勵ノ爲メニ
設ケ本條ハ之レ
ニ反對シテ懲ラ
シムル爲メニ設
ケルモノトシテ
坐作ノ役トハ項
役時間中立ツ
ヲ得セ
シメス

第二項 第三項ニ
於テ食量ヲ減シ

丁二人以上チシテ之ヲ監セシム但島地ニシテ逃走ノ虞ナ
シト認ムル場合ニ於テハ此割合チ變更スルコトヲ得

第四十五條 定役ニ服スヘキ者刑期五分ノ三ヲ經過シタル
トキハ典獄ニ於テ現ニ其監獄ニ在ル所ノ作業ノ中ニ就キ
出獄後自活ノ道ヲ得ヘキト認ムルモノチ指定スヘシ但刑
期一年未滿ノ者ハ此限ニ在ラス

第四十六條 定役ニ服スヘキ者ハ風雨積雪等ノ爲メ既定ノ
作業ニ就ケシメ難キトキト雖他ノ作業ニ就ケ休役セシム
ヘカニス

第四十七條 科程ノ了否ハ正午ト罷役前トニ於テ毎日二回
之ヲ檢査スヘシ

第四十八條 毎日四人チシテ作業ニ就カシムルコト際ニ悉ク
之ヲ監房外ニ整列セシメ看守長及看守女監取締點檢チナ
スヘシ還房セシムルトキモ亦同シ

第四十九條 在監人ノ起床ヨリ就寢ニ至ル迄ノ動作時限ハ

○第四十三條 本條ハ前條ノ如ク守ラザル者ニテ未滿ノ者及懲治人ナルヲ以テ之ヲ酌量シテ前ク輕減スル所アル也

○第四十四條 前二條ニ據テ罰金ノ減食等ノ處罰ヲ爲サス先ツ醫師ヲシテ其ノ身體ヲ診察セシメテ妨ケナキニアラサレハ之

別表ニ之ヲ定ム但作業ニ依リ己ムヲ得サル場合ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ其時限ヲ伸縮スルコトヲ得

第五十條 起床還房就役罷役就寢其他ノ動止ヲ令スルハ鈴若クハ柝ヲ以テシ全監一齊ニ動止セシム

第三章 工錢

第五十一條 各種ノ工錢ハ其地普通ノ傭工錢ニ照シ各自ノ技能ト就役時間トニ應シ一日若干ト定ムヘシ

第五十二條 免役日ニ於テ囚人ヲ炊事掃除病者ノ看護其他監獄ノ用ニ使役スルトキハ科程外ノ工錢ヲ與フヘシ

第五十三條 在監人ニ與フヘキ工錢ハ毎月ノ首ニ於テ其前月ノ總計金額ヲ本人ニ示スヘシ

第四章 給與

第五十四條 囚人ノ衣類ハ赭色懲治人ノ衣類並ニ刑事被告人ニ貸與スル衣類ハ淺葱色ニシテ總テ筒袖トシ長短二種ニ分ツ男ノ通常服ハ長衣就役服ハ短衣トシ女服ハ總テ長

○第四十五條 無期徒刑ノ囚人ニシテ獄内ニ於テ重罪ヲ犯シ若クハ逃走シ又ハ獄舎具ヲ毀壞スル等ノ事アル場合ノ處罰ヲ定メタル

○第四十六條 前條ノ如キ若シ囚人ト雖モキハ醫師ノ處斷ニヨリ治療セシムテ一日中施シテ限ニ算入セザルハ一般刑期計算ノ法ニ準ジタルモ

衣トス

第五十五條 囚人ノ蒲團ハ赭色懲治人及刑事被告人ノ蒲團ハ淺葱色トシ各自ニ貸與シ二人以上合著セシムルコトヲ得ス

第五十六條 刑事被告人ノ著用スル衣類ニシテ時季ニ適セス又ハ汚穢シテ衛生上ニ害アリト認ムルトキハ之ヲ貸與ス

第五十七條 在監人ノ衣類ノ外襟及蒲團ニハ白布ヲ縫著シ之ニ其者ノ番號ヲ墨書スヘシ

第五十八條 在監人ニ貸與スル衣類雜具左ノ如シ

一 通常服
一 單衣
一 袴
一 綿入
一 襦袢
一 襦袢

○第四十七條 本條ハ別ニ註解ナ施スヘキ要件ナシ

○第四十八條 本條ハ改悛者ハ一日モ猶預セス之ヲ免スルヲ法律ノ原則トナスヘキ故ニ假ヒ處罰中ト雖モ之ヲ免スルコトヲ得ル旨ヲ定メタルナリ

○第四十九條 監署ノ命令トハ監署ニ於テ其守ルヘキ規則アリ其規則ニ據リ命令スルコトヲ云フ

○第五十條 司獄官吏ノ處置其宜シキヲ失シ或ハ奇刻ノ處置ヲ施シ或ハ監獄則ニ違背スル等ノ處置アリテ囚人ヲ取扱フコト

就役服

一 單衣

一 裕

一 綿入

一 襦袢

一 股引

婦女ニハ股引ニ代テ前垂ヲ貸與スルコトヲ得

一 雜具

一 蒲團

一 蚊帳

一 莞筵

一 木枕

一 帶(長三尺)

一 禪(長三尺)

一 手巾

アルハ忌憚ナク之ニ對シ其情ヲ訴フルコトヲ許スト雖モ擅ニ之ヲ爲シシメス第ニ條ニ記載シタル官吏巡視ノ際ニ之ヲ爲シ其方法ハ封書又ハ口述ヲ以テ得告スルコトヲ得ル是レ囚人ト雖モ司獄官吏ノ專恣ニ任スルモノニアラス又司獄官吏モ法外ノ處置ヲ施スヘキモノニアル所アルハ免レサルケル以テ本條ノ設ケアルナリ

一 簑
一 笠
一 履物

以上ノ貸與品ハ地方ノ便宜ニ依リ之ヲ斟酌取捨シ澣濯補綴シテ其用ニ充ルコトヲ得此他草鞋用紙ハ之ヲ付與ス

極寒ノ地方ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ足袋ヲ貸與スルコトヲ得

第五十九條 病者ニ貸與スル衣類雜具ハ醫師ノ意見ヲ問ヒタル上典獄ニ於テ變更又ハ増減スルコトヲ得

第六十條 病者ノ食糧ハ醫師ノ診斷ニ依テ之ヲ増減スヘシ

第六十一條 病者ノ攝養ニ効アル飲食物又ハ温テ取ル湯藥等ヲ用ユルコトヲ要スルトキハ醫師ヲシテ其旨ヲ證明セ

第六十二條 囚人及懲治人作業ニ勉勵シテ食費ヲ償フニ足

○第五十一條 内務大臣ハ監獄ヲ監督管理スルモノナリ此規則ヲ施行スル方法ヲ定ムルハ勿論内務大臣ノ決定ムルナリ

○第五十二條

ベカラサル者ト
アルテ其項ハ
守スルキ事ト
傍訓ヲ施シ何人
ニテモ解シ易カ
ラシム其守カ
ヘキ事項ハ十一
シ條アリ左ノ如
第一ニハ五ニ和
順チ主トシ相争
ハス常ニ教誨命
令ヲ謹守スヘシ
第二ニハ教誨師
教誨ナストキハ
其席ニ就キ行儀
ヲ正シテ容儀
スヘシ但シ刑罰
被告ハ未決囚
ナレハ教誨ヲ受
ケルノ必要ナキ
故ニ之ヲ除クナ
第三ニハ毎朝常
用ノ諸器具トハ
手水盥茶碗等食
用ノ器具ナクハ
之ヲ毎朝並ヘテ
ヘテ點檢テ受ケ
不足ナク清潔ナ
ルヲ示スヘシ其
他監房ノ席壁除
塵等ハ毎朝掃除

ノ鬚髮ハ不潔ナラサル様梳理セシムヘシ但鬚髮ヲ剃刈セ
ノコトヲ請フ者アルトキハ典獄之レヲ許可スルコトアル
ヘシ
第七十二條 髮ヲ短薙セサル者ノ監房ニハ木梳一箇ヲ備ヘ
置クヘシ
第七十三條 刑事被告人ノ親屬故舊ヨリ濯濯ノ爲メ其衣類
ノ下付ヲ請フトキハ本人ノ承諾ヲ得テ典獄之ヲ許可スル
コトアルヘシ其密室監禁者ニ係ルトキハ當該裁判官ノ允
許ヲ經ヘキモノトス
第七十四條 傳染病流行ノ兆アルトキハ其豫防ヲ慎重ニス
ヘシ若シ在監人中傳染病者アルトキハ直ニ隔離室ニ移シ
其消毒ヲ嚴ニシ病性及感染ノ形狀ヲ詳悉シ典獄ヨリ所屬
長官ニ報告シ且其旨ヲ市長村長及警察署ニ通知スヘシ
第七十五條 傳染病流行ノ際ハ飲食食物ノ差入及購給ヲ停止
スルコトヲ得

第四不淨器トハ
大小便器ヲ云フ
此ノ器ノ外ヘ
ハ唾ハキナトハ
スヘカラス時水
ヲ濺用スルナキ
ハ自然ニ濕氣ナ
クテ其邊不潔ニ
ナルヲ以
第五ハ別ニ註解
テ要スヘキナシ
第六夜間ハ通常
人ト雖モ鎖閉ナ
レハ内ニ居ル人
者ニ於テオヤ放
ニ成ル可ク静黙
ノ妨ヲ爲テ他
人ノ妨ヲ爲ス
可カラズ畫問ト
雖モ囚人ハ謹慎
モ過チ主トスル
喧嘩又ハ高聲ニ
書物ヲ讀ミ又ハ
隣房ノ者ト聲ヲ
通シ交談スヘカ
ラス本項ハ定役
ニ服セサル者ニ
必要ナル事項ナ
第七許可ヲ得サ
ル物品トハ監房

第七十六條 傳染病流行地ヲ發シ若クハ其地方ヲ經過シタ
ル者新ニ入監スルトキハ一週日以上他ノ者ト隔離シ其携
有スル物品ハ消毒ヲ行フヘシ
第七十七條 死亡者又ハ刑死者アルトキハ其年月日時ヲ記
シ典獄ヨリ親屬ニ通知スヘシ刑事被告人死亡シ又ハ囚人
及懲治人ニシテ裁判所ノ訊問中ニ係ル者死亡シタルトキ
ハ之ヲ其裁判官ニ申報スヘシ
第七十八條 在監人病死シタルトキハ醫師ノ診察ニ據リ病
症及其因由并ニ死亡ノ年月日時ヲ名籍簿ニ記載スヘシ若
シ變死シタルトキハ醫師ノ檢案ニ據リ死亡ノ因由及其年
月日場所死狀等ヲ名籍簿ニ詳記スヘシ
第七十九條 死者ノ親屬若クハ故舊ニ其遺骸ノ下付ヲ許シ
タルトキハ其者ヲシテ簿冊ニ署名捺印セシムヘシ
監署ニ於テ遺骸ヲ假葬スルトキハ棺ニ入テ之ヲ埋メ其上
ニ面三寸長三尺五寸ニ過キサル氏名標ヲ建ツヘシ

内ニテ用フ可カ
ラナルモノナ
フナレモ越獄ノ
用ニ供スルモノ
ナト云フニ非
ス他遊戯物ヲ
其モトハ將基
汚辱トハ猥褻ニ
テ人ヲ汚シ辱
ルコトヲ云フ
第八十條 在監人ノ遺骸ハ假葬シタル後ト雖下付ヲ請フ
者アルトキハ之ヲ許ス

第八十一條 在監人死シテ監署ニ領置ノ貨物アルトキハ親
屬ニ下付ス刑死者ノ貨物モ亦同シ
親屬遠地ニ在テ物品ヲ送付スルニ入費ヲ要スルモノハ其
物品ヲ販賣シテ代價ヲ遞送スルコトヲ得但遞送費ハ親屬
ノ自辨トス

第八十二條 假葬シタル死亡者刑死者ノ遺骸ニシテ滿三箇
年ニ至ルモ引取人ナキトキハ更ニ合葬スルコトヲ得但合
葬シタルトキハ其墓標ニ石ヲ用ユヘシ

第六節 書信及接見

第八十三條 在監人ヨリ發スル信書ハ書信紙ヲ用ヒシメ典
獄之ヲ封緘遞送スルモノトス但郵便稅ハ自辨トス

第八十四條 官司ノ訊問ニ由テ發信ヲ要スルニ當リ郵便稅
ヲ自辨スルコト能ハサルトキハ監獄費ヲ以テ支辯スヘシ

第十一條 人情タ
サル者ノ措ケ能ハ
房者ノ相共ニテ同
ヘキ義務タルヘ
キナリ

第十四條 領
ノ貨物ハ其物品
ノ名ト其數トヲ
帳簿ニ記載シ置
カサレハ後チ下
附ノ時ニ紛ラハ
シキ故ナリ又典
獄之ニ証印スル
ハ其確實ヲ示シ
若シ紛失等アル
ハ典獄其責ヲ
受クヘキモノト
ス

第十五條 領
物中ニ廢敗ノ恐
レアルカ又ハ量

第八十五條 信書ヲ檢閱スルハ先ツ直行願讀シ次ニ逆讀
斜讀又ハ橫讀シ不正不真ノ文意アルヤ否ヲ詳查スヘシ

第八十六條 在監人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄其
氏名身分住所職業及緣由ヲ詳悉シタル上之ヲ許スモノト
ス

接見ノ時間ハ三十分時ヲ過クルヲ得ス但死刑ノ執行以前
及集治監又ハ假留監ニ押送以前ニ係ル囚人ニハ特ニ一時
間ノ接見ヲ許スコトヲ得

接見ヲ許シタル者若シ接見ヲ請ヒシ旨趣ニ違フ談話ヲ爲
シタルカ又ハ姿貌其他形狀等ヲ以テ相通スルノ形跡アル
トキハ之ヲ停止スヘシ

接見ノ際ハ在監人男子ニ係ルトキハ看守長看守立會女子
ニ係ルトキハ看守長女監取締立會フヘシ

第八十七條 辨護人トノ接見ハ接見室ニ於テノ談話ニテ事
實ヲ盡シ難キトキニ限り訊問所ニ於テ之ヲ爲サシムルコ

○第六條 入外
 物ヲ送入レタル
 物件モ亦第四條
 ノ手續ニヨリ領
 置スルモノアル
 モ第五條ノ場合
 シテ領置シテ其
 シク賣却シテ其
 代金ヲ領置スル
 ○第七條 本
 ハ越獄脱監等ノ
 預防ヲ爲スモノ
 ニシテ其物品ニ
 シテ危険ノ恐レ
 アルモノハ一切
 之ヲ禁スルモノ
 ○第八條 且一
 外田シタル者ハ
 如何ナル器物ヲ
 携帶スルヤモ知
 ル能ハス故ニ一
 々選房ノ際其身
 体ヲ検査スヘシ

トヲ得
 病囚トノ接見ハ危篤ノ際ニ限り病室ニ於テ之ヲ爲サシム
 ルコトヲ得
 第八十八條 在監人接見ノ時限ハ午前八時ヨリ午前四時迄
 ノ間トス
 第七章 差入品
 第八十九條 刑事被告人ニ差入ルヘキ飲食物ハ酒及烟草ヲ
 除キ監獄内ニ於テ炊烹ヲ要セサルモノニシテ一日三回一
 人一食ノ量ニ限ル
 第九十條 總テ差入品ハ看守長立會看守ニ於テ之ヲ検査シ
 毒氣酒氣又ハ包藏物其他通謀ノ媒介トナルモノナキヤ否
 ナ精檢スヘシ但飲食物ノ検査ニハ醫師ヲシテ立會ハシム
 ヘシ
 第九十一條 検査ノ爲メ解縫シタル衣類臥具アルトキハ監
 獄ニ於テ之ヲ原形ニ復スヘシ

○第九條 房出
 セシメタル者ノ
 通身検査ハ一人
 宛之ヲ爲サレ
 ハ行届カストス
 ルモ一時ニ多
 數ヲ還房セシム
 ル場合ニ一人
 ヲ検査スルトキ
 ハ時間ヲ費ス
 多キカ故ニ多
 數一時ニ検査
 トス
 ○第十條 男女
 ノ區別ハ何事
 モ之ヲ設ケサル
 可カラス故ニ身
 体検査ニモ女子
 ハ女監守ヲシテ
 之ヲ行ハシム
 ハ風俗ヲ亂ス
 ノ預防ヲ爲ス
 ○第十一條
 典獄看守長ニ獄
 内ヲ巡視セシム
 ルハ異常ノ事ナ
 キカ又ハ囚人獄
 則ヲ守リ居ルカ
 作業ニ怠慢ナキ
 ヤヲ巡視スルモ

第九十二條 免幽閉ヲ受ケタル者親屬故舊ヨリ金錢衣服家
 具等ノ寄贈ヲ受ケタルトキハ其旨ヲ典獄ニ申告セシムヘ
 シ
 第八章 教誨
 第九十三條 教誨免役日又ハ日曜日午後又ハ平日罷役後又
 ハ休役間ニ於テ之ヲ行フヘシ
 第九十四條 免役日及日曜日ノ教誨ハ教誨堂ニ於テシ休役
 間又ハ罷役後ノ教誨ハ被教誨者ノ居所ニ就キ之ヲ爲スモ
 ノトス
 第九章 賞譽
 第九十五條 監獄則ニ依リ賞譽セシ者ニ與フル賞表ニハ曲
 尺方二寸ノ淺葱色ノ布ヲ用ヒ賞譽セシ毎ニ之ヲ與ヘ上衣
 ノ左袖肩臂間ノ表面ニ縫著スルモノトス
 第九十六條 賞表ヲ有スル者ニハ左ノ優遇ヲ爲スモノトス
 一 第五十八條ニ定メタル衣類雜具ハ成ルヘク良品ヲ貸

預テ之ヲ通知シ
置クモノトス

○第十六條

囚人及懲治人ヲ
釋放スヘキ者ア
ルハ典獄ハ名
籍簿ニ照シテ其
氏名等ヲ問シ
釋放スル旨ヲ
渡ス本條ノ設
タル者ハ一日モ
早ク釋放ヲ希望
シ居ル者ナレハ
若シ姓名ヲ問ハ
サハルルハ典獄
ト云フヘカラス
ト云フヘカラス

○第十七條

本條ニ亦前條ノ
如ク誤リアルヲ
防ク爲メニ設テ
ルナリ故ニ受取
人ヲシテ領置簿
ニ受取ノ証印セ
シム

○第十八條

共犯人ヲ別異ノ
監房ニ入ルハハ
其犯狀ヲ通シテ
甲者乙ニ教唆シ

キハ當日ニ限り其執行ヲ中止スヘシ但中止中經過セシ日
數ハ懲罰期限ニ算入スヘカラス

第三百三條

兩脚ニ鈇ヲ施ス者改悛ノ狀顯ハレ其施鈇期
限ノ半ヲ經過シタルトキハ一脚ノ鈇ハ免除スルコトヲ得

第三百四條

鈇ヲ施シタル者改悛ノ狀最モ顯著ニシテ其施鈇
期限ノ四分ノ三ヲ經過シタルトキハ假ニ其鈇ヲ免除スル
コトヲ得

第三百五條

假ニ鈇ヲ免除シタル者其罰期內更ニ懲罰ヲ受ク
ルトキハ直ニ之ヲ復シ其假免中經過セシ日數ハ施鈇期限
ニ算入スヘカラス

第三百六條

懲罰ニ處シタル者アルトキハ典獄若クハ看守長
時々其動靜ヲ窺察シ教誨師ヲシテ之ヲ問ハシムヘシ

附則
此細則ニ於テ市町村長トアルモノ市町村制ヲ施行セサル地
方ニ於テハ戶長之ニ當ルヘシ

○第十九條

名籍又ハ宣告書
其他必要ノ文書
及領置ノ貨物ハ
其囚人ノ在ル監
房ニハ一日モ欠
クヘカラサルモ
ノナレ

○第二十條

前條ニ據リ貨物
ヲ送ルハ典獄之
レカ目録ヲ作り
紛失セヌ様押送
官吏ヲシテ大切
ニセシムヘシ

○第二十一條

特赦トハ一
人ニ對シテ天
皇自ラ恩典ヲ施
シ玉フナクハ
此典典ハ速ニ其
旨ヲ所屬長官即
チ府縣知事ニ申
報シ所屬長官ハ
內務大臣ニ申報
スヘシ

看守及監獄備人ノ分掌例左ノ通改ム

明治二十二年六月二十六日

內務大臣 伯耆松方正義

第一章 看守ノ職務

第一條 晝夜交替シテ警守受持場ヲ巡警スヘシ

第二條 看守長若クハ看守副長ノ立會ヲ受ケ在監人員ノ點
檢ヲ爲スヘシ

第三條 看守長若クハ看守副長ノ立會ヲ受ケ監房ヲ檢査シ
其常置器具等ヲ點檢スヘシ

第四條 在監人ノ郷貫、氏名、年齢、罪質、刑名等ヲ記憶スル
ハ勿論日々ノ行狀ヲ視察シ其事項ヲ手帳ニ詳記シ看守長
若クハ看守副長ノ檢閱ニ供スヘシ

第五條 在監人ノ役業ヲ督勵シ其科程ノ了否ヲ點檢スヘシ

第六條 服役者ニシテ其作業ニ關セサル他事ヲ交談シ又ハ
器具等ヲ交換シ或ハ漫リニ部外ノ工場ニ到ルカ如キ所爲

條 幽閉ヲ免シタル者ハ其島地ニ於テ居住スルノ如ク生計ヲ營ム者ナレハ其女ハ婿ヲ呼ビ其男ハ妻ヲ呼ビ其他親屬ヲ招キテ同居シ又ハ結婚スルコトヲ請フハ典獄ニ於テ其生計ノ如何ヲ取ルシテ差支ナシト認ムルトキハ之ヲ許可ス

○第二十七條 本條ハ假出獄中重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ處斷方法ヲ示ス乃チ假出獄中更ニ罪ヲ犯シタル者ハ現ニ之ヲ管束スル所ノ典獄ニ於テ假出獄ノ停止ヲ言渡シ証票ヲ取上クルコトハ第二項ハ停止シタル時ノ假出獄ヲ許サレタル典獄

アツホクワク ヲツバリ
壓捕獲ノ手配ヲナスヘシ此場合ニハ直ニ上官ニ報告スヘシ

但事急遽ニ出テ攔キ難キトキハ直ニ追跡スルコトヲ得

第二十一條 在監人ノ頭髮、身體、衣服ニ注目シ若シ垢染破損セシ等ノモノアルトキハ直ニ看守長若クハ看守副長ニ申告スヘシ

第二十二條 監房、炊場、浴場、厠圍、工場等ノ掃除ニ立會ヒ不潔ナカラシムヘシ

第二十三條 押丁、授業手ノ在監人ニ接スル狀態ヲ視察シ若シ相粗ル、モノアルヲ認ムルトキハ直ニ看守長若クハ看守副長ニ申告スヘシ

第二十四條 監内ノ異狀ヲ見聞スルトキハ直ニ看守長若クハ看守副長ニ申告スヘシ押丁ヨリ報告又ハ在監人等ヨリ密告ヲ得タルトキモ亦同シ

第二十五條 在監人ノ押送ヲ掌リ其押送中ハ在監人ノ路

獄ニ証票ヲ送致スヘキコトヲ定ムルナリ

第三項ハ第二項ニ依リ乙地ニ於テ假出獄キハ其シタルトキハ其乙地ノ監獄ニ拘禁シ刑後刑トモ乙地ニ於テ之ヲ執行スルモノトス

○第二十八條 死刑ノ宣告者ハ如何ナル感概ヲ起スモ測リ難キ故ニ他ノ者ト別ニシテ一房ニ其戒護ヲ嚴シクス

○第二十九條 死刑執行中テ嚴ニ刑場ノ門戶ヲ護ラシムルハ其執行ヲ受クル者ニ如何ナル關係ノアル者アリテ外ヨリ侵入シ之ヲ奪フ等ノ恐レアル故ニ斯

人ト聲語シ又ハ之ヲ侮笑シ又ハ步行ヲ紊シテ行人ヲ妨クル等不都合ノ所爲ヲカヲシムヘシ

第二十六條 在監人ヨリ願訴ヲ爲サントスル者アルトキハ直ニ看守長若クハ看守副長ニ申告スヘシ若シ封書ヲ出ストキハ直ニ看守長若クハ看守副長ニ致スヘシ

第二十七條 文字ヲ書スル能ハサル在監者ノ爲メニ願訴ノ書面ヲ代書シ且之ヲ本人ニ讀ミ聽スヘシ

第二章 教誨師ノ職務

第二十八條 典獄ノ指揮ヲ受ケ專ラ已決囚及懲治人ノ教誨ニ從事シ又懲治人及十六歳未滿ノ已決囚ニ讀書、算術、習字等ノ學科ヲ教授スヘキモノトス

第二十九條 新ニ入監スル已決囚若クハ懲治人アルカ又ハ賞表ヲ受クヘキ者アルトキハ其者ニ對シ特ニ教誨ヲ爲スヘシ其出獄スルトキモ亦同シ

第三十條 在監人ノ起居、動靜、勤怠及其行狀ノ良否ハ時々

○第三十五條

以テナリ
○第三十五條 他ヨリ囚人ニ面會ヲ請フハノ所ナクシムル

○第三十六條

死刑場ヲ他
○第三十六條 死刑場ヲ他ニ見聞セシムルハ如何ナシ

○第三十七條

監獄内ニ異
○第三十七條 監獄内ニ異變アリテ速ニ監房ヲ開キテ囚人ヲ出サシムルニ當リ其鑰ヲ急速ノ間ニ合ハシメテ何レニ用フルモ出ルヤリニカシテ置カナリ

ルトキハ直ニ典獄ニ稟議シ其病症及感染ノ形狀ヲ詳悉シ豫防消毒ヲ施行スヘシ

第四十四條 減食又ハ閤室等ノ懲則ニ處セラルヘキ者ヲ診察シ其身體ニ妨ケナキヤ否ヤヲ詳記シ其證明書ヲ典獄ニ差出スヘシ

第四十五條 在監人中ニ急發病者アルノ報知ヲ受ケタルトキハ直ニ其居所ニ就キ診察治療スヘシ

第四十六條 服役スヘキ囚徒ノ疾病快復スルトキハ其堪ユヘキ役業ノ種類ヲ指定シ典獄ニ具申スヘシ

第四十七條 患者攝生ノ爲メ特別ノ衣食物品等ヲ要スルトキハ事由ヲ詳記シ典獄ニ具申スヘシ

第四十八條 施療上危險ノ恐アル手術ヲ施ストキハ其旨ヲ典獄ニ具申シテ許可ヲ受クヘシ

第四十九條 患者癡篤疾若クハ危篤ニ至レハ診斷書ニ處方箋ヲ添ヘ之ヲ典獄ニ差出スヘシ

○第三十八條

前條ニ陳ヘ
○第三十八條 前條ニ陳ヘタル如クナレハ其置キ場所ヲ一定シテ之ヲ監守スル者ヲ定メテ置カサルヲ得ス是ハ狼狽ノ場合ニハ後述ノ殊ニ失火等ノ後レタル爲メニ囚人ヲシテ慘狀ヲ呈セシムルコトアルヘシ

○第三十九條

閉室ニハ常
○第三十九條 閉室ニハ常クモ一人ナレハ病等ノ時ニ通報スル者ナキヲ以テ鐵線ヲ引テ之ヲ通報スル様ニ看守所ニ架ケ置クナリ

○第四十條

監獄ハ他ト異ニ
○第四十條 監獄ハ他ト異ニシテ失火ノ時ニ外ヨリ消防ノ來ルヲ待ツノ違ナ

第五十條 在監人中病死又ハ變死シタルモノアルトキハ典獄并ニ看守長ト俱ニ驗屍シ其死亡ノ原因及病症死狀等ヲ詳記シ死亡證書又ハ檢案書ヲ添ヘ之ヲ典獄ニ差出スヘシ

第五十一條 患者若シ死後ニ解剖ヲ請フモノアルトキハ速ニ之ヲ典獄ニ具申スヘシ

第五十二條 在監人中作病ヲ構ヘ診察ヲ乞フモノアルトキハ看守長若クハ看守副長ニ申告スヘシ

第五十三條 差入飲食物アルトキハ之ヲ檢査シ其可否ヲ典獄ニ具申スヘシ

第五十四條 看病者ノ適否ヲ監視シ意見アルトキハ直ニ典獄ニ具申スヘシ

第五十五條 醫療器械并ニ書籍等ヲ管理シ散失破損セサル様注意スヘシ

第五十六條 患者ノ日表及月表ヲ製シ典獄ノ檢閱ニ供スヘシ

ヲ以テ其情ヲ斟酌スルモノナリ
第二項ノ外ニ逃
囚徒ハ常ニ逃走
ノ虞ヒアルヲ以
テ此ノ預防注意
スルハ肝要ナリ
故ニ本條ノ設ケ
アルナリ

○第四十五條
本條ハ恩典
ニ近シ何ト
ナレハ刑期五分
ノ三ヲ經過シタ
ル者ニハ作業ノ
中ニ就キ出獄後
自ラ生活ノ道ヲ
得ヘキト認ムル
モノヲ指定シテ
其業ニ就カシム
ルモノナレハ一
年未滿ノ者ニハ
此等ノ業ヲ指定
セサルモ未滿ノ
者ハ一年未滿ノ
者ハ出獄後自活
ノ道ヲ失フノ患
ナキモノトスル
所以ナリ

○第四十六條
四人タル者
六風雨雪積

- 第七十三條 在監人ノ頭髮身體衣服ニ注目シ若シ垢染破損セシ等ノモノアルトキハ直ニ看守ニ申告スヘシ
- 第七十四條 獄則違犯者又ハ應禁物藏匿等アルト認知シタルハ直ニ看守ニ申告スヘシ
- 第七十五條 監内ニ異狀アルトキハ直ニ之ヲ上官ニ申告スヘシ監在人ヨリ密告ヲ得タルトキモ亦同シ
- 第七十六條 在監人ノ行狀ノ真否ヲ認知シタルトキハ之ヲ手帖ニ記シ置キ看守ニ申告スヘシ
- 第七十七條 炊場浴場等ニ於テハ火災ノ虞ナキ様注意スヘシ
- 第六章 授業手ノ職務
- 第七十八條 工業掛員ノ指揮ヲ受ケ農業工業等ヲ教授スヘシ
- 第七十九條 受業囚ヲ督勵シ科程ノ了否ヲ注視スヘシ
- 第八十條 授業上ニ要スル器械雜具ヲ整理シ取扱上及保存方ニ注意スヘシ
- 第八十一條 役業ノ科程及工錢料定上ニ付テハ意見ヲ工業掛ニ開申スヘシ
- 第八十二條 役業ノ廢設及改良方ニ付意見アルトキハ之ヲ典獄ニ具申スヘシ
- 第八十三條 役業ヲ怠ルカ又ハ指導ニ從ハサルモノアルトキハ速ニ看守長ニ申告スヘシ
- 第八十四條 器具ノ新調及修繕ヲ要スルトキハ其買入又ハ修繕方ヲ工業掛ニ申立ツヘシ
- 第八十五條 毎月受業囚ノ勤怠及技藝ノ優劣進否等ヲ調査シ之ヲ看守長ニ具申スヘシ

ノ爲メ既ニ定メ
タル所ノ作業ニ
就ケシメ難キト
雖モ他ノ作業ニ
就ケ休役セシム
ル如キ等ノ一
ルハカラス是レ
四人ハ難ク如キ
易キニ就ク如キ
通人ノ如ク作
業ニ効ハシムル
者ニ非ス其意ヲ
背クナリ

○第四十七條
囚人ニハ身
體ニ強弱アリ
勉ニ巧拙アリ
能ニ遲速アル
自ラ速アルモ
免レサルモ
シテ其定限時
ニ了リタルヤ
ヤラ検査スル
正午ト罷役前
ニ毎日二回ス
シハ必ス了ラ
ル可カラサル
前ニ陳ヘタル
ク事ノヘタル
定時間ヨリ前
了ル者ト定時
了ラサル者ト

- 存方ニ注意スヘシ
- 第八十一條 役業ノ科程及工錢料定上ニ付テハ意見ヲ工業掛ニ開申スヘシ
- 第八十二條 役業ノ廢設及改良方ニ付意見アルトキハ之ヲ典獄ニ具申スヘシ
- 第八十三條 役業ヲ怠ルカ又ハ指導ニ從ハサルモノアルトキハ速ニ看守長ニ申告スヘシ
- 第八十四條 器具ノ新調及修繕ヲ要スルトキハ其買入又ハ修繕方ヲ工業掛ニ申立ツヘシ
- 第八十五條 毎月受業囚ノ勤怠及技藝ノ優劣進否等ヲ調査シ之ヲ看守長ニ具申スヘシ

明治二十二年七月三十一日 内務大臣伯爵松方正義

○第五十二條 作業ノ休暇
 炊事等ニ使役ノ科外ノ工錢
 スルハ日々
 ノ程外ノ工錢
 ナルコト
 ス

○第五十三條 本條ハ囚人
 ニ獎勵セシ
 ムル爲メ或ハ怠
 惰ヲ戒ムル爲メ
 ニ設ケタルモノ
 ニシテ一月ノ
 工錢ヲ翌月ノ首
 ニ於テ本月ノ工
 錢若干トテスト
 キハ其工錢ノ多
 シ者ハ益々獎勵
 シ勉勵シ少キ者
 モ懲戒シ勉勵セ
 シト欲スルヤ
 ナリ

○第四章 本章
 ハ囚人ニ衣服
 具等其ノ雜具
 ナ給與スルヲ
 定ムルナリ

番 號	出身地籍	寄留地籍	身 材	音 容	營業及親屬	教育及宗門	減免幽閉等
典獄(檢印)	某府縣郡市(區)町村番地住又ハ 何某子弟妻女 何國郡市(區)町村産	身分 何某年月生	長何尺何寸何分肥瘠強弱	面體眉毛耳目鼻口ノ形容面色ノ黑白四肢ノ姿態 其他痘、斑、疥癩、癩癧、癩癧、天癩、創癩ノ 類及音聲ノ高低ヲモ細緻ニ具載ス	營業ノ種類及親屬ノ營業住所 父母兄弟及配偶者子孫ノ有無 文字ノ知否或ハ證書ヲナスヲ得或ハ善ク讀書ヲ ナス何宗或ハ宗門不詳	何年月日假出獄或ハ免幽閉或ハ減等	

刑名及宣告ノ月
 日裁判所ノ名稱
 收監及滿期ノ
 年月日
 犯由ノ大略及
 犯數

○第五十四條 囚人ノ衣類
 刑事被治人ニ貸
 與スル衣類トハ
 其色ヲ異ニシテ
 一目以テ其區別
 ノ判然スル爲メ
 ナリ而シテ長短
 二種ニ分テ男ハ
 長短女ハ總テ長
 衣ヲ着スルハ女
 ハ作業上短衣ヲ
 要セザルト女ハ
 股引ナキ故ナリ

○第五十五條 囚人ト懲治
 人及刑事被治
 人トハ蒲團モ
 其色ヲ異ニシテ
 之ヲ區別スルシ
 テ蒲團ハ各自ニ
 テ貸シテ二人以
 上合着セシメサ
 ルハ風儀上ヨリ
 出タルモノナリ

○第五十六條 刑事被治人
 及懲治人ト其取
 扱ヲ鄭重ニシテ
 注意モ行届キ著
 用スル衣類時氣
 ニ適セズ即チ暑

番 號	出身地籍	寄留地籍	身 材	音 容	營業及親屬	教育及宗門	減免幽閉等
典獄(檢印)	某府縣郡市(區)町村番地住又ハ 何某子弟妻女 何國郡市(區)町村産	身分 何某年月生	長何尺何寸何分肥瘠強弱	面體眉毛耳目鼻口ノ形容面色ノ黑白四肢ノ姿態 其他痘、斑、疥癩、癩癧、癩癧、天癩、創癩ノ 類及音聲ノ高低ヲモ細緻ニ具載ス	營業ノ種類及親屬ノ營業住所 父母兄弟及配偶者子孫ノ有無 文字ノ知否或ハ證書ヲナスヲ得或ハ善ク讀書ヲ ナス何宗或ハ宗門不詳	何年月日假出獄或ハ免幽閉或ハ減等	

刑名及宣告ノ月
 日裁判所ノ名稱
 收監及滿期ノ
 年月日
 犯由ノ大略及
 犯數

第六十一條

在監人ト雖モ疾病ニ罹ル者ハ其病ニシテハ前條ニ依リテ雖モ尚ホアリト雖モ効アル飯食物又ハ監房内ニ水ヲ入ルヲ禁スルヲ以テ温ヲ取ル爲メニ湯ヲ用ユルコトヲ要スルトキハ醫師ヲシテ其旨ヲ証明セシメ典獄之ヲ考査シテ許可スルコトヲ得ルナリ

第六十二條

囚人及懲治業ニ勉勵スル者ハ自ラ工銀ハ勿論ナリ其餘ハ食費ナリ其價フニ足ルヘキ工銀ヲ得ル者ニハ其請ニ由リ領置シタル工銀ヲ以テ食物ヲ購テ之ヲ得然レモトナリ

何年月日某裁判所ニ於テ宣告ヲ受ケ
何年月日ヨリ執行何年月日滿期殘期
何年月日間假出獄ヲ許ス

- 一此者ハ假出獄ノ裁可アリタルヲ以テ何年月日出獄ヲ許シ何地ヲ通過シ居住スヘキ何地ノ警察署ニ約子何日迄ニ到着シテ此證書ノ檢閱ヲ受ケタル上住宅ヲ定ムヘキ旨申渡シタル事
- 一此者ハ本刑期限内特別監視ニ付セラレタル事
- 一此者假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯スコトアルトキハ直ニ出獄ヲ停止シ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セラレサル事
- 一此者發病其他ノ事變ニ因テ途中ニ滞留スルトキハ滞留地ノ警察官ヨリ其證書ヲ受ケ居住スヘキ地ノ警察署ニ到着ノ上之ヲ差出スヘキ旨申渡シタル事

右ノ通心得サセ假出獄ノ證書ヲ與フル者也

何年月日

典獄某印

之ヲ自儘ニ購フコトヲ得ス其種類分置ハ典獄ニ於テ預メ相當ナル制限ヲ設クルコトヲス

第六十三條

前條ニ依リテ食物ヲ給スルニハ一月十回以下ニシテ超過スルヲ得ス且其金額モ一回金三錢ヲ過ルコトヲ得ス但シ其購費金ハ領置工銀ノ半額ヲ超過スルコトヲ得サルモトス

第六十四條

食用器具ヲ定ム

第六十五條

監房常置ノ器具木製竹製ノ器ヲ用フルモノハ凡テ堅牢ニシテ破損ノ用ニ供セサル爲メニ預防シタルハ竹器ヲ用フル

特赦免幽閉假出獄ノ申渡及賞表授與式

一式場ハ教誨堂又ハ衆囚ヲ整列セシムルニ足ルノ場所ヲ以テ之ノニ充テ臨場官吏ノ席次及ヒ囚人ノ列次ハ左圖ノ如クナスヘシ

但女囚ハ男囚ト同列セシメス其式場又ハ時日ヲ異ニスヘシ

- 一典獄席ニ著クヤ看守ハ衆囚ニ號令(氣ヲツケ)シ之ヲ齊シク敬禮セシムヘシ式畢テ典獄ノ退席セントスルモ亦同シ
- 一典獄卓ニ著クハ書記ハ特赦免幽閉假出獄若クハ賞表ヲ受クヘキ囚人ナ一人ツ、順次ニ呼出シ典獄ノ卓前ニ進マシメ而シテ典獄ハ其申渡書ヲ執リ之ヲ朗讀シテ聽得セシメ免幽閉又ハ假出獄者ニハ尙ホ出獄後ノ心得方ヲ懇諭シテ其證書ヲ授與シ賞表ヲ受クヘキ者ニハ其申渡書ノ騰書ヲ添ヘ賞表ヲ授與スヘシ
- 但賞表ハ白紙ニ包ム等其鄭重ナランコトヲ要ス
- 一假出場申渡モ亦此式ニ準スヘシ

トス第二項親屬遺隔ナルハ一ノ便宜法ヲ設
 クルナリ遞送費ヲ自辨トスルハ至當ノ事ナリ ○第八十二條 死亡者刑死者ノ遺骸ハ何時ニテモ下付スルノ趣
 更ニ合葬ス ○第六章 本章ハ在監人ヨリ發送ス書信又ハ外ヨリ在監人ニ送ル書信ニ付典獄ノ檢閱 ○第八十
 ルコトヲ得 ○第六十條 本章ハ在監人ニ接見ヲ請フ者アルトキノ許ス方法トシテ定メタルナリ ○第八十
 三條 在監人ヨリ發送スル書信ハ監獄ニ備ヘアル書信紙ヲ用ヒシメ典獄之ヲ
 檢閱シテ差支ナキ者ト認ムルトキハ典獄之ヲ封緘遞送スルモノトス ○第八十四條 在監人ニ關スル信
 問ニ依テ發信スルモノト雖モ郵便稅ハ自辨タルヘシ然ルニ自
 辨スルコト能ハサルトキハ監獄費ヲ以テ支辨スヘキモノトス ○第八十五條 信書ヲ檢閱スルハ不其ノ企テナ
 ニ調フルヲ要ス故ニ先ツ直行順讀シ次ニ逆讀斜讀又ハ橫讀シ能ク
 其文意ヲ解釋シテ不正不其ノ文意ナキヤ否ヤ詳ニ查閱スヘシ ○第八十六條 在監人ト雖モ家事其他關係
 此關係ハ本人ニ聞取ラサレハ知ル能ハサル事件アリ此場合ニハ接見ヲ請フモノニハ之ヲ許セサル可カラズ故
 ニ本條ヲ設ケテ接見ヲ許ス然ルニ妄ニ之ヲ許スヘカラス典獄先ツ其氏名住所身分職業等及接見ヲ請フ事由ヲ詳
 悉シテ敢テ差支ナキハ之ヲ許ス第二項ハ接見ヲ許スト雖モ際限ナク之ヲ許スニ非ス其時間ハ三十分時ヲ過ク
 ルヲ得ス必ス費用ヲ簡短ニ陳ヘテ餘計ノ事ヲ語ルヘカラスサレモ死刑ノ執行以前及集治監又ハ假留監ニ押送以
 前ニ係ル囚人ニハ訣別ノ情ヲ告グル爲メ其情ヲ斟酌シテ一時間ノ接見ヲ許スコトヲ得第三項接見ヲ請フハ何
 々斯様ノ事由ニテ接見ヲ請フコトヲ陳フルカ故ニ假見ヲ許シタルモ初メ接見ヲ請ヒシ旨趣ニ違フ談話ヲ爲
 シ又ハ容貌其他形狀等ヲ以テ相通スルノ摸樣アルハ之ヲ停 ○第八十七條 辨護人ト雖モ接見時間ハ三十分
 止スヘシ第四項ハ男女ノ區別ヲ立會テ要スルコトヲ示ス ○第八十七條 辨護人ト雖モ接見時間ハ三十分
 事實ノ要ヲ盡シ難キ場合ニハ訊問所ニ於テ之ヲ爲サシムルハ滿苦ヲ憐ミ仁恕ヲ施スナリ ○第八十八條 接見ハ如何ナル
 囚病重キハ之ヲ限リ病室ニ於テ之ヲ爲サシムルハ滿苦ヲ憐ミ仁恕ヲ施スナリ ○第八十八條 接見ハ如何ナル
 モ何時ニテモ之ヲ許スコトヲ得ス午前八時ヨリ午後四時迄トス若シ黃
 昏日沒後ニ之ヲ許スハ不都合ノ事ナキニシモアラサルヲ以テナリ ○第七章 差入品親屬故舊在監ノ不自
 入ヲ爲スハ人情ノ措ケ能ハサル所ナリ ○第八十九條 差入品ハ刑事被告人ノ未決ノ間ト雖モ何品ニ限ラス又ハ
 リ故ニ本章ヲ設ケテ差入ヲ許スナリ ○第八十九條 差入品ハ刑事被告人ノ未決ノ間ト雖モ何品ニ限ラス又ハ
 危險トノ患ヒアリ又監獄内ニテ炊爨ヲ爲ス能ハス必ス煮タル者生食ノモノ ○第九十條 差入品ニハ最モ注意
 ニアラサレハ之ヲ許サス其度數ハ一日三回一入一食ノ量ニ限ルモノトス ○第九十條 差入品ニハ最モ注意

看主長立會看守之カ檢査ヲ爲シ能ク精檢シテ差支ナキモノニ限り之ヲ許スヘシ但書ハ毒氣包藏物等ヲ檢査ス
 ルニハ醫師ノ化學上ヲ入要トス又ハ其品ニ付キ其否ヲ檢査スルハ醫師ニアラサレハ知ル能ハサルモノアリ
 ○第九十一條 衣服臥具ヲ差入ルハ時ハ衣類中ニ不良ヲ企ツル用ニ供スル物ヲ差入スルコトアルヲ以 ○第九
 テ之ヲ解縫シテ能ク檢査セサル可カラズ監獄ニ於テ之ヲ原形ニ復スルハ當然ナリ ○第九
 十二條 免幽閉ヲ受ケタル者自分ノ親屬故舊ヨリ惠贈ヲ受ケタ ○第八章 在監人ハ大概不善ノ人ナレハ教誨
 之ヲ改悛セシムルニハ教誨最モ効カアリトス ○第九十三條 本條ハ教誨日ヲ定 ○第九十四條 本條ハ教
 故ニ教誨師ヲ置キ本章ヲ設ケタル所以ナリ ○第九十三條 本條ハ教誨日ヲ定 ○第九十四條 本條ハ教
 メタルモ ○第九章 本條ハ在監人ノ獄則ヲ守リ改悛ノ情著シキ者ニ賞表ヲ與フルコトヲ示ス囚人ト雖モ善ニ
 ノナリ ○第九章 本條ハ在監人ノ獄則ヲ守リ改悛ノ情著シキ者ニ賞表ヲ與フルコトヲ示ス囚人ト雖モ善ニ
 カラシムヘシ是レ本章 ○第九十六條 賞表ヲ與フルノミニテハ獎勵充分ナラス故ニ優遇ヲ爲シテ一層獎勵セ
 ノ設ケアル所以ナリ ○第九十六條 賞表ヲ與フルノミニテハ獎勵充分ナラス故ニ優遇ヲ爲シテ一層獎勵セ
 メタル優遇ハ一々囚人ニ取テ ○第九十七條 賞表ヲ與フルハ最モ善長ノ所爲アルニ非レハ之ヲ與ヘサルヘシ
 ハ幸福ノ感ヲ起スモノナリ ○第九十七條 賞表ヲ與フルハ最モ善長ノ所爲アルニ非レハ之ヲ與ヘサルヘシ
 テ故ラニ逃走ヲ爲シ之ヲ捕得シタルモ其情ヲ知ラサレハ之ニ賞表ヲ與フルニ至ル實ニ思フ可 ○第九十八條
 キノ至リナリ第三項水火風災ノ時ニ非常ノ効アリタル者ハ實際ニシテ賞與スヘキモノナリ ○第九十八條
 刑事被告人ニシテ前條ノ所爲アルハ之ヲ錄シテ所屬長官即チ府縣知事ニ申報スルハ前條ノ所爲ハ地方長官ノ
 賞與ヲ爲スヘキ事ナレハ被告人ニシテ幸ニ無罪放免トナルハ地方長官ヨリ賞與ヲ受ケルナリ又當該裁判官ノ
 參考ニ供スルハ裁判上奇特ノ廉ヲ以テ刑 ○第十章 本章ハ獄則ヲ犯ス者ヲ懲罰 ○第九十九條 減食ハ人生
 ノ幾分ヲ減スルノ資トナルヲ以テナリ ○第十章 本章ハ獄則ヲ犯ス者ヲ懲罰 ○第九十九條 減食ハ人生
 ナ減制シテ與ヘサル罰ニシテ隨分 ○第一百條 本條ハ能ク之ヲ懲ラシムルノ趣意ニシテ懲罰ノ期終ルモ未タ他ノ
 懲罰ノ刑ニハ適當ノモノト爲ス ○第一百條 本條ハ能ク之ヲ懲ラシムルノ趣意ニシテ懲罰ノ期終ルモ未タ他ノ
 キトキハ合居ス ○第一百一條 自首者ハ本刑ニ於テモ幾分減輕スル者ナレハ懲罰ニ於テハ之ヲ自首シタル者
 ルコトヲ許ス ○第一百一條 自首者ハ本刑ニ於テモ幾分減輕スル者ナレハ懲罰ニ於テハ之ヲ自首シタル者
 自首シタル者ト雖モ一ノ重キニ從テ處罰スルナリ然ラサレハ犯則者ニシテ數 ○第一百二條 本條ハ別ニ註解ヲ
 犯アルモ自首スレハ全免又ハ減輕アルヲ知テ之ヲ犯ス者ノ止マサレハナリ ○第一百二條 本條ハ別ニ註解ヲ

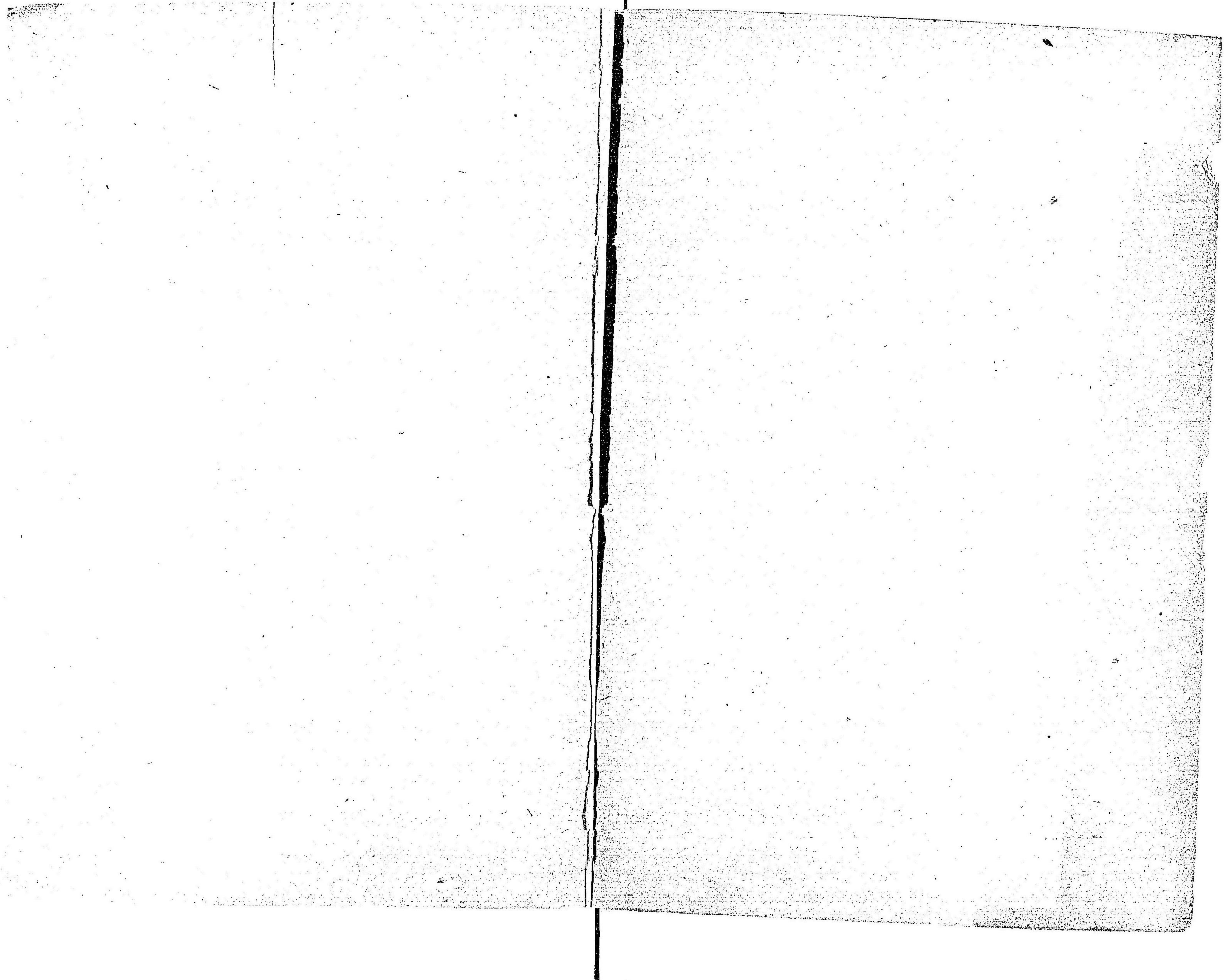
○ 第三百三條 施欽ハ懲罰中最モ重キ罰ナレハ改悛ノ情顯レ其施欽期限ノ半ヲ
 過シタルハニ改悛ノ情最モ顯著ナル者ノミ之ヲ免除スルコトナシ一脚ノミヲ免除ス
 ○ 第三百四條 本條ニ於テハ懲罰
 期限四分ノ三ヲ經
 過シタルハニ改悛ノ情最モ顯著ナル者ノミ之ヲ免除スルコトナシ一脚ノミヲ免除ス
 ○ 第三百五條 本條ハ前條ニ於テ假ニ免スル者モ再日懲罰
 日數ハ期限ニ算入スヘカラスト爲ス
 ○ 第三百六條 時々其動靜ヲ觀察スルハ其囚人ノ懲罰ノ爲メ改悛ノ情アル
 是レ假面ト本免トノ異ナル所ナリ
 シム

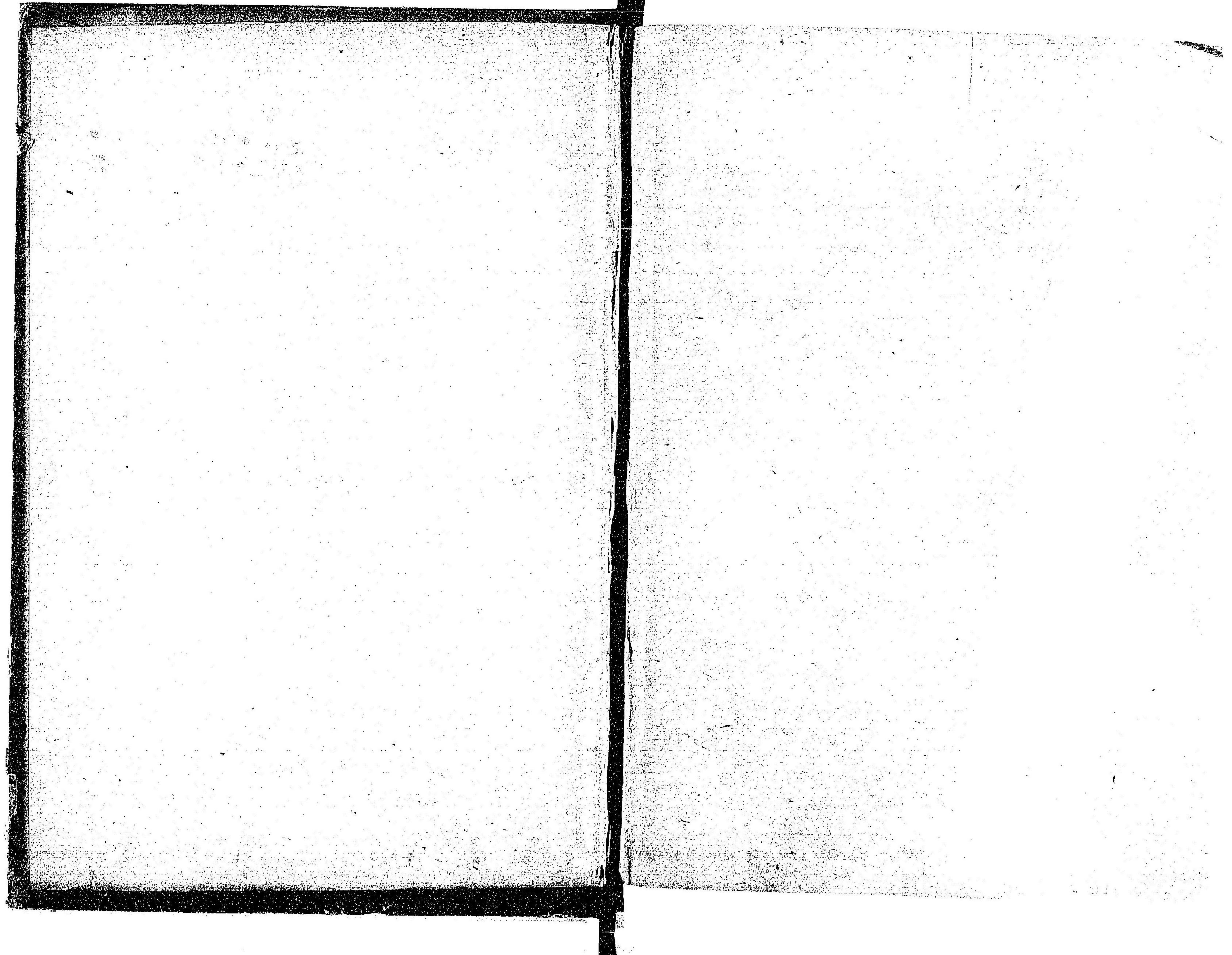
版權登錄

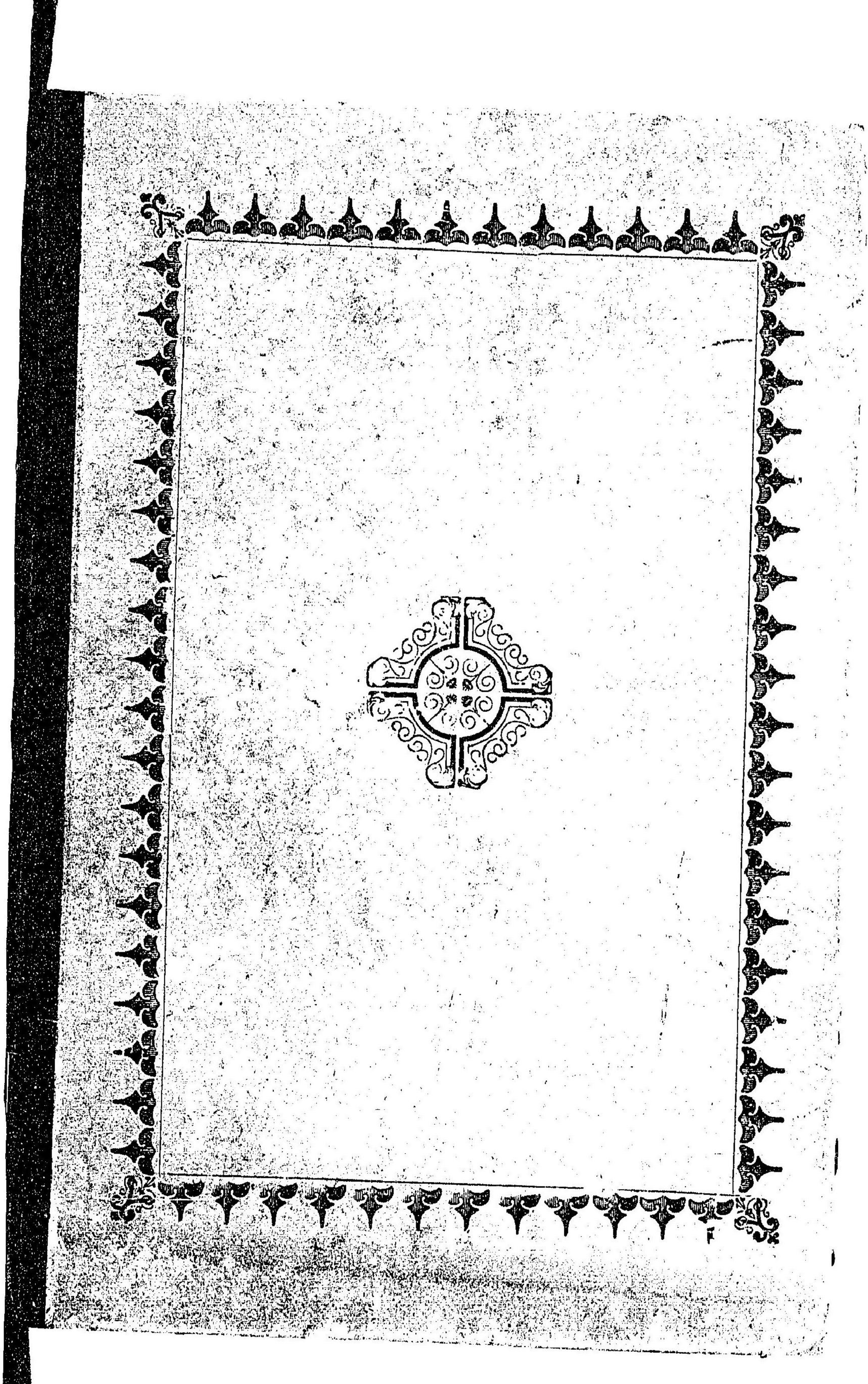
明治二十二年九月廿八日印刷
 同 二十二年九月三十日出版

(有) (所) (權) (板)

註 譯 者 大坂市東區島町一丁目九十五番屋敷 福 井 淳
 出 版 者 大坂市東區北久太郎町四丁目百廿八番屋敷 岡 本 仙 助
 印 刷 者 大坂市南區長堀橋筋二丁目八十番屋敷 前 野 茂 久 次
 專 賣 者 大坂市東區北久太郎町四丁目百廿八番屋敷 偉 業 館
 發 賣 者 大坂市東區淡路町二丁目五十九番屋敷 北 島 長 吉







035839-000-3

特14-254

刑法治罪法改正監獄則註釈

福井 淳/著

M22

BBP-0425

